

平成 3 0 年

第 3 回西原村定例会会議録

平成 3 0 年 9 月 6 日

平成 3 0 年 9 月 1 3 日

熊本県阿蘇郡西原村議会

平成 3 0 年第 3 回定例会会期日程表

月 日	曜	区 分	日 程	備 考
9 月 6 日	木	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・村長提案理由説明 ・休会の件について ・全員協議会 ・常任委員会 	
9 月 7 日	金	休 会	<ul style="list-style-type: none"> ・常任委員会 	
9 月 8 日	土	休 会		
9 月 9 日	日	休 会		
9 月 1 0 日	月	休 会		
9 月 1 1 日	火	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問（2名） ・議案審議（認定第1号） 	
9 月 1 2 日	水	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・議案審議 （認定第2号～第6号、 報告第3号、 議案第58号～第63号） 	
9 月 1 3 日	木	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・議案審議 （議案第64号～第69号、 同意第3号） ・発議第3号 ・委員会の閉会中の継続審査（調査）申し出について 	

提出議案等

(平成30年9月6日提出)

(村長提出議案)

- 認定第 1号 平成29年度西原村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 2号 平成29年度西原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 3号 平成29年度西原村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 4号 平成29年度西原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 5号 平成29年度西原村中央簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 6号 平成29年度西原村工業用水道事業会計決算の認定について
- 報告第 3号 平成29年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 議案第58号 嘱託員及び地区連絡員設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第59号 西原村防災行政無線施設設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第60号 西原村職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第61号 団体営土地改良事業計画の変更について
(日向・葉山・医王寺地区)
- 議案第62号 字の区域の変更について
- 議案第63号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

- 議案第64号 平成30年度西原村一般会計補正予算（第3号）について
- 議案第65号 平成30年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第66号 平成30年度西原村介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第67号 平成30年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第68号 平成30年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第69号 工事請負契約の締結について
- 同意第3号 西原村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

(平成30年9月11日提出)

(一般質問)

1番 桂 悦朗君 2番 中西義信君

(平成30年9月13日提出)

(議員提出議案)

発議第3号 西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣について

目 次

第1号（9月6日）

議事日程第1号	1
応招議員氏名	2
出席議員氏名	3
事務局職員出席者	3
説明のため出席した者の職氏名	4
開会・開議	5
日程第 1 会議録署名議員の指名について	5
日程第 2 会期の決定について	5
日程第 3 諸般の報告	5
日程第 4 村長提案理由説明 （認定第1号～第6号、報告第3号、議案第58号 ～第69号、同意第3号）	6
日程第 5 休会の件について	14
散 会	14

第2号（9月11日）

議事日程第2号	15
応招議員氏名	16
出席議員氏名	17
事務局職員出席者	17
説明のため出席した者の職氏名	18
開 議	19
日程第 1 一般質問	19
（桂 悦朗）	19
・ICT教育について	
・小・中学校のエアコン設置について （中西義信）	32
・聴覚障がい者への助成について	
・小学校部活動が廃止となり、社会体育への移行に 伴う対策について	
・村内の保育園間の交流と河原小学校の児童対策に ついて	
日程第 2 認定第 1号 平成29年度西原村一般会計歳入歳 出決算の認定について	42
散 会	71

第3号（9月12日）

議事日程第3号	7 3
応招議員氏名	7 4
出席議員氏名	7 5
事務局職員出席者	7 5
説明のため出席した者の職氏名	7 6
開 議	7 7
日程第 1 認定第 2号 平成29年度西原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	7 7
日程第 2 認定第 3号 平成29年度西原村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	7 8
日程第 3 認定第 4号 平成29年度西原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	8 2
日程第 4 認定第 5号 平成29年度西原村中央簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	8 3
日程第 5 認定第 6号 平成29年度西原村工業用水道事業会計決算の認定について	8 5
日程第 6 報告第 3号 平成29年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	8 6
日程第 7 議案第58号 嘱託員及び地区連絡員設置条例の一部を改正する条例の制定について	8 9
日程第 8 議案第59号 西原村防災行政無線施設設置条例の一部を改正する条例の制定について	9 1
日程第 9 議案第60号 西原村職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	9 4
日程第10 議案第61号 団体営土地改良事業計画の変更について（日向・葉山・医王寺地区）	9 7
日程第11 議案第62号 字の区域の変更について	9 8
日程第12 議案第63号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について	1 0 0
散 会	1 0 1

第4号（9月13日）

議事日程第4号	1 0 3
応招議員氏名	1 0 4

出席議員氏名	105
事務局職員出席者	105
説明のため出席した者の職氏名	106
開議	107
日程第 1	議案第64号 平成30年度西原村一般会計補正予算(第3号)について	107
日程第 2	議案第65号 平成30年度西原村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について	127
日程第 3	議案第66号 平成30年度西原村介護保険特別会計補正予算(第1号)について	128
日程第 4	議案第67号 平成30年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について	129
日程第 5	議案第68号 平成30年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について	130
日程第 6	議案第69号 工事請負契約の締結について	131
日程第 7	同意第 3号 西原村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	132
日程第 8	発議第 3号 西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣について	133
日程第 9	委員会の閉会中の継続審査申出	133
日程第 10	委員会の閉会中の継続調査申出	134
閉会	134
署名	135

第 1 号 (9 月 6 日)

平成30年第3回西原村議会定例会会議録

平成30年9月6日、平成30年第3回西原村議会定例会が西原村役場に召集された。

平成30年9月6日（木曜日） 議事日程第1号

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 村長提案理由説明（認定第1号～第6号、報告第3号、議案第58号～第69号、同意第3号）
- 日程第 5 休会の件について

1、応招議員 (9名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

2、不応招議員 (0名)

3、出席議員 (9名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

4、欠席議員 (1名)

4 番	中 西 義 信 君
-----	-----------

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	坂 園 まゆみ 君
議会事務局書記	松 永 誠 司 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	日置和彦君
副村長	内田安弘君
教育長	竹下良一君
総務課長	西山春作君
企画商工課長	須藤博君
教育課長	米口三喜男君
会計管理者	中村義光君
税務課長	廣瀬龍一君
産業課長	南利孝文君
建設課長	吉田光範君
震災復興推進課長	高本孝嗣君
住民福祉課長	塚元利文君
保健衛生課長	藤吉昌也君
保育園長	松永政範君

○議長（宮田勝則君）おはようございます。

本日は中西議員より欠席届が出ております。

第3回の定例会が招集されましたところ、定足数に達しておりますので、平成30年第3回西原村議会定例会を開会します。

会議に入ります前に、本日、北海道におきまして震度6強の地震が起こっております。多くの皆さんが被災され、死亡者も出ている模様です。また、9月4日には近畿地方に台風21号が上陸いたしまして、多大な被害が発生しております。さかのぼりまして、7月には西日本豪雨におきまして、多くの死傷者が出る豪雨被害がありました。西原村議会も、この被災された皆様方に対しましてお見舞い申し上げますとともに、亡くなられた皆様にお悔やみを申し上げますという意味を込めて黙禱をささげたいと思います。

全員、起立をお願いいたします。

（全員起立）

○議長（宮田勝則君）黙禱。

（黙禱）

○議長（宮田勝則君）黙禱直れ。

着席ください。

（全員着席）

○議長（宮田勝則君）ただいまから本日の会議を開きます。本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号のとおり行います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番議員、堀田直孝君、2番議員、村上高志君を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、8月29日に行われました議会運営委員会でも本日6日より13日までの8日間と決定しておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、よって会期は、本日6日より13日までの8日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告として、議長から、会議規則第129条ただし書きの規定により、議員の派遣について報告いたします。

7月9日、熊本県町村議会議長会主催による常任委員長・議会運営委員長研修会が、グランメッセ熊本で開催され、「地方創生・まちづくり」と題し

て高野誠鮮総務省地域力創造アドバイザーの基調講演が行われました。基調講演の中で、地方の主たる産業である農業をテーマとして、その地方で米、酒等のブランド化に成功された事例を発表されました。

7月21日には、阿蘇市町村議会議長会主催の市町村正副議長・常任・議会運営委員長研修会が、サンクラウン大阿蘇で開催され、熊本県町村議会議長会事務局長の古家陽介氏を講師に事例研修が行われました。その後、世界文化遺産登録に向けた阿蘇の現状と取り組みについて、阿蘇世界文化遺産推進室より説明を受けました。

また、8月6日、熊本県町村議会議長会主催の正副議長研修会が自治会館で開催され、「災害時の議会・議員の役割」と題して、新川達郎同志社大学大学院総合政策科学研究科教授の基調講演が行われました。

8月17日は、阿蘇くまもと空港周辺四カ町村議会議員研修会が菊陽町のブランヴェールアベニュー熊本にて開催されました。

熊本県企画振興部交通政策情報局長、藤井一恵氏より「インバウンドの動向と変わる熊本のゲートウェイ」と題して講演を受けました。その後、空港周辺の活性化等について、各町村の代表議員による発表が行われました。

それから、7月4日から6日まで中西議員が社会保障・社会福祉について、また8月8日から10日まで堀田議員が地方議員のための政策法務等について、全国市町村国際文化研修所の市町村議会議員研修会に参加しております。

また、8月31日に私と日置村長で愛媛県宇和島市を訪れ、岡原市長に村より50万円、議会より10万円、全職員より20万円、計80万円を被災自治体に見舞金としてお渡しいたしました。

以上で議長からの諸報告を終わります。

ほかに諸般の報告として、何かございませんか。

(「なし」の声)

○議長(宮田勝則君) ないようでしたら、これで諸般の報告を終わります。

日程第4、村長に提案理由の説明を求めます。

(村長 日置和彦君 登壇 説明)

○村長(日置和彦君) おはようございます。

平成30年第3回西原村議会定例会の招集をお願いしましたところ、議員各位には公私とも大変ご多忙の中、9名のご出席を賜り、まことにありがとうございます。

ことしは猛暑で過去にない異常高温の厳しい夏でございました。また、先ほど議長からお話がありましたように、大阪北部の地震、西日本豪雨、大型台風21号、そしてけさ3時8分に北海道を中心に震度6強の強い地震が発生しております。テレビで見る限り、2年前の熊本地震を思い出させる甚大な被害となっております。被害状況はまだ未確定ではありますが、被災地の皆さんに心からお見舞いを申し上げたいというふうに思います。

さて、一昨年熊本地震から2年4カ月を過ぎましたが、復旧・復興に向け、一歩ずつではありますが、まずは順調に進んでいると自負しているところでございます。震災復興推進課を初め、各課それぞれ膨大な事務量の執行に変わりはありませんが、全体的には若干の落ち着きを感じているところでもあります。

災害公営住宅建設につきましても、河原団地に続き、山西団地が8月17日に落成式を終え、8月30日には鍵の引き渡しを行い、計画していた全ての災害公営住宅の建設が完成し、入居が始まっております。県内で最初に完成したということで、入居された方々から喜びと感謝の言葉をいただいております。

宅地の再生事業につきましては、8月末で約25億円ほど発注を終えておりますが、27%の進捗率であります。一日も早く宅地の再生を完成させ、住宅の建設ができればと、職員一丸となって進めているところであります。

いつも申しておりますように、予算のめどはついておりますので、30年度で発注を終え、31年度完成を目指して、被災者の方々の身に寄り添い、願いをかなえるためにも、復旧・復興に向け、全力を傾注してまいります。

議員各位におかれましても、今後とも特段の配慮とご指導とご協力をお願い申し上げます。

さて、本定例会は平成29年度の決算認定が主な議題であります。河上代表監査、西口監査委員におかれましては、7月11日から8月2日までの22日間、暑さ厳しい猛暑の中、慎重に監査をしていただき、その後の決算審査意見書の作成まで大変ご苦勞をおかけしました。審査のまとめでは、いち早く財源確保に尽力し、後世に負の遺産を残さない努力をされ、その結果、実質収支額として7億400万円余りが確保できたことは、大きな成果として評価すると、お褒めの言葉をいただいております。しかし、私どもは、震災復興事業優先により、一般財源で行う事業も中断し、先送りをしておりますが、いずれ実施しなくてはなりません。しかも、今後起債の償還も始まります。今後数年間は大変厳しい状況が続くことも予想しております。29年度決算だけに甘えることなく、さらに気を引き締め健全な財政運営に努めてまいりたいと強く思っているところであります。議員各位におかれましても、さらなるご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。今定例会に上程しております議案についてご説明をさせていただきます。

認定第1号、平成29年度西原村一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

平成29年度当初予算は、西原村震災復興計画に掲げる施策を着実に推進し、創造的復興の実現を進めることを最優先としつつも、厳しい財政状況の中、財源確保と歳出抑制を徹底しながら、第5次西原村総合計画の政策分野別施策に基づき予算編成をしたところです。熊本地震関連事業として、各種生活

再建支援事業、道路や農地・農業用施設、小中学校、公営住宅、庁舎を含めた公共公用施設等の災害復旧事業、災害廃棄物処理事業、震災復旧緊急対策経営体育成支援事業、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業等のさまざまな事業を遂行し、また集落や宅地の復旧については、国や県に対しあらゆる機会を通じて、積極的かつ効果的な要望活動を実施した結果、宅地耐震化推進事業、小規模住宅地区改良事業等の財源を確保し、予算化することができました。そのような中、住民の皆様のご理解、ご協力、議員各位のご指導等により、平成29年度の決算を行うことができました。

平成29年度の一般会計歳入歳出決算額は、歳入で131億6,485万4,801円、歳出では116億9,074万9,787円、歳入歳出差し引き額14億7,410万5,014円で、翌年度へ繰り越すべき財源を控除した実質収支額は7億425万4,546円となりました。

歳入決算額では、村税は法人の熊本地震による業績悪化からの回復もあり、法人村民税の増、固定資産税の増により10.5%の増となり、地方交付税は特別交付税の減により20.8%の減、国庫支出金は災害廃棄物処理事業国庫補助金の減等により21.7%減、県支出金は震災復旧緊急対策経営体育成支援事業県補助金の増、県復興基金交付金の増等により211.5%増となりました。また、地方債では緊急防災減災事業債の増、災害復旧事業債の増、災害対策債の減、歳入欠かん債の減等により3.4%の減となり、歳入総額は対前年度比で25億2,283万円、23.7%の増額となりました。

歳出決算額では、熊本地震関連費が81億6,206万円と決算額の69.8%を占めることになりました。主なものは、災害廃棄物処理等事業費の減による物件費34.0%の減、震災復旧緊急対策経営体育成支援事業費の増による補助費等235.8%の増、デジタル防災行政無線同報系システム整備事業費の増による普通建設事業費174.9%の増などにより、対前年度比では21億5,937万円、22.7%の増額となりました。特に熊本地震関連費においては、災害復旧費が14億4,255万円、物件費が25億7,120万円、補助費等が31億9,430万円、災害関連基金積立金が6億415万円等となっておりましたが、その財源としては、国の激甚災害指定や熊本地震における特別措置により補助率等のかさ上げや起債の交付税措置率のかさ上げが行われ、それにより国・県の災害復旧費負担金・補助金、災害復旧事業債等を最大限活用しながら、予算執行を図ってまいりました。

積立基金については、全国の皆様からお寄せいただいた寄附金等を災害復興基金へ積み立てを行い、前年度と比較しますと2億2,526万円の増となりました。

なお、災害復興基金については、平成29年度中において、災害公営住宅整備事業の財源に充てるため3億円の取り崩しを行いました。また、平成29年度中の寄附金歳入のうち、その一部7,139万円を同事業の財源として充当し

ています。

地方債発行額は、平成28年度に引き続き、平成29年度においても、主に熊本地震復旧・復興事業費の財源として借り入れ、実質の平成29年度中における借入額は21億950万円で、年度末残高は過去最大の61億3,131万円となりました。

決算につきましては、地方自治法の規定に基づき、議会の認定を必要といたしますのでご提案させていただきました。詳細につきましては、会計管理者よりご説明いたします。

認定第2号、平成29年度西原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

歳入総額12億3,265万4,666円に対し、歳出総額11億2,779万9,736円で、歳入歳出差引額1億485万4,930円でございます。

歳入におきましては、保険税調定額1億8,103万円に対し、収入済額1億4,393万円で、収納率は現年度96.4%となっております。

歳入の主な内訳といたしまして、国庫支出金3億9,735万円、療養給付費等交付金2,559万円、前期高齢者交付金2億7,805万円、県支出金4,374万円、共同事業交付金2億5,867万円の交付があり、歳入総額の81.4%を占めております。また、一般会計からの法定繰入金は5,695万円、繰越金2,625万円となっております。

歳出の主なものは、保険給付費の7億887万円で、歳出全体の62.9%を占めております。後期高齢者支援金等につきましては9,891万円で前年度対比3.0%減、介護納付金につきましては4,252万円で前年度対比3.5%減、共同事業拠出金につきましては2億4,618万円、対前年度比3.4%増の支出となっております。詳細につきましては、会計管理者よりご説明申し上げます。

認定第3号、平成29年度西原村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

歳入総額8億33万6,113円に対し、歳出総額7億4,378万8,174円で歳入歳出差引額5,654万7,939円でございます。

平成29年度末の人口6,722人に対し、65歳以上の人口は1,984人、高齢化率は29.5%、介護保険被保険者数は1,975人という状況にあります。平成30年3月末現在で347人が介護認定を受け、そのうち300人が介護サービスを受けられております。内訳としましては、居宅介護サービス196人、地域密着型サービス33人、施設介護サービス71人で、居宅介護サービスの利用率は、地域密着型サービスを含め76.3%となっております。

歳入におきましては、保険税調定額9,796万円に対し、収入済額9,520万円で、収納率は現年度99.2%増となっております。

歳入の主な内訳としまして、国庫支出金2億4,655万円、支払基金交付金2億1,389万円、県支出金1億2,301万円で、歳入総額の72.9%を占め、一般

会計からの繰入金が1億789万円で13.5%を占めております。

歳出の主なものは、保険給付費6億8,659万円で、歳出総額の92.3%を占めております。詳細につきましては、会計管理者よりご説明いたします。

認定第4号、平成29年度西原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

歳入総額1億6,095万8,744円に対し、歳出総額1億5,752万6,169円で、歳入歳出差引額343万2,575円でございます。

平成29年度末の人口6,722人に対し、被保険者は1,025人でございます。歳入につきましては、保険料現年度調定額3,284万円に対し、収入済額3,283万円であり、現年度収納率は99.9%となっております。

その他、歳入の主なものといたしましては、一般会計からの繰入金1億2,318万円で、保険料収納額と合わせ、歳入総額の96.9%を占めております。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金1億5,522万円、内訳として、保険料負担金3,286万円、保険基盤安定負担金2,316万円、事務費負担金462万円、療養給付費負担金9,458万円で、歳出全体の98.5%を占めております。後期高齢者の療養給付費の法定負担金につきましては、一般会計より繰り入れて拠出をしております。詳細につきましては、会計管理者よりご説明いたします。

認定第5号、平成29年度西原村中央簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

歳入総額3億326万2,927円に対し、歳出総額2億7,513万8,120円となり、歳入歳出差引残額は2,812万4,807円でございます。

主な内容としましては、歳入では、水道事業収益の営業収益6,843万円、繰越金1,509万円、国庫補助金8,870万円、繰入金1,002万円、村債1億1,960万円などとなっております。

歳出におきましては、業務費の内訳で、人件費462万円、電気料等光熱水費630万円、災害復旧費の内訳で、工事請負費1,562万円、災害復旧費の繰越明許で工事請負費2億1,162万円、企業債償還金の内訳で、企業債元金1,483万円などとなっております。

なお、水道料金の収入状況は、平成29年度決算時点で収納率99.9%となっております。詳細につきましては、会計管理者よりご説明いたします。

認定第6号、平成29年度西原村工業用水道事業会計決算の認定についてご説明いたします。

収益的収入の水道事業収益は1,846万8,290円で、前年度に比べ224万6,342円の増収となりました。

また、収益的支出の水道事業費は981万9,053円で、前年度に比べ149万1,629円の減額となりました。

なお、剰余金につきましては1,424万5,733円です。当年度純利益は864万

9,237円であります。詳細につきましては、建設課長よりご説明いたします。

報告第3号、平成29年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告するとともに、村民に対し公表することが義務づけられております。

公表するのは、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの健全化判断比率と公営企業の資金不足比率となっており、監査委員からは、特に問題はないとの意見をいただいております。詳細につきましては、総務課長からご報告いたします。

議案第58号、嘱託員及び地区連絡員設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

山西地区に災害公営住宅が整備されたことに伴い、新たな自治会が発足するため、嘱託員及び地区連絡員設置条例について所要の改正をするものでございます。詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第59号、西原村防災行政無線施設設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

防災行政無線施設がデジタル化されたことに伴い、西原村防災行政無線施設設置条例について所要の改正をするものでございます。詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げます。

議案第60号、西原村職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

職員の定数を見直す必要があるため、西原村職員定数条例について所要の改正をするものでございます。詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げます。

議案第61号、団体営土地改良事業計画の変更についてご説明いたします。

平成26年3月の第1回定例会におきまして、事業計画の概要につきまして議会の議決をいただきました日向・葉山・医王寺地区の土地改良事業につきまして、事業計画の変更が必要となりましたので、土地改良法の規定により議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、建設課長よりご説明いたします。

議案第62号、字の区域の変更についてご説明いたします。

平成26年度より日向・葉山・医王寺地区の土地改良事業に着手しまして、面的な整備が終わり、本年度換地業務を行っております。それに伴い字の区域の変更が必要となり、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、建設課長よりご説明いたします。

議案第63号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてご説明いたします。

今回の一部改正の主な内容としましては、広域連合議会議員の定数を32名から45名に改正するものでございます。

広域連合の規約を変更しようとするときは、地方自治法の規定により議会の議決を経る必要があります。詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第64号、平成30年度西原村一般会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億4,023万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億5,389万3,000円とするものでございます。

歳入歳出の主なものについて申し上げますと、歳入では地方交付税2億8,734万6,000円の減額補正、繰越金6億2,425万4,000円、村債7,040万円の増額補正でございます。

歳出につきましては、総務費の総務管理費を3億5,590万6,000円増額しております。これは基金費として3億5,300万円を財政調整基金に積み立てるためのものでございます。

土木費の道路橋梁費では、道路維持費6,235万1,000円の増額、村道維持補修工事6,000万円等の増額補正でございます。

公債費では財政融資資金等を2億8,462万6,000円の減額補正、そして予備費を1億7,453万1,000円増額補正しております。詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第65号、平成30年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,512万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億62万7,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入につきましては、平成29年度決算に伴う繰越金8,485万4,000円の増額補正でございます。

歳出につきましては、諸支出金2,866万9,000円の増額補正、予備費5,618万5,000円の増額補正でございます。詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第66号、平成30年度西原村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,654万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億1,254万4,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入につきましては、平成29年度決算に伴う繰越金5,654万6,000円の増額補正でございます。

歳出につきましては、地域支援事業費229万4,000円の増額補正、諸支出金4,103万6,000円の増額補正、予備費1,268万4,000円の増額補正でございます。詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第67号、平成30年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ343万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,250万6,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入につきましては平成29年度決算に伴う繰越金343万1,000円の増額補正でございます。

歳出につきましては、諸支出金10万7,000円の増額補正、予備費332万4,000円の増額補正でございます。詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第68号、平成30年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,812万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億604万2,000円と定めるものでございます。

主な内容について申し上げますと、歳入につきましては、繰越金1,812万4,000円の増額。

歳出につきましては、営業費用・業務費の需用費に250万円の増額補正、工事請負費に200万円の増額補正、積立金に1,000万円の増額補正、予備費に352万4,000円の増額補正を行っております。詳細につきましては、建設課長よりご説明いたします。

議案第69号、工事請負契約の締結についてご説明いたします。

熊本地震により被災した美晴台地区の宅地等の復旧事業につきまして、指名競争入札により契約の相手方が決定いたしましたので、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、震災復興推進課長よりご説明いたします。

同意第3号、西原村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

現委員の森永和紀氏が平成30年12月22日に任期満了となりますので、引き続き委員をお願いしたく、地方税法の規定により、議会の同意をお願いするものであります。詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

以上、認定6件、報告1件、議案12件、同意1件、合計20件でございます。議員各位におかれましては、全案件とも慎重審議をしていただき、何とぞ議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていた

だきます。大変お世話になります。

○議長（宮田勝則君）以上で、村長の提案理由の説明は終わりました。

日程第5、休会の件についてを議題とします。

お諮りします。明日7日から10日まで本議会を休会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、明日7日から10日まで本議会を休会とすることに決定しました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、次の会議は11日午前10時より行います。

本日はこれをもって散会いたします。

午前10時42分 散会

第 2 号 (9 月 1 1 日)

平成30年第3回西原村議会定例会会議録

平成30年9月11日、平成30年第3回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

平成30年9月11日（火曜日） 議事日程第2号

日程第 1 一般質問

日程第 2 認定第 1号 平成29年度西原村一般会計歳入歳出決算の認定について

1、応招議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	坂 園 まゆみ 君
議会事務局書記	松 永 誠 司 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	日置和彦君
副村長	内田安弘君
教育長	竹下良一君
総務課長	西山春作君
企画商工課長	須藤博君
教育課長	米口三喜男君
会計管理者	中村義光君
税務課長	廣瀬龍一君
産業課長	南利孝文君
建設課長	吉田光範君
震災復興推進課長	高本孝嗣君
住民福祉課長	塚元利文君
保健衛生課長	藤吉昌也君
保育園長	松永政範君

○議長（宮田勝則君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第2号のとおり行います。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、8月29日に行われました議会運営委員会の中で、発言時間はおのおの50分以内と決定しておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、50分以内と決定いたします。

受領番号1番、9番議員、桂悦朗君。件数2件、発言を許します。

（9番議員 桂 悦朗君 登壇 質問）

○9番議員（桂 悦朗君）おはようございます。9番議員、桂です。

さきに多くの自然災害が起きております。被災された皆さん方、また、かなりの人が犠牲になっておられます。先日、北海道で地震により41名の方が犠牲になっておられ、また、他県でも多くの方が犠牲になっておられます。犠牲になられた皆さん方にはご冥福をお祈りいたします。また、多くの方が被災されております。被災された皆さんにもお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは、通告しておりました教育関連についてお聞きしたいというふうに思います。

最初に、ICT教育について教育長のほうにお聞きしたいというふうに思います。

国は、教育改革として2011年度より総務省のフューチャースクール推進事業、また、文部科学省の学びのイノベーション事業として、児童・生徒1人に1台のタブレット、そして無線LANや電子黒板等のICT環境を整備し、また、これらの環境を生かし、教え合い、学び合う協働学習、ICT機器の利用活用の実証研究を現在、進めております。今回の教育改革は、グローバル化が急速に進む社会と人工知能の台頭による産業構造の変化、そして、少子高齢化が進み、生産人口が減少する実情を踏まえ、学校の意義の見直しとして、根底から検討し直していると言われております。

国は、全ての学校にタブレット端末等の整備がなされ、ICTが進んだ21世紀にふさわしい学校教育を実現すると計画しております。ICTの環境を最大限に活用し、子供たち同士が教え合い、学び合う協働的な学びに取り組むことで児童・生徒の思考力、判断力、表現力等を育成するための言語活動の充実を図り、課題の発見、解決に向けて新たな学びに向けた授業ができる

のではないのでしょうか。これにつきましては、文部科学省の学習指導要領総則の教育課程の中にも示されております。

熊本県の教育委員会では、21世紀にふさわしい学び、学校を創造するを目指した「未来の学校」創造プロジェクトを推進しています。情報教育の推進、授業でのICT活用、学校の情報化の実現に向けて、県・市町村立学校へのICT環境を整備し、タブレットや電子黒板、デジタル教科書などを積極的に授業に活用しておるといことです。じわじわと指導力や学力の向上などにつながってきていると県のほうではホームページで紹介しております。

このように、ICTを活用した協働学習のあり方について、教育長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（宮田勝則君）教育長、竹下君。

○教育長（竹下良一君）おはようございます。

桂議員にお答えいたします。

常々学校の子どもの成長や学習環境を気にかけていただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、熊本県教育委員会は、平成13年度からそれまでの授業形態を改めて、熊本型授業として徹底指導と能動型学習という2つの活動を用いて授業過程を説明するという方法に取り組んでまいりました。その背景には、OECD加盟国を中心とした諸外国と日本の学力の捉え方の違いというのがあります。グローバル化社会に向けた日本の教育の質の向上に向けた動きが始まったと言えます。ここで言う徹底は、将来活用する部分、勘違いしやすい部分は間違えずに指導する。一方、能動というところは、自主的・主体的と言いかえてもよい言葉ですが、これまで学習した知識を活用して、教師が提示した課題の中にある問題点や解き方を児童・生徒みずからの手で見つけるという主体的な学習方法を推進するという考えで行って来ました。

そして、2007年、平成19年には学校教育法が改正されまして、学力の3要素を次のように定義しました。先ほどお話になりましたが、知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体的に学習に取り組む態度、この3要素で学力が構成されるということで学力論争に終止符を打ったわけですが、学校では、この学力をバランスよく育むことが学校教育の中に求められるというふうになっています。

このようないきさつから、これまでの17年間で小・中学校では、熊本型の授業はほぼ定着してきたというふうに理解してまいりました。私は、昨年10月に本職を拝命いたしまして、村内の各学校を回らせていただきました。具体的に授業を見させていただきましたが、児童・生徒の学力差の原因が、教師の日々の授業構成力の差にあるのではないかと、あるいは関係があるのではないかとというふうに考えるようになりました。従来から、教え込みの学習は、児童・生徒の学習意欲や活用能力の開発が促進されにくいと言われて

いました。私も児童・生徒の学びの原点は、授業に向かう児童・生徒の学習意欲だというふうに考えています。教師は、その意欲をどれだけ高め、持続させるかという使命があります。そこで、本年度、本村では、授業指導のために指導主事を配置いたしました。

さて、ご質問のあったICT機器を活用した協働学習というところに論点を置いたあり方についての考えについてお答えしたいと思います。

桂議員がお読みになられた学習指導要領、これでございますが、かなり分厚いものでございます。この中に、協働学習については次のように説明しています。かなり乱暴にまとめますと、各学校は、教育の目的を達成すること。そして、その教育活動を進めるに当たっては、主体的、対話的で深い学びの実現を目指して授業改善を行うということ、その中で生きる力を育むということ。

では、具体的な授業ではどうかと言いますと、先ほど議員がお話しになりましたように、基礎的・基本的な知識、技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし、多様な人間との協働を促す教育の実現に努めるというふうに、ここで協働という言葉が出てまいります。すなわち、協働学習というのは、授業の一形態を示していると考えています。また、協働という文字から、協力して働くというふうに判断されますように、単に話し合いを行って結論を出すということではなくて、グループで学習する際に、違う意見もあるだろうし、議論するうちに新たな意見も出てくるであろうし、それらを調整しながらいかに合意形成をなしていくかということに意を強くしているというふうに考えています。

ここにおいて、議員がご指摘になりましたように、ICT機器の能力が生かされると考えます。なぜならば、従来は、このような活動をする場合には、課題を模造紙に大書きします。その大書きしたものを提示して説明するようにしていました。しかし、それがICT機器を活用することによって、容易にグループの中で自分の考えを伝えたり、伝えたい意図の反映の仕方などを学ぶことができるわけです。そして、さらにグループで論議した結果を全員の前にグループの総意として提示することが可能となります。このような取り組みを重ねる中で、これからの社会で必要とされるコミュニケーション能力、プレゼンテーション能力、リーダーシップの育成等も指導する教師の中に具体的な姿として描けるようになったのではないかと考えます。すなわち、教師の授業構成力とICT機器の活用知識、活用能力次第でICT機器は非常に有効な教具になり得ると思います。しかし、あえて申し上げますが、万能の教具ではありません。あくまでも道具の一つだと考えております。以上です。

○議長（宮田勝則君）2回目、続けてください。

○9番議員（桂 悦朗君）今、最後に教育長が言われたように、ICTというのは道具の一部ということでございます。パソコンやタブレット端末、インターネット通信などによる情報通信技術を活用し、教育方法にそれを取り入れたらどうかということなんですよね。それと、文部科学省では、ICT教育を国家戦略の一つとして位置づけて、ICTを活用した指導法を開発やICT教育の推進に図りたいというふうに、そのようなことを今進めておられるということでございます。

今、全国的に見ましても、少子化問題、また人口流出の影響に伴う学校の小規模化はとまらず、統廃合が続く自治体が少なくありません。県内の小学校を見ても、現在346校、うち3校が分校になっておりますが、この10年間で2割以上減少していると言われております。今、多くの市町村が求められている小規模校対策として、統廃合を選択する前にさまざまな取り組みで小規模校の可能性を徹底的に追求することが必要ではないかとも言われております。

そこで、ICT教育を導入し、小規模校対策に取り組んでおられる高森町、この高森町においては、行政、議会、そして住民が一緒になって考えて今回、統廃合をせずにやっておられるということでございます。これまで数回の統廃合を行っておられるが、統廃合後も高森東小、高森東中の児童・生徒の減少はとまらないということでございました。一時は、中心地にある学校との統合も検討されたというふうにお聞きしました。しかし、教育委員会は、廃校が地域に及ぼす悪影響や、また、子どもたちの遠距離通学の負担などを考えて断念、また、両校とも存続させるための積極策に出しております。

高森町教育委員会は、2012年度に小中一貫教育を導入し、地域力を生かした地域とともにある学校づくりが教育の基本として、コミュニティスクールの導入にも踏み切っておられます。2013年度からは、文部科学省の教育課程特別校の指定を受け、小中9年間の英語教育とかふるさと教育を推進する新教科、高森ふるさと学の創設などを具体化して取り組んでおられます。同町への注目度を一層高めているのが、テレビ会議などのICTを活用した遠隔合同授業などであります。

高森町では、電子黒板を全小学校、中学校の4校合わせて46台、タブレットが360台、これは、ほかの企業からもちょっと140台ぐらい買ってされているということでございます。各教科のデジタル教科書導入、さらにICT指導員を配置するなどの環境整備に努めておられます。ICTの活用で小規模校の弱点を最小化することに挑戦し続けておられます。高森東学園では、テレビ会議などのICTを活用し、高森中央小学校、また、高森中学校を初めとした町内外あるいは県外の学校との合同授業やさまざまな交流活動、各種専門施設と結んで専門家の生の声を聞くなどの取り組みも通して、指摘される弱点克服に努め、学力向上などの成果を上げておられます。

本村においても、河原小学校は、少子化の影響で将来的には存続が心配される状況でもあります。しかし、テレビ会議システム等のICT機器を活用し、山西小学校や他の学校との合同授業等で交流活動をすることで教育環境を整えることができるのではないかと考えます。また、地域への影響も大きくなり、子育ての世代が定住することも考えられるのではないのでしょうか。

このようなことも含め、今後どのような教育環境づくりをしていかれるのか、教育長にお尋ねしたいと思います。

○議長（宮田勝則君）教育長、竹下君。

○教育長（竹下良一君）議員にお答えいたします。

高森町は、阿蘇郡内はもとより県下でもいち早くICT機器を導入し、小中一貫校やコミュニティスクール、教育課程特例校等々のさまざまな施策と並行しながらすばらしい教育施策に取り組み、成果をおさめている地域だと承知しております。個人的にも34年間の私の教職人生の中で2度もお世話になった地域でございます。大変お世話になったところでございますので、大いに参考にさせていただいているところでございます。

さて、議員ご指摘のように、本村の河原地区では、少子化による複式学級化も学校の存続とかかわり、村の重要な課題になっています。今後とも河原小学校の存続に向けて多方面からさまざまな知恵をいただきたいと考えています。

議員ご質問のICTを中心とした教育環境づくりに対しては、これまで導入したICT機器を活用した子どもたちが学びやすい教室環境の整備ばかりではなく、学校を中心とした地域環境を整備することで対応していきたいというふうに考えています。

まず、現時点での本村のICT機器の配備状況から説明いたします。

これまでの本村の理解と先達の取り組みにより、西原中学校では、パソコンは36台、これは5.8人に1台の割合でございます。現在、全国の平均が6.2人に1台ですから、ほぼ標準と言えます。次に、山西小学校では、パソコンは36台、これはちょっと少ないんですが、10.1人に1台と標準を下回ります。話題の対象になっています河原小学校は21台です。現在、3.2人に1台で標準を上回っています。今後、文科省が目標としています3.6人に1台、そして、さらには今年度示されました第3期教育振興基本計画では、3クラスに1クラス分程度整備するという方針がありますが、その目標に近づけるように計画的に年次ごとの計画を立てながら、財政と相談して進めていきたいと考えています。

また、電子黒板ですが、各学校とも学級に1台の整備は済んでおります。今後は、特別教室や特別支援学級への配備を進めていく必要があります。これに関しても、同様に年次計画を立てながら順次配備を進めていきたいと考えています。

しかしながら、これまでの議論同様、ICT機器の整備については、ただ目標をクリアするという方向に向かうというのは、ちょっと議論が違うような気がいたします。河原小学校の活性化の鍵は、議員がお調べになったように、ICT環境の整備について、2010年に総務省が示されましたフューチャースクール推進計画、それから、それに追随する形で2011年から文科省が提案した学びのイノベーション事業の総括として、平成25年、2013年に示された学びのイノベーション実証研究報告書にあると考えています。これは、327ページにもわたる膨大な文章ですが、それを詳細に検討することで今後の本村、そして河原小学校のICT機器活用に特化した場合の方向性が見えてくるのではないかと考えています。

その学びのイノベーション実証研究報告書では、一斉授業ばかりではなくて、一人一人の能力や特性に応じた学び、子ども同士の協働的な学びを推進する必要があること。そのためには、学習者用デジタル教科書、教材、表現、協働アプリケーション、学習記録を活用した学習アプリケーション、そして、これらを動かすのに必要な情報端末を整備する必要があること、さらに、複数のOSに対応できるようにすることなどなどの課題があるというふうに言われています。すなわち、今ある教育資源、ICT機器に対して現在授業で使えるアプリケーションの蓄積、これがまず1点でございます。

それから、アプリケーションの活用場面の分類、教科ごとの効果の違いと小規模校の特性を生かしたICT機器活用のノウハウというものを河原小学校独自でも確立することが必要ではないかと考えています。また、そのことと学力の向上との相関関係を経時変化を追いながら、これはもう一時的なもので終わっていますので、経時変化を追いながら詳細に検討すること、しかも、集団ばかりではなくて、個の育成という面で検討を要する必要があるかと思えます。

このようなICT機器に対する方向性を持つことも河原小学校の活性化のための教育環境の整備につながるというふうに考えています。しかし、ICT機器以外にも小規模校の特性を逆手にとった新たな学習方法の導入による河原小学校の活性化も同時に考えられます。現在、管理職の先生方を中心に導入を模索しているものとして、子どもたちの主体的な学びを育む学習方法としての課題研究メソッドというのがありますが、それを模索中でございます。また、従来から活性化している地域の特性を利用すべく、来年4月からの運用に備えて現在準備段階にありますコミュニティスクール及びその片方の軸となる学校支援地域本部事業を推進しているところでございます。以上です。

○議長（宮田勝則君）3回目、続けてください。

○9番議員（桂 悦朗君）今、西原村においても小学校、中学校でパソコンも1人に対して、山西小学校の場合は10.1人に1台ということなんですが、そ

れだけ今持っているわけですが、それをうまく生かしていければいいなというふうに思っております。これは、先生方の教育レベルアップにもつながってくるというふうにも国のほうが言っております。

学習指導でのICT活用による効果について、文部科学省は平成18年と平成19年度の委託事業により調査報告をしておりますが、学習指導でICTを活用した授業を行った教師の98%が、関心、また意欲、態度の観点から効果を認めたというふうにあります。それ以外の観点、知識、理解、思考、判断、表現、また技術処理、ICT活用によって児童・生徒が集中して取り組めるようなこと、児童・生徒が楽しく学習できるようになることなどについて多くの教師が効果を認めているというふうにあります。また、児童・生徒に対する調査によれば、学習に対する積極性や意欲、学習の達成感などが全ての項目についてICTを活用した授業の場合の効果評価が高かったというふうにもありました。ICTを活用した学習指導をすることは、教師のレベルアップであるというふうに思っております。レベルアップがなければ児童に対する学力向上にはつながらないんじゃないかなというふうに思っております。

このような結果を見て、2011年度から総務省、文部科学省の授業で児童・生徒1人に1台のタブレットで教え合い、学び合う協働学習、ICT機器の利活用で検証を行っているというところがございます。このようなことから、国のICT機器した教育の流れはもう変わらないというふうに思っております。ICT教育に対する取り組み、必要性については、教育上においてインターネットやタブレット等のデジタル技術を活用することは年々注目されているところがございます。今後、さらに技術が進み、AI、また、ロボットに今、人が行っている労働の約半分が置きかわるだろうと予測されている状況でもございます。そこで、小学校、中学校からICT機器になれてもらいたいというのが文部科学省の考えではないかなということがございます。

また、今問題になっているのが、インターネットやSNSでのトラブルが多くなってきております。子どもたちが被害者になるケースも少なくありません。また、加害者になることも考えられますので、依存症や大きな問題にもなっているICT教育、そのような取り組みというのは、情報をやりとりする際のルールやマナーを理解し、それを守る態度を学ぶような学習も必要ではないかなというふうに思いますが、教育長にそのあたりをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（宮田勝則君）教育長。

○教育長（竹下良一君）議員にお答えいたします。

現在、内閣府は、高齢化、労働力不足が引き起こす問題、いわゆる2030年問題の対策として、Society 5.0を目指した社会づくりの構想を立て、実現に向けた試行を行っています。Society 5.0で実現する社会では、

I o Tで全てのものと人がつながり、さまざまな知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで少子高齢化や過疎化の課題を克服すること、また、人工知能により必要な情報が必要なときに提供される、ロボットや自動走行車を走らせるなど、改革を進めることで希望の持てる社会、世代を超えて互いに尊重し合える社会、一人一人が快適で活躍できる社会を目指しています。また、総務省は、平成29年12月に2030年以降のICTビジョンを示しています。そこには、AIやロボットの導入により、現在ある職がどのように変化していくのか予想したものを記述しております。このように見てきますと、ICTやAIに無知であることはできないというふうに考えています。

今後は、学校へのロボットの導入も含め、全ての村民が知恵を出し合いながらICT機器のさらなる活用を視野に入れた論議を多くの有識者の意見も聞きながら慎重に重ねる必要がございます。といいますのは、議員も申されましたように、ネット上のトラブルと同時に、先日の熊日でも警鐘を鳴らしておりましたが、ゲームへの傾倒の危険性というものを指摘する声があります。学校教育の場では、調べ学習においてもセキュリティーやフィルタリング等で危険なサイトへの侵入は防止できます。しかしながら、これを家庭でも同様に行うということは難しくなります。家庭の協力が不可欠であります。さらに、実は、報道があったように、ソーシャルゲームというのは非常に依存度が高いんだということも指摘する医者がいます。現在進行中の形で中高生に対する警告が発せられています。呼び方が非常に過酷でございますが、デジタルヘロインとして警鐘を鳴らす医師もいるほどでございます。

これまでのことを整理してご質問に対するお答えといたします。

まず1点目、ICT機器は授業改善、学力向上に効果があると考えられることから、まずは今ある機器を最大限活用する、活用できるように指導していきたいと思えます。

2点目、ICT機器の効果を上げるには事前の準備が必要です。今後は、校内でのパソコン操作技術の向上や授業で使えるコンテンツの開発を校内研究等で行い、開発したものについては村内の学校間で共有できるようにしていく必要があります。

3点目、ネットを使う際のマナーや危険性、いわゆる情報モラル教育も同時に行いながら、ICT機器の学習補助機としての機能を高めるようにしていきたいと思えます。

最後に、先ほど計画的なICT機器の配備について申し上げましたが、配備の際のネックはそのコストでございます。通常市販されているコンピューターは1台数十万円いたします。本村の場合、その対応策として、平成32年度から始まる新たな教育内容であります小学校のプログラミング教育について、現在、イギリスから輸入した1台5,000円の小型パソコン、ラズベリー

パイを利用する試みを始めました。両小学校では、夏期休業中に校内研修が終了したところであります。西原中学校では、同時にこの機器を利用して情報教育の中で取り組んでもらっていますが、11月の中旬に県の教育センター協力校事業として中学校の技術の先生が公開していきます。ぜひともごらんいただいてご意見をいただきたいと思ひます。

以上、報告を終わります。

○議長（宮田勝則君）3回使いましたけれども、まとめますか。

○9番議員（桂 悦朗君）今、教育長からいろいろと答弁をいただきまして、ICT教育の必要性というのは、今後は必要であると思ひます。それに向けて取り組んでいくということであると思ひます。今後、ICT機器を使った、要するに外国語、英語また中国語とかありますけれども、現在、労働者として、また、観光で外国からの客、かなりの方が日本に来ております。そうした人たちとのやっぱり話ができるようなことも今後はやっていかななくちゃならないのかなど。それでICT機器を使って専門的な講座をできればいいんじゃないかなというふうにも思っております。そういうものでまた考えていただければありがたいというふうにも思ひますので、今後、ICTを使った、また、いろんな教育を進めていってもらいたいというふうにも思っております。これで1問目、質問を終わりたいというふうにも思ひます。

それでは、2問目、小・中学校のエアコン設置についてということで質問をしたいというふうにも思ひます。

地球温暖化の影響とも言われている連日の猛暑。気象庁は、この夏を東日本においては、観測史上、最も暑い夏、命にかかわる危険な暑さと表現しております。熱中症と見られる症状での救急搬送者、また、死者が相次いで出ているということも連日ニュースであっておりました。6月に坂本議員がエアコン設置について質問をしております。それから3カ月、皆さんも今までにない異常な暑さを体験されたのではないのでしょうか。家ではエアコンを入れっぱなしの状態が続きました。エアコンのない部屋では30度を超えており、その部屋におれるような状況ではございませんでした。夜になってもエアコンを入れないと眠れない日が続き、ストレスもたまる人たちが多かったのではないかなというふうにも思っております。子どもたちも一緒だというふうにも思っております。来年以降も異常に暑い夏が予想されると言われております。

政府は、来年の夏までに全ての学校にエアコン設置をするように補正予算を組むとも言っておりますが、子どもたちのためにもせめて普通教室だけでもエアコンを設置し、教育環境を整える必要があるのではないかなというふうにも思ひますが、村長の考えをお聞きしたいというふうにも思ひます。

○議長（宮田勝則君）村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）お答えいたします。

まず、冒頭、きょうは高森町議員の皆さん方がおいででございます。丁寧にお答えしたいというふうに思っておりますけれども、先ほどのICTということについて、若干、私のほうからもお答えをさせていただきたいというふうに思います。

ここ最近の全国の学力・学習状況調査の結果についてお話をさせていただきたいというふうに思います。そして、そのお話を聞いていただいて議員のご理解をいただければなというふうに思います。

先ほど来より教育長が申しましたように、子どもの学力は教師の指導力と関連であるということがわかっております。子どものやる気を育て、学習に向かわせる教師の姿勢が子どもの理解力につながっていくということであり、その結果、テストにおいて得点が高くなるということも考えられます。近年、阿蘇郡の学力は、県学力テストの結果から見ますと県平均に近づいてきたと、あるいは平均を上回ってきたと言われております。本村の中学生でも教科による若干の落ち込みはありますが、4月の段階では学力は総合的に県平均を上回っております。一方、今年度の4月17日に実施しました全国学力・学習状況テストの結果については、現在、各学校で詳細に分析しているところでありますが、中学校では、3年生を対象として、ことしは国語、数学、理科を実施いたしました。その結果、全国平均よりわずかに高い結果をここ2年間維持しております。他郡市との比較はネットを検索しますと、熊本市が全国平均と同程度という表現でしたので、ほぼ熊本市と同じというふうに考えております。

この結果をさらに拡大して、平成25年から6年間の推移を見てみますと、地震が起きた平成28年は全国平均を下回りましたが、ここ2年間はまた回復しております。そう考えますと、平成27年に導入したICT機器が効果をもたらしたということも考えられます。しかしながら、先ほど来より話がありますように、学力の維持ができている背景には、子どもにかかわる教師の姿勢が大きいと考えられます。要は、子どもたちの学習に向かう姿勢、それを育てる教師との関係が要るかなというふうに思っておりますので、申し添えておきます。

それから、エアコンの件でありますけれども、6月の議会で坂本議員から質問があった内容であります。回答は繰り返しになるかと思っております。今年度の7月23日に官房長官が、西日本と東日本を中心に連日猛暑の暑さが続いているさなか、対策は緊急の課題として、小・中学校でのエアコン設置の補助や夏休みの延長などを検討する考えを示しております。早速教育課長に空調設備に関する補助事業内容等について熊本県庁に確認、調査するよう指示したところであります。現在、県下の希望町村の意向を調べ、手を上げた自治体のヒアリングが行われた段階で、今現在、ストップしております。

ただ、ご案内のように、文部科学省の国庫補助事業の場合、国庫補助が対

象工事の3分の1とありますが、実質国庫補助対象となるのは、教室の平米単価が決まっております。単価掛ける整備面積は、実際の工事費の少ないほうの金額の3分の1となりますので、総工事費1億4,000万円を想定すると実質補助金は2,500万円ほどで、約6分の1になります。残りは全て村の持ち出しということになります。こういう状況がまだ今のところ緩和されておられませんので、6月議会でお答えした状況と変わりはないという今の私の考えでございます。ご理解いただきたいと思っております。

後は、教育長のほうからまた答弁をしていただきます。

○議長（宮田勝則君）教育長。

○教育長（竹下良一君）お答えいたします。

猛暑への対応で子どもたちや保護者、そして学校の先生方に心配をおかけしています。実際に、夏休み前と夏休み期間中に保護者から電話でクーラー設置の嘆願というものがございました。私のほうから、今後とも事故のないように注意を払いながら各学校で取り組みをしている状況を丁寧にお話をしたつもりでございます。夏休み明けの段階でも校長会議を開き、今まさに暑い日が続いていますが、県の教育委員会からも、あるいは文部科学省からの通知とあわせて熱中症対策には万全を期すようにと連絡しているところでございます。先日は、学校医の先生に直接お会いをして、対応策で特に注意することはないでしょうかということでお聞きし、その内容を各学校に再度伝えながら注意喚起をしたところでございます。

現在、各学校では、時間ごとに養護の先生が温度をはかり、子どもたちの様子をチェックするというきめ細かな対応を行っていただいております。ただ、懸念されるのは小学校では運動会の練習が始まっておりますし、また、中学校では中体連の練習、陸上の中体連でございますが、始まっています。これまで同様の注意を払いながら万全を期したいと考えております。

以上、終わります。

○議長（宮田勝則君）2回目、続けてください。

○9番議員（桂悦朗君）今、教育長と村長からの答弁がありましたけれども、県の小学校、中学校、これでは、昨年度調査では、普通教室には32.4%エアコンがついているということでもございました。全国的に言えば、50%近くついているということでもございます。高校に至っては、県立高校では92.4%が設置してあるということでもございます。先ほど村長も言われましたけれども、補助率が3分の1だけれども、実際は6分の1だということで、かなりお金がかかるという状況ではございます。

しかしながら、子どもたちの中には体力がある子もいるかもしれませんが、体力が劣る子もいると思っております。また、その日に体調を崩す子どももいるんじゃないかなというふうな思いをしております。そのときに、何もなければいいんですが、何かあったときにはどうするのか。これは、私たち議員も責

任をやっぱり感じるわけです。自分たちもこういうふうにして一般質問するということは、こういうことをしなくちゃならないんじゃないかということでここに立っているわけでございます。坂本議員もそうだったというふうに思っております。お金がかかるからしょうがないんだということであれば、何かあったときに、じゃ、誰が責任とるんだと。私たち大人がやはり責任とらなくちゃならないんじゃないかなというふうに思っております。そこらあたりでもう一度村長の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）お金がかかるから仕方がないんじゃなくして、今、学校は実際的に地震がありました。やるべきことを今、先送りしてしております。学校給食もしなくちゃなりません。これは3億円かかります。プールの改築をするならば4億8,000万円かかります。そして、この前から質問でありましたようにトイレの改修、トイレ、小学校・中学校、山西小学校、中学校はもう昔のブロック塀のトイレ、あわせて和式を洋式に変えるならばということで、それは各見積りで1億円かかります。今回もかなりのお金がかかります。そういったことで、するならば、今、教育委員会に言っているのは、年次計画を立てて、一遍でするんじゃなくして計画どおりに、今から先はもう建てても改修してもいいから年次計画を立ててくださいよと、今それを申し上げます。

今回もこのエアコンについても今1億4,000万円と申しましたけれども、これは一応概算で計算して上げた数字でありますけれども、なぜそんなに高いのかと。私もちょっとおかしいというか、もう少し安くできるんじゃないかなというふうに思っております。私の自宅はリビングが25帖あります。100ボルト、あと1本線をつなぐと200ボルトになりますので、うちは200ボルトでしておりますけれども、教室が60帖ございます。ということは、うちが倍すれば50帖だから、2台つけば冷えるんじゃないかなということ、それは割と安い値段でできます。それとあわせて、今、災害復興住宅にカーテンをつけております、スタイルシェードというカーテンを。あのカーテンの役割はどういうところがあるかというと、直射日光の83%をカットすると、熱をカットするということを言われております。普通のカーテンは内側にしますので、45%しかカットしません。スタイルシェードをすることによって電気料も31%カットという形になりますので、それと併用してするならば、割と安い値段で、県が示した基準の値段の中で3分の1の補助をもらえないかということも、今から先それを検討していかなくちゃならないというように思います。

いずれにしても、きょうしますよとは答えられません。前回、坂本議員のときも、しないとは言いません。するけれども、今すぐできるかどうかということ大変厳しいところがあると。議員にお尋ねしますけれども、平成30

年度の村の負債の額はご存じでしょうか。

- 9番議員（桂 悦朗君）平成30年度。
- 村長（日置和彦君）平成30年末で予定的に。起債総額。
- 9番議員（桂 悦朗君）100億円だったと。
- 村長（日置和彦君）はい。計算上は101億円になります。これを今から10億円ずつ返していかなくちやなりません。そして、震災における負債額が80億円ぐらい。もともと20億円ありましたので、100億円になりますけれども。そして、また今から先いろんなことをしなくちやなりません。エアコンつければまた起債を起さなければならぬと、そして一般財源を入れなくちやならない。そして、そういったこともありますので、金がないばかりは言っておれませんけれども、今から先はもう、いつも言いますように、この災害復旧の宅地の再生の事業は予算をとってしもうたと。後は仕事をするばかり。この前、約100億円ほど、今のところは92億円ですけれども、100億円ぐらいになりやせんかなと思いますけれども、それもやっていかなくちやならない。それも起債もありますので、これもまた今からありますので、だから、今から先は何を最初にすべきなのか。これは、教育委員会と学校、あるいは父兄と相談しながら、まずどれからしてくれと言われればそれからやってもよろしゅうございますので、それから進めていくならばというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。
- 9番議員（桂 悦朗君）最後にまとめます。
- 議長（宮田勝則君）時間が来ましたので、まとめてください。
- 9番議員（桂 悦朗君）今、村長が言われましたように100億円のうちも負債がありますし、そういうものを考えて私たちもすぐつけてくれと言っているわけじゃないんですよね。どうにか考えていかなくちやならないんじゃないか。やっぱり子どもたちの体のことを考えて、保護者とも話をしながらやっていかなくちやならないんじゃないか。先ほどそういうふうにしていろいろ工夫をしておられるということですので、私たちからするとそこには期待をしていきたいなど。そして、私たち議会としてもそういう中に入らせていただいて、その中で議論をし合うということも必要ではないかなというふうに思っておりますので、今後ともそういう面では一緒になってやっていきたいというふうに考えております。
- 議長（宮田勝則君）村長。
- 村長（日置和彦君）きょうは高森町の議員さんもおいででございますので、最後に一言だけ言わせていただければ、前回、竹下教育長が申されました、生徒会にエアコンをつけるか、つけないかというときに生徒から返ってきた言葉を、前回の答弁の内容を申し上げますので。
エアコン設置が可能ならば、生徒は喜ぶと思います。でも、それ以上大切にしたいことがあります。今まで支援して下さったことに感謝します。私

たちは多くのことをしてくれたのに少し我慢することで、復興が早まればそれぐらいは我慢できますと、暑さの中ではあはあ言って勉強するのも思い出になりますと。だから、エアコンをつけるのはうれしいですが、今じゃなくていいです。後輩にそのチャンスをあげますという子どもからの答えでした。

私は、前回、坂本議員が質問されたときに、いや、つけようかなと、そういう答弁をしようかなと思っておりましてけれども、そのつけようかなという私に対して私は恥ずかしさを感じました。子どもたちがこういう考えでおる中で、ただ子どもたちにしてやるだけが教育じゃないと。耐えて我慢するのも一つの教育じゃなかろうかなと。この言葉にしてやろうかと思いましたがけれども、答えが出ませんでした。してやったら、私も少し恥をかいたかなというような思いでした。以上です。

○9番議員（桂 悦朗君）じゃ、最後に一言。

今、村長が言われたように、子どもたちからそれだけ言われたということで、私たちが子どもたちの意見というのも必要でありますけれども、やはりその中に弱い子どもたちもいるということも考えておかなくちゃならないのかなというのを先ほどから言っている次第でございます。元気で、要するに自分の体力に自信のある子についてはそういうふうにして、本当に村のことを考えてもらい、そういうふうにして言ってもらったというのはありがたいことだというふうに私たちが思いますけれども、弱い子どももおるんじゃないかなということで、そういう面を検討してもらいたいということで一般質問を終わらせていただきます。すみません、時間が長くなりました。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午前10時53分）

（午前11時04分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

受領番号2番、4番議員、中西義信君、件数3件、発言を許します。

（4番議員 中西義信君 登壇 質問）

○4番議員（中西義信君）おはようございます。4番、中西です。

ただいまから通告書に沿って質問いたします。よろしくお願いいたします。

先ほど桂議員もおっしゃられましたけれども、残念ながら熊本地震も含めて毎年いろんな災害が起こり、本当に悲しい限りです。村内では、両小学校、両保育園とも毎日運動会の練習をしております。うちの近くでは、毎日朝の言葉からお昼の言葉から夕方の言葉で私が暗記できるくらい毎日頑張っております。何とか当日は台風や豪雨がないことを祈っています。

では、順番に沿ってやっていきたいと思えます。

まず、（1）聴覚障がい者への助成についてです。

本村では、人工内耳を装着している障がい者に対し、使用する電池のみを

助成している。県内では、本体に対しての助成が浸透している。本村でも取り組めないかと書いております。

この言葉を聞いたのは、昨年末でした。全く初耳でした。今回の質問を提出した際、事務局と会話をしたんですけども、やっぱり初耳でおられました。お互い、聴覚障がいの方への助成に関しては、補聴器等の金額も含めて補助があることも知っていましたが、人工内耳という言葉に関しては初めてだったと思っています。そちらでも調べられたとは思いますが、人工内耳とは、生後に両方の内耳の機能を失った重度の聴覚障がいのある方に音を聞こえるようにする装置のことです。音を増幅する補聴器と違って、音を電気信号に変え、直接聴神経に伝えるものです。ちょっと私には難しいんですけども、マイクロフォンでキャッチして送られてきた音の信号を分析して、電気刺激の頻度や刺激に用いる電極を選択し、刺激の仕方を決定する小型の高性能コンピューターとあります。

つける方々のことを装用者と呼ぶそうですが、その方々によって刺激の仕方を、その情報を記憶することもできるとあります。耳かけ型と箱型があり、耳かけ型のスピーチプロセッサにはマイクロフォンが組み込まれて、箱型のスピーチプロセッサには耳にかけるマイクロフォンとコードでつながっているとあります。この2つのタイプがあるようです。それを装着するには、埋め込みの手術に2～3週間入院し、装着後、2～3カ月のリハビリが必要で、埋め込んだ部分に強い刺激を与えなければ日常生活は送れるそうです。

私もスマホを持ってまして、フェイスブックもたまに見ることがありまして、その中の動画の中に、生後間もない赤ちゃんとお母さんのビデオが流れることがあります。抱っこしたお母さんが声をかけても無表情の赤ちゃんが補聴器を装着した後、初めて聞こえるお母さんの声に和らいだ笑顔を見せるシーンがあつてとても感動します。昨夜の夜遅くのニュースの番組の中でも音のない世界の体験があつて共鳴しました。ただ、それをするには高額のコストがかかります。

現在、村の助成のうち、聴覚障がい者関係では項目が情報・意思疎通支援用具とありまして、12項目の助成を組んであります。そのうち人工内耳に対しては、電池の補助になっています。本体にはありません。近代科学の発達とともに高性能の機器ができ、開発も年々進んでいますが、装用者の方の数がごくわずかのため、なかなか低価格にはなりにくい面も否めません。でも、これまで不便だった方々が少しでも音のある世界を体験でき、明るい未来の展望と結びついてきます。

本村も震災から創造的復興を目指している中、この件に取り組むことはアイマッチしているのではないかと考えます。わざわざ福祉に力を入れている西原村をPRしなくても、そういったことを取り組むことによって自然とスマホあたりで輪が広がっていくのではと思っています。一般社団法人の人工

内耳友の会調べというのが、2017年11月版がここにあります。県内市町村で約40幾つかあると思いますけれども、本体を含めて取り組んでいるのが10市6町あります。大概似たような助成の仕方ようです。少し読みます。

菊池市です。上限100万円、補装具制度に準ずる。装用5年を経過しているほか諸条件あり。菊陽町、スピーチプロセッサ110万円、同町に1年以上居住し、5年以上装用していること。あと1つ、あさぎり町、上限110万円、耐用年数5年ほか諸条件ありと書いてあります。大概似たような助成の仕方ようです。ちなみに、先日は研修等ありました空港周辺4ヶ町村では、本村以外は皆取り組んでられます。確かに器具は高額ですが、今読みましたように、大体上限が100万円とか自治体在住とか耐用年数、自己負担1割とか幾つかありますが、それぞれ対応されております。

村内でも庁内において検討いただき、西原村地域生活支援実施要綱に組み込んでいただけないかと思って質問します。

○議長（宮田勝則君）村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）お答えいたします。

聴覚障がい者への助成についてということで、村については今、議員が申されましたとおりでございます。私のほうも人工内耳について簡単に述べさせていただきますと思いますが、人工内耳というのは、聴覚障がいの方で補聴器での装用効果が不十分である方の唯一の聴覚獲得方法だというふうに思われます。耳の奥に埋め込む部分と、音をマイクで拾って電気信号に変える内耳の埋め込み部分へ送る体外部分とから成っております。中西議員の言われるスピーチプロセッサについては、この体外部分に当たるかと思えます。現在、おおよそ新生児1,000人に対して1人の割合で両側難聴児が生まれているようでありまして。最近では、新生児難聴スクリーニングで早期に発見される傾向にあるようではありますが、人工内耳については、おおむね1歳以上の乳幼児や、成人として聴覚障がいが発生した方などが主な対象となり、生まれながらに聞こえない人で7歳、8歳を超えてから装用については余り改善がされないようでありまして。効果についても個人差があり、装着後のリハビリが重要になるようでありまして。また、人工内耳の装置は、「聞こえない状態」を「聞こえるけれども聞き取りづらい状態」にするものであるというふうに言われております。完全に聞き取れる状況にするものではないようで、個人差もあるようでありまして。

西原村においては、聴覚障がいの方で障がい者手帳を持っておられる方が30名ほどおられます。人工内耳を装用している方は1名であります。現在の西原村の支援については、中西議員の質問にありましたように、地域生活支援事業の情報・意思疎通支援用具として人工内耳装着の方に対し月額2,500円を限度に電池代の助成を行っております。助成状況については、平成27年

度に1件申請がっておりますが、その後の申請は今のところありません。人工内耳の装着のための手術は、費用がおおよそ約400万円ほどかかるそうではありますが、1台目は保険適用となるため、本人負担はおおむね10万円以内で済むようであります。ただし、2台目以降は本人負担となり、100万円以上の高額な負担が発生する状況でもあります。なお、耐用年数はおおむね5年というようであります。

近隣の町村の助成状況につきましては、今、議員が申されましたように、大津町、菊陽町、益城町、南阿蘇村で助成されており、最高で110万円が助成されているようであります。

西原村においても、今後、生まれながら難聴の乳幼児や事故や病気により難聴になり、人工内耳を考える方も出てこられると思いますので、近隣町村の運用状況等を調査し、該当される方の負担軽減のためにも助成について検討を行っていききたいというふうに思います。いろいろ詳細、内容につきましては、今後またさらに検討するならばというふうに思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）2回目、続けてください。

○4番議員（中西義信君）もうこの件に関しては取り組んでいきたいという返答をいただきましたので、思いやりの村づくりといえますか、そういった形で村自体にとってもいいPRにはなると思いますし、PRのためということではなくて、住民の方のために行うことでもありますので、村全体がいい方向になっていくことを願ってこの質問を終わります。

では、2番目にいきます。

小学校部活が廃止となり、社会体育への移行に伴う対策についてです。文面は7行ほどありますけれども、内容そのものは大体2つに分かれておりますが、まとめて質問をやっていきたいと思っております。相手のほうが村長1人と書いておりますけれども、教育長の答弁もいただくことになるかとも思っております。では、始めます。

まず、文面を読みます。来年度から小学校の部活動が廃止になり、新たに開始される社会体育活動に関して、新制度が開始されると指導者不足が懸念されると書いております。これまでは、学校の先生方にお世話になって今日まで続いてきたわけで、本当に感謝しかありません。来年度からですが、先生方には少しずつゆとりができるのではと思っています。自分自身のことやご家族との時間等も持っていただきながら、本来の活動に頑張っていたきたいと思います。

さて、この件に関して、予備も含めて2回会合があったと思っています。現在の対策会合では、両方の小学校の保護者への周知徹底とアンケートをまずとってと今なっている状況だと思っています。今立ち上がったばかりですが、会合そのものは。来年の4月と言いますともう半年後のことですし、い

ささか質問そのものも早過ぎる感はありましたけれども、来年の予算計上等を考えると、12月議会で質問した場合はもう間に合わないような感もありますのでという圧迫感もあってきょうは質問しております。

まず最初の質問ですけれども、会合やその他活動中に教育委員会と接するとき、どうもこの件に関しては小学校に任せっきりありの感じがいたしまして、私からすると、担当部署だからちょっと一緒にやっという、取り組んでいくという感じと、また、今後必要になってくる指導者の不足や発掘や、特に不足もあるかもしれませんし、そこらあたりも含めて何かにつけて予算のほうも考えていくべきではないかと思って、まず1つ目の質問を、そこらあたりをちょっと指導者のことも含めていかがお考えか、教育委員会のほうに伺いたいと思っています。

次に、4行目からの質問ですけれども、朝夕の徒歩による登下校は当然だが、両小学校の部活動に入部している児童へバス等を活用し、搬送ができれば安心して活動できると思うが、取り組めないかと書いております。

これは、日ごろ子どもたちへの部活動に協力している方々数人とたまに会合することがあったりして雑談をすることがありまして、来年度の放課後社会体育移行に関して私が要請しているわけではありません。差しおいて先走る行動はしておりませんが、その方々がおっしゃられるには、協力は嫌いじゃないし、できる範囲ならしてもいいよとお話をされます。ただ、その後、できれば1カ所でやれば助かるねというのをおっしゃられます。つまり、児童の移動手段が確保できればなど。

学校目線、学校でという話をよくおっしゃられますけれども、協力者側さんからの目線といいますか、また、児童にとってもそれぞれの学校で数人しかやらないなら、合わせて合同練習やチーム編成ができたほうがいいのかと考えたからです。

そこで、6月議会でも堀田議員の質問にありましたバス等の活用はいかかかと私なりに思ったわけです。というのも、いろんな村長との雑談の中においても、協力していただける案件があれば、民間企業を活用してでも地域コミュニティをやりたいという熱い思いを言われていますので、もしも動きがあれば即取り組んでいただきたく、そこら辺の状況はどうなっているかというのが2つ目の質問です。

以上、よろしいでしょうか。

○議長（宮田勝則君）村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）お答えいたします。

中西議員もご存じのように、現在、来年度からの小学校部活動の社会体育への全面移行に向けて、小学校部活動の社会体育への移行に関する検討委員会を立ち上げ、検討を行っているところであります。その際の基本的な事項

として、両小学校単位で関係者、保護者、つまり4年生から6年生の保護者が新たな社会体育組織を立ち上げて活動することを私のほうは確認をしております。まだ現段階では、各小学校の体育施設を使うということになります。そこで、今、議員が申されましたような車でどうのこうのではなくして、学校から出ていくという活動には至らないというふうにお聞きをしております。そうなりますと、現在実施しております学校部活と何ら変わらず、当然ながら、バスの利用ということは考えられないんじゃないかなというふうに思っております。いつか言ったバスの利活用とありますけれども、そのこともバスをいただくかわからんなどという例え話の話の中でもありますので、そういう話をこの議場で論議するのはいかなものかなというふうに思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）教育長、竹下君。

○教育長（竹下良一君）お答えいたします。

まず、冒頭に会合の中で教育委員会の姿勢というものが問われているというふうに受けとめられたということは非常に心外なところでございますが、ただ、保護者のほうと協力をしながらやっていかなければならないというのは、先ほど村長からもお話があったように、4年生から6年生の保護者が新たな社会体育組織を立ち上げて活動するわけです。それに私たちがお手伝いをするというふうな形になるかと思えます。

ただ、懸念するのは、中西議員さんと同じように、指導者が果たして集まるかどうかというのと、もう一つは、現在、各小学校の部活の加入者が、種類はそれぞれ異なりますけれども、山西小学校では6割程度でございます。そして、河原小学校では8割程度。人数にしますと山西小学校では120名、河原小学校では30名の子どもたちが今までどおりいけば入部するということになります。このトータル150人の子どもたちをどういうふうにある場所に動かすというふうなことを考えますと、非常に厳しさが要求されます。そこで、各学校ごとに保護者にある程度の案を、希望も含めて考えていただくということをご提案申し上げたつもりでございます。

現段階の進捗状況をおさらいしますと、先ほど議員さんからもお話がありました。保護者を通じた部活動の希望をとって、各学校でPTA会長さんをそれぞれ代表にしまして、そして、この9月までの、7・8・9の3カ月間で各学校の方向性を決めていただくと。現在、10月上旬に第2回目の会合を開くと、それでさらに詳しく煮詰めていくというふうなことを考えております。よろしいでしょうか。

終わります。

○議長（宮田勝則君）2回目、続けてください。

○4番議員（中西義信君）この件に関しては、出発点といいますか、指導者の方々と話したときにやっぱり協力したいという気持ちがあるということ

と、できればと先ほど言いましたようなところがあったことと、バスの件はちょっと私のほうが勇み足で申しわけなかったですけれども、それと、予算のことです。やっぱり10月に活動して、またもうしばらくしたら予算編成等始まりまして、12月に間に合わなければと思って、少しでもきょうのうちにもやっているということをおさら再確認していただいで取り組んでいただくことを思って質問いたしましたので、これからも本当にどんどん取り組んでいただきたいと思えます。

それでは、これで2番目の質問を終わりたいと思えます。

では、3番目の質問に移ります。村内保育園間交流と河原小の児童対策についてです。

まず、①です。総務福祉常任委員会で両保育園等の視察で子育て広場等、開設時にも意見交換した際に、保育園間の交流を今後実施すると聞いていましたが、現状はどのようになっているかと書いておきます。

この前、村長の答弁でも、議場でも、交流はしたほうが良いというお話をされたのをあつたと思えていますが、その後、余り行動、活動されているのを聞いておりませんので、現状はどうなっているかを願います。

○議長（宮田勝則君）村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）保育園間の交流という質問でありますけれども、子どもたちのことにつきましては、平成27年度に一度だけ阿蘇こうのとり保育園とにしはら保育園が、年中組の交流実績がございます。ただ、震災もあり、それ以降、子どもたちの交流は行っていないところであります。先ほどの意見交換会の発言のとおり、両保育園ともお互い交流したほうが良いという認識は持っております。しかしながら、子どもたちの交流については、移動手段であるマイクロバスは、チャイルドシートや手すりなどの幼児用の安全施設が設置されていないため、使用はできません。移動においていかに安全に移動させることができるかということが課題になってまいります。また、今年度のように猛暑が続く中で、いつどのような形で行えるか、検討すべきことは多くありますが、来春に1年生になります年長組を対象に交流を計画できればというふうに考えているところであります。また、両園の園長及び主任レベルの意見交換会については、運動会以降、保育士の先生にも広げて進めていきたいというふうに思っております。

なお、あわせて役場担当者を含めた意見交換会、交流と広げていければというふうに思っております。いずれにしても、同じ西原村の子どもたちでありますので、交流することによってお互いが顔見知りになったり、小学1年生になるときもすぐに溶け込むこともでき、また、子どもたちは順応性もありますので、普段から会話もできるというふうに思っております。保育士の先生方の意見交換会、交流もそれぞれよいところが、改善すべきところ

は改善するという話の中で進めていくなればというふうに、今後の保育にとっても勉強することがお互い話し合えるということであるかと思しますので、進めていくなればというふうに思います。にしはら保育園にも実施するよう、こちらのほうからも勧めていきたいというふうに思っております。

○議長（宮田勝則君） よございますか。2回目、続けてください。

○4番議員（中西義信君） 私がまず思っているのは、保育園児の交流の前に、まず先生方とか全体、そういったところの意見交換とか、こういうところから始まると、やっていきますという話は伺っていたんですけども、一切動きが感じられませんでしたので、ちょっときょう出したようなところがあります。行動といいますか、検討まで行っているのかどうかを伺えればいいです。

○議長（宮田勝則君） 保育園長。

○保育園長（松永政範君） お答えいたします。

保育園間の交流についてですけれども、先生レベルの話ですけれども、まず、両園の園長・主任レベルでの意見交換なり交流をしまして、最初申された、今現在運動会の真っ最中で、ここに集中しておりますので、運動会以降、保育士の先生方も含めたところで、今年年長さん、来年1年生になりますので、年長さんの交流も含めたところで協議を進めていきたいと、交流も含めたところで行っていききたいと思っております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君） よございますか。中西君。

○4番議員（中西義信君） この件に関しての質問は終わりますけれども、もう大分前から先生間の交流とかやるという話を何回も伺っているにもかかわらずもう9月でして、年度で言えばもう半分は終わっているわけですから、終わるわけですから、運動会の練習等忙しいのもわかっていますし、時期的な問題もあると思っておりますけれども、実際行動をとっていただくことをお願いして終わります。

続きます、②の質問です。

河原小学校の少子化対策について、昨年から教育長みずからが両保育園に赴いて現状等を説明やっていくと聞いておりますけれども、保護者の反応はいかがと書いてありますけれども、行ってこられたと伺っておりますが、そのあたりの様子を質問したいと思います。

○議長（宮田勝則君） 教育長。

○教育長（竹下良一君） 中西議員にお答えいたします。

河原小学校の少子化対策については、先ほどの桂議員の質問と重なってまいります。現在、河原小学校の児童のうち、1年生から6年生までの普通学級の子どもは以下のようになっています。

1年生が8名、2年生が9名、3年生が8名、4年生が8名、5年生が18名、6年生が10名、合計61名でございます。複式学級の該当学年は、これか

らいきますと3、4年生でございます。そこで、今年度初めて村費負担教職員を採用して複式学級を回避する対策をとりました。一昨年度までは、これまで村が実施してきた特認校制度に基づく補助が奏功してきたものと思われるが、全国的な少子化傾向や熊本地震などの影響で、現在まで私どもの調査では、来年度、平成31年度からは1年生の入学者数が11名、平成32年度には6名、平成33年度には6名、平成34年度が9名というふうに少しずつ減少していきます。つまり、平成33年度にはさらに複式学級の該当学年がふえるというふうに考えられます。

そこで、議員さん初めお約束しましたように、5月に両保育園の保護者や山西小学校の保護者に河原小学校の現状を訴えながら、河原小学校への転入・入学を考えていただくということを試みてまいりました。現在のところ、年度途中ということもありまして、結果としては途中転入の児童はありませんでした。現在、山西小学校から8名、住宅補助に至っては7名、合計15名の児童が該当していますが、今後とも根気強く山西小学校や両園との連携をとりながら、河原小学校の魅力、小規模校としての魅力、できれば豊かな自然を持つ校区全体の魅力を伝えていきたいと思っております。先ほどの桂議員の質問と重複する分は避けたいと思っておりますが、河原校区の魅力を村全体の高まりの中で伝えていければいいというふうに思っています。今後とも中西議員のお知恵をいただきたいと思っております。といいますのは、保育園に行ったらどうだろうというふうなお知恵をいただいたのも実は、中西議員でございました。

なお、村外からの転入者に対して、河原小学校の紹介についても庁舎内で連携を図りながら進めていっているところでございます。また、微力ではありますがけれども、新設した教育委員会のホームページでも各学校や西原村の魅力を発進し続けていきたいと考えています。今後ともよろしく願いいたします。

終わります。

○議長（宮田勝則君） よございますか。続けてください。

○4番議員（中西義信君） 質問そのものは、もう今行動されたということを行いましたので、また今後も運動会等もありますし、どんどん行動していただきたいと思っております。今、教育長も言われましたけれども、村外からの新しい転入者の方々へのアプローチも大事ですけれども、将来の児童が在籍する保育園での検討要請が大事かと思っております。

今回の（2）と（3）の質問の隠れ趣旨ではありませんけれども、わかってほしかったのは、教育長も言われました連携です。園長の返答もありましたけれども、基本的に先生方同士でもそうやって連携をすることによって河原小学校の現状とかが自然と入ることができるようになれば、対応が変わってくるんじゃないかと思っております。ほんのちょっと目を向けて、視線を変

える。先ほど教育委員会とちょっと言い合ったわけではないですけども、私は、指導してもいいよという方々の感覚からしゃべっただけでして、目線を変えれば、取り組めば、1足す1が3以上になるんじゃないかと思っています。先ほども言われましたけれども、これまでも何回か話をしてきました。ホームページや新たに寄贈いただいたドローンの活用もあると思っています。連携して取り組むことで、この大事さを十分わかっていただけたらと思っています。

先ほど教育委員会のホームページのことを言われましたけれども、けさも見ましたけれども、ちゃんと教育委員会が出ます。中身の問題はもうちょっと頑張っていたきたいと思っていますけれども、ただ、私が担当しております体育協会を探すにはちょっと時間がかかります。企画の方、ちょっと申しわけありませんけれども、そういうのがまだまだです。河原小学校のさまざまな対応もみんなで行き組めばもっとできるのでないかと思っています。結果的に経費削減等までなるかもしれません。創造的復興のペースも速まるかもしれないと思っています。今後の福祉の充実や児童・生徒の活発な活動への応援、できれば河原小学校の複式の解消を願って終わりたいと思います。終わります。

○議長（宮田勝則君）答弁は要りませんか。総合的に言われましたけれども。

○4番議員（中西義信君）本当は言っていたらうれしいですけども。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）中西議員が今申されました保育園の交流、これ、私も実際把握しておりませんでした。やっておるものと思っておりましたけれども、やっていないということでもありますので、ここで、議場で言っていましたので、必ずやるだろうというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

河原小学校、複式大変懸念されます。大変懸念しているところではあります。が、いつか申しましたように、河原地区も震災によってかなりの空き地が出てきているんじゃないかなというふうに思ひます。だから、そういった空き地バンク等の情報を提供しながら、ただ、空き地バンクを提供しても西原村がどんなところなのか、河原がどんなところかわからないので、ビデオをつくって流すならばということは以前申しましたように、西原村はこんなところですよ、河原はこんなところですよ、その魅力を発信することによって空き地バンクに申し込む人が出てきやしないかというふうに思ひます。ですので、そういった形でも進めていくなればなというふうに思ひしております。それは、誰しも知らないところに行つてその土地がどんなところかわからない人が多ございますので、そういったことを進めながら、あわよくばテレビに流すならばというふうにも思ひしております。これは流すと言つておりませんよ。流すかもしれないということでもありますので、予算関係もございます

ので、ユーチューブでは流していきたいなというふうに思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）よございますか。

○4番議員（中西義信君）せっかくお言葉いただきましたので。やっぱり先ほどホームページのことを言いましたけれども、河原小学校の写真は出ますけれども、そういった取り組んでいるというのもどんどん、先ほど言いましたように、今はスマホで見る時代でございますので、そういったところがどんどんいい方向に広がっていくことを期待して終わります。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午前 11時41分）

（午後 1時00分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第2、認定第1号、平成29年度西原村一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

内容の説明を会計管理者に求めます。

（会計管理者 中村義光君 登壇 説明）

○会計管理者（中村義光君）認定第1号についてご説明いたします。

認定第1号、平成29年度西原村一般会計歳入歳出決算書、あけていただきまして、1ページの歳入でございます。

款、予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順序で朗読いたします。

款1 村税 7億4,846万8,000円、8億8,904万6,359円、8億4,666万3,571円、163万5,274円、4,074万7,514円。

款2 地方譲与税 4,137万2,000円、4,137万2,000円、4,237万2,000円、0、0。

款3 利子割交付金 108万1,000円、108万1,000円、108万1,000円、0、0。

款4 配当割交付金 150万7,000円、150万7,000円、150万7,000円、0、0。

款5 株式等譲渡所得割交付金 215万8,000円、215万8,000円、215万8,000円、0、0。

款6 地方消費税交付金 1億3,260万4,000円、1億3,260万4,000円、1億3,260万4,000円、0、0。

あけてください。

款7 ゴルフ場利用税交付金 3,230万9,000円、3,230万9,337円、3,230万9,337円、0、0。

款8 自動車取得税交付金 1,011万3,000円、1,011万3,000円、1,011万3,000円、0、0。

款9 地方特例交付金 420万4,000円、420万4,000円、420万4,000円、0、0。

款10地方交付税18億4,697万円、18億4,697万円、18億4,697万円、0、0。
款11交通安全対策特別交付金57万4,000円、57万4,000円、57万4,000円、0、0。

款12分担金及び負担金5,042万5,000円、4,772万1,990円、4,756万4,590円、0、15万7,400円。

款13使用料及び手数料642万3,000円、736万9,140円、736万9,140円、0、0。

款14国庫支出金74億1,514万5,000円、22億2,701万699円、22億2,701万699円、0、0。

あけてください。

款15県支出金56億4,587万4,000円、36億2,124万4,556円、36億2,124万4,556円、0、0。

款16財産収入3,823万6,000円、3,867万196円、3,867万196円、0、0。

款17寄附金2億6,766万9,000円、2億6,781万9,842円、2億6,781万9,842円、0、0。

款18繰入金6億796万7,000円、6億796万8,146円、6億796万8,146円、0、0。

款19繰越金11億1,063万5,000円、11億1,063万5,259円、11億1,063万5,259円、0、0。

款20諸収入1億8,283万4,000円、2億751万6,465円、2億751万6,465円、0、0。

あけてください。

款21村債64億7,670万円、21億950万円、21億950万円、0、0。

歳入合計246億2,326万8,000円、132億739万4,989円、131億6,485万4,801円、163万5,274円、4,090万4,914円。

あけてください。

9ページの歳出でございます。

款、予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額の順序で朗読いたします。

款1議会費7,005万1,000円、6,958万9,979円、0、46万1,021円。

款2総務費30億7,197万8,000円、16億3,503万2,351円、14億1,060万6,400円、2,633万9,249円。

款3民生費11億9,117万5,000円、11億5,021万9,690円、0、4,095万5,310円。

款4衛生費30億6,737万6,000円、27億8,054万4,765円、2億6,585万2,000円、2,097万9,235円。

款5農林水産業費38億2,736万6,000円、30億1,673万7,665円、6億3,435万円、1億7,627万8,335円。

あけてください。

款 6 商工費 1,498万4,000円、1,345万5,890円、0、152万8,110円。

款 7 土木費 95億9,449万2,000円、5億454万2,144円、90億6,349万1,000円、2,645万8,856円。

款 8 消防費 6億7,313万4,000円、6億3,623万869円、0、3,690万3,131円。

款 9 教育費 2億57万3,000円、1億8,923万9,329円、0、1,333万3,671円。

款 10 災害復旧費 19億4,765万8,000円、14億3,362万5,525円、4億3,053万7,934円、8,349万4,541円。

あけてください。

款 11 公債費 2億6,154万2,000円、2億6,153万1,580円、0、1万420円。

款 12 諸支出金 1,000円、0、0、1,000円。

款 13 予備費 7億293万8,000円、0、0、7億293万8,000円。

歳出合計 246億2,326万8,000円、116億9,074万9,787円、118億483万7,334円、11億2,768万879円。

あけてください。

歳入 131億6,485万4,801円、歳出 116億9,074万9,787円、歳入歳出差し引き残額 14億7,410万5,014円、うち基金繰入額 0円、翌年度繰越額 14億7,410万5,014円。

平成30年9月6日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

あと実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書並びに財産に関する調書を添付しております。議員各位のご質問により、それぞれ担当課長より答弁させていただきます。以上でございます。認定方よろしく願いいたします。

○議長（宮田勝則君）ただいま認定第1号の説明が終わりましたが、質疑に入ります前に、代表監査委員の河上勝彦君に平成29年度決算について審査報告を求めます。

（代表監査委員 河上勝彦君 登壇 報告）

○代表監査委員（河上勝彦君）改めて、皆様、こんにちは。

代表監査をいたしております河上と申します。

それでは、ただいまから平成29年度西原村一般会計・特別会計・企業会計決算審査意見書並びに西原村定額資金運用基金運用状況調書審査意見書について報告をさせていただきます。

なお、この審査意見書につきましては、皆様方には事前に配付済みでありますので、要点のみの説明にさせていただきます。

1 ページをお開きください。

審査についてでございます。まず、審査対象としましては、平成29年度西原村一般会計歳入歳出決算、同じく国民健康保険特別会計歳入歳出決算、介護保険特別会計歳入歳出決算、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、中央簡易水道事業特別会計歳入歳出決算、工業用水道事業決算報告、実質収支に

関する調書、財産に関する調書及び財産管理について、目的基金の管理状況、以上が審査対象となっております。

決算書の調整並びに提出月。決算整理事務が迅速に行われ、会計管理者から村長に対する決算書は、法定の期限内に提出されております。

審査の期間。平成30年7月11日から同8月2日までの22日間のうち、実日数10日。

審査の方法。この決算審査に当たっては、監査基準によるほか、次の諸点に重点を置いて審査をいたしました。

1、決算書、その他関係書類の計数及び数値は整合しているか。調定額、収入済額等は歳入後と符合しているか。予算現額及び支出済額は歳出整理後と整合しているか。収入・支出等の関係書類は法令及び村条例等を遵守しているか。財産管理は法令及び条例に基づき適正に行われているか。財政運営は健全かつ適正になされているか。予算執行に当たり競争の原理を取り入れ、最少の経費で最大の効果を上げて経費的に効率的な執行をされているか等に主眼を置き、決算書、関係諸帳票及び証拠書類等を審査するとともに、各関係担当職員から内容を詳細に聴取し、それぞれの所管下等における予算と事業運営に係る適正な管理状況を詳細にわたり順調に審査をいたしました。

次に、2ページでございます。

審査の結果、平成29年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算額は、第1表のとおりで、各会計とも決算書、関係諸帳票、証拠書類を審査した結果、決算計数はいずれも符合し、正確であることを確認いたしました。また、予算執行、収入支出事務の処理については、適正に処理され、財産管理についても後の審査意見に述べているとおり正確であることを認めました。

第1表歳入歳出決算額でございます。左から会計別、予算現額、収入済額、支出済額、差引額、執行率で朗読をさせていただきます。

一般会計、予算現額246億2,326万8,000円、収入済額131億6,485万4,801円、支出済額116億9,074万9,787円、差引額14億7,410万5,014円、執行率、収入53.5、支出47.5。

下段が特別会計となっております。国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、中央簡易水道事業となっております。

特別会計の計が予算現額25億672万4,000円、収入済額24億9,721万2,450円、支出済額23億425万2,199円、差引額1億9,296万251円、執行率、収入99.6、支出91.9。

一般会計、特別会計の合計でございます。予算現額271億2,999万2,000円、収入済額156億6,206万7,251円、支出済額139億9,500万1,986円、差引額16億6,706万5,265円、執行率、収入57.7、支出が51.6となっております。前年度対比といたしましては、予算現額47.6%、収入済額23%、支出済額21.0%、差引額42.7%、それぞれの増でございます。

なお、一般会計における執行率、収入53.5、支出47.5%につきましては、翌年度への繰り越し事業11件による執行率の減であります。

続きまして、3ページをお願いいたします。

決算書の概要及び予算執行について。

1、一般会計、歳入、歳入決算額の状況並びに自主財源、依存財源につきましては、第2表、第3表のとおりであります。歳入総額は131億6,485万5,000円で、その主なものといたしましては、県支出金36億2,124万5,000円、構成比が27.5%、国庫支出金が22億2,701万1,000円、構成比が16.9%、村債が21億950万円、構成比が16%、地方交付税18億4,697万円、構成比が14%等となっております。歳入の中で前年度からの大きな伸びとなっておりますのは、県支出金24億5,875万8,000円、211.5%の増、それから繰入金が3億9,637万7,000円、187.3%の増でございます。

続きまして、歳入決算状況の財源構成比としましては、自主財源が31億3,420万7,000円で決算額の23.8%であります。また、依存財源は100億3,064万8,000円で決算額の76.2%、前年度と比べ13億557万9,000円、15%の増であります。

続いて、6ページをお願いいたします。

6ページ、第1款村税でございます。予算現額7億4,846万8,000円に対しまして調定額8億8,904万6,000円、収入済額8億4,666万4,000円であります。不納欠損額が163万5,000円、収入未済額4,074万8,000円で、収納率が95.2%であります。前年度が94.0%でありますので、率でわずかではありますけれども昨年より上昇いたしております。

なお、第4表の村税の決算状況でございますけれども、税収増の大きな要因といたしましては、法人税の6,702万6,000円、88.3%の増によるものでございます。個人税につきましては、震災の影響を引きずりまして減収となっております。

続いて、13ページをお願いします。

第2、歳出でございます。歳入決算の状況並びに目的別、性質別状況は、第11表、12表、13表のとおりであります。

目的別歳出決算の状況につきましては、歳出総額は116億9,075万円で、構成比の高い順から列举しますと、農林水産業費30億1,673万8,000円、構成比が25.8%、衛生費が27億8,054万5,000円、構成比が23.8%、総務費が16億3,503万2,000円、構成比が14%、災害復旧費が14億3,362万6,000円、構成比が12.3%等であります。歳出について目的別で前年度の増減状況を見ますと、増となっておりますのは農林水産業費22億3,516万7,000円、286%、消防費4億6,189万8,000円、265.0%、土木費が2億3,373万3,000円、118.6%、災害復旧費4億2,919万8,000円、42.7%等であります。減少分につきましては、衛生費の12億1,476万円、30.4%減であります。

次に、性質別歳出の状況でございます。事務的経費は14億7,149万8,000円で、構成比は12.6%を占めております。投資的経費は23億454万7,000円、構成比が19.7%で、前年度に比べ8億9,604万5,000円、63.6%の増であります。そのうち普通建設事業費5億4,846万6,000円、174.9%の増であります。災害復旧事業費につきましてもは3億4,757万9,000円、31.7%の増であります。

その他の経費におきましては、増加したのは補助費37億5,515万4,000円でございます。前年度が11億1,842万7,000円で、26億3,672万7,000円、235.8%の増であります。主な要因といたしましては、緊急対策経営体育成支援事業28億780万円が大きく影響いたしております。積立金におきましては8億1,526万円でございます。3億5,634万7,000円、77.7%増となっております。

次に不用額でございます。

当該年度の不用額は11億2,768万1,000円でございます。7億9,757万2,000円で、816%と大きく増加いたしております。予備費を除いた実質不用額は4億2,474万7,000円となっております。影響の大きいものを列挙しますと、農林水産業費で震災復旧経営体育成支援事業において、繰越事業を含め158件の補助を実施しておりますけれども、個々の申請が過大であったり、あるいは事業実施に当たり規模を縮小したために、1億5,009万2,000円の不用額を計上いたしております。災害復旧事業におきましては、復旧箇所が広範囲に及び、工法等の変更を考慮すると減額補正も厳しい状況であったと思われ、災害復旧事業においては、農林水産施設、公共土木施設及び文教施設、その他施設の復旧事業において8,349万5,000円の不用額が発生をしております。前年度よりの繰り越し事業に係る不用額6,649万3,000円については、会計処理上、翌年度において減額補正ができないなど、やむを得ない状況もあったと思われま。しかし、今後におきましても、予算執行の額が把握されたら速やかに減額補正し、財源の有効活用に向け適正に処理されたいと思ひます。

エ、予算の流用及び予備費充用。1件の目間流用。予備費充用もなく計画に基づき予算執行がなされております。

オ、繰越明許費につきましてもは、15ページに事業費内訳を載せております。合計の11件、繰越明許額が100億9,426万5,000円、29年度支出額が25億4,801万7,000円でございます。執行率が20.2%となっております。

次に、19ページをお願いいたします。

この19ページ、20ページは、震災からの復旧・復興に係る決算額を目的別、性質別にまとめたものでございます。

決算額の大きいものとしましては、目的別歳出の中で、1位が農林水産業費28億1,220万6,000円でございます。構成比が34.5%。主な事業としましては、震災復旧緊急対策経営体育成支援事業28億780万円でございます。次に、占有率93.1となっておりますけれども、決算額の全体における農林水産業費

30億2,199万3,000円に占める割合でございます。93.1%となっております。歳出合計が81億6,205万5,000円でございます。一般会計の決算額に占める割合が69.8%となっております。歳出の状況で性質別内訳の中では、一番大きいものは補助費でございます。31億9,529万5,000円、構成比が39.1%でございます。これも同じく経営体育成支援事業28億780万円でございます。

2位が物件費25億7,120万1,000円、災害廃棄物処理関連委託料23億6,034万6,000円となっております。3番目が災害復旧事業費14億4,254万8,000円でございます。歳出合計は同じく81億6,205万5,000円となっております。

次に、22ページをお願いします。

財政運営について。

審査意見。

審査の結果、財政運営については、厳しい財政事情及び社会情勢の中であるが、歳入歳出とも適切な判断のもと予算執行がなされた結果だと推察されます。これは、国庫補助金等の財源をいかに効果的に運用して、健全財政運営を図っていくかに相当の努力がなされた結果、実質収支の黒字が確保されたことは成果として評価できます。

財政運営の目標は、限られた財源を最も効果的に活用して、住民福祉の向上に積極的に取り組み、福祉の向上に寄与することにあります。この目標に達するための基本原則といたしましては、以下3点を示したとおりでございます。

次に、33ページをお願いします。

基金の状況でございます。一般会計については、①から⑩にあります10基金でございます。29年度中、取崩金が合計で5億9,000万円、29年度末現在高が24億7,585万9,352円となっております。特別会計については、簡易水道基金、29年度中、取崩金が1,001万5,000円、29年度末現在高が9,676万3,136円となっております。

続いて、36ページをお願いします。

36ページからは特別会計となっております。これについては省略をさせていただきます。

続いて、53ページをお願いします。

西原村定額資金運用基金運用状況審査意見書。

第1、審査について。

地方自治法第241条第1項の規定による定額資金を運用するための基金の運用状況調書について、計数は正確であるか、法令・条例に基づいて適正かつ効率的に運用されているかなどについて、関係諸帳票及び証ひょう類、預金証書等詳細に審査した結果は、次のとおりであります。

審査の結果及び意見。

定額の資金を運用するための4基金の運用状況調査はいずれも正確で、そ

れぞれの目的に従って正確かつ効率的に運用され、計数及び証ひょう類、預金貸付証書などと合致していることを認めました。今後ともさらに基金の設置目的に沿って有効な運用を望むものであります。

54ページに内容を記載いたしております。

続いて、審査の結果に入りたいと思います。

55ページでございます。

平成29年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算並びに実質収支に関する調書及び基金運用状況の審査結果については、各会計決算並びに基金ともに計数に誤りはなく、よく整理され、会計経理は正確であることを認めました。

財政運営については、さきに記述しているとおり、一昨年発生した熊本地震により、その復旧・復興に前年度からの繰越費用を含め81億6,200万円を投じ、復旧・復興事業が実施されました。このことは、いかにいち早く財源確保に尽力し、後世に負の遺産を残さない努力をされた結果であると大いに評価できます。この結果、実質収支額として7億400万円余りが確保できたということは大きな成果であると評価します。

平成29年度の一般会計は、前年度と比較し総括的に述べると次のとおりであり、歳入歳出決算額は地震後の復興も相まって、ともに昨年を引き続き大きな伸びとなっております。その収支は、まず実質収支で7億400万円の黒字を計上し、前年度と比較し2億8,500万円の増であり、単年度収支では前年と同様、黒字となっております。財政調整基金は2億1,000万円を積み立てておりますが、2億9,000万円の取り崩しを行っております。実質単年度収支は2億500万円余りで、前年度より1億3,700万円の増となっております。

歳入決算額では25億2,200万円、23.7%の増となっております。財源構成比は、自主財源が23.8%で、前年度対比63.5%の増、額では12億1,700万円の増であります。この要因としましては、繰入金3億9,600万円の増、繰越金6億7,400万円の増が大きく影響いたしております。依存財源は構成比76.2%で、前年度対比15%の増、額では13億500万円増加しております。この依存財源の大きな伸びとなった要因には、県支出金24億5,800万円、率で211.5%の増によるものであります。村債発行は、総額21億900万円を借り入れておりますが、そのうちのほとんどが震災復興事業及び歳入不足額を補うための財源となっております。今回の村債には、交付税措置がある起債が多く含まれていると思われませんが、今後さらなる措置が講じられることを要望するところであります。

歳出では、熊本地震に伴う復興費用及び関連費用の大幅な増によって、農林水産業費22億3,500万円、286.0%、災害復旧費4億2,900万円、42.7%、総務費3億7,400万円、29.7%等、大きな伸びとなっております。

性質別では、補助費等26億3,600万円、235.8%、投資的経費8億9,600万

円、63.6%の増となっております。物件費で被災家屋解体撤去業務、災害廃棄物処分委託料及び県二次仮置き場業務委託料等に17億3,400万円を計上いたしております。

財政運営については、経常収支比率が85.5%で前年度より1.4%下降いたしております。分母である経常一般財源のうち、村税が法人税の伸びによりまして8,000万円、10.5%増加していることが要因の一つと推察されます。現状では国が示す標準値より高く、財政硬直化に向けた是正の努力が望まれます。

特別会計決算については、医療費の高騰が続く中、国民健康保険特別会計は、保険給付費が対前年度比2,800万円、率で4.2%増加しているにもかかわらず、実質収支として1億400万円、対前年度比299.4%の増、単年度収支7,800万円と黒字を計上いたしております。今後も生活習慣病予防対策、特定健診の受診率向上に努力をされたいと思います。

介護保険特別会計は、震災に係る減免措置が9月まで延長され、例年と比較すると減少いたしております。本年度保険料収納額は9,500万円で、昨年度と比較すると2,600万円、率で38.1%増加しております。試算では今後2040年までは被保険者が増加傾向にあり、予防重視型の施策推進をより一層強化し、保険料の改定につながらないよう期待をいたします。

後期高齢者医療特別会計は、地震による保険料減免により例年と比べ保険料収入が減少いたしております。決算額としては3,200万円、前年度と比較すると800万円、率で32.4%増加しております。実質収支、単年度収支とも黒字決算となっております。現在の被保険者数は1,025名であります。今後も増加傾向にあると思われるので、新たな取り組みで医療費抑制を図っていただきたいと思います。

村税滞納については、公平負担の原則に鑑み、早急な対応を求めるものである。収納作業は枠を越えた協力体制を図り、収納向上、財政確保に努力されたいと思います。

次に、中央簡易水道特別会計については、熊本地震からの復旧費用として2億3,200万円を支出しております。財源としては国庫支出金8,800万円、村債1億1,900万円及び基金繰入金1,000万円であります。実質収支2,800万円、単年度収支1,300万円で、いずれも黒字決算となっております。今後、集落再生事業の進捗状況にあわせ、実施予定の配水管布設、あるいは組合水道統合による上水道事業移行への準備作業も予定されており、統合後も法適用企業会計として体制強化を図る必要があるのではないかと推察されます。

最近は毎年のように各地で大きな災害が発生をしております。その都度、新聞や報道等でよく共助という言葉を目にします。これは地域のつながりがあります。地域のつながりとは早期避難を促したり、人命を救助したりすることです。本村もさきの地震発生後、地元消防団、地域の人々によ

り人命が救われました。このことは広く報道されたところであります。現在、生活再建のため復旧・復興事業が進められております。今後、集落再生を成し遂げた後にも、この地域のつながり、共助を大切に引き継がれることを望まずにはおられません。そのように感ずるこのごろでございます。

以上をもちまして、決算審査報告をさせていただきました。ご清聴ありがとうございました。

○議長（宮田勝則君）以上で、平成29年度決算についての審査報告が終わりました。

これより、認定第1号の質疑に入りますが、認定第1号は歳入、歳出に分けて質疑をお受けしたいと思っております。また、質疑におきまして、答弁者がわかりやすいように1点ずつの質疑をお願いしたいと思います。

初めに、62ページまでの歳入について質疑をお受けしたいと思っております。質疑ございませんか。

6番議員、上野正博君。

○6番議員（上野正博君）6番議員、上野です。

42ページ、産業課長にお尋ねします。中山間地域等直接支払制度交付金について、2,820万円ぐらいありますが、この制度がなくなるのではないかと。いうようなうわさも出ましたが、この制度は対象地域にとりましては大変助かっております。これは荒廃農地防止対策が目的と思っておりますが、この組合に来るお金で、ちょっとした水路の工事とか、道路の工事なんかはこれで賄えるので大変助かっておりますが、この制度がなくなるということはないんですか。

○議長（宮田勝則君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）中山間地域直接支払制度がなくなるのではないかと。いうお尋ねでございますが、現対策は平成27年から31年度までの第4期対策が現在進行中でございます。これは次期対策についても、今のところなくなるという話は聞いてございません。国が進めるところの中山間対策として非常に重要な位置づけだというようなことも聞いておりますので、継続されるものというふうに理解しておるところでございます。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

2番議員、村上高志君。

○2番議員（村上高志君）56ページです。保育園長に質問をお願いします。

歳入、雑入でにしはら保育園太陽光発電売電で5万2,152円の計上があり、歳出においては、110ページの需用費に光熱水費で322万9,651円、112ページ、使用料及び賃借料でLED照明リース料で43万8,480円と計上されておりますが、昨年9月だったかと思っておりますが、専決処分で上げられた電気の使用に対する差額と申しますか、現在との比較に比べますとどのくらいの節電の効果が申しますか、簡単にお答えいただきたいと思っております。

○議長（宮田勝則君）保育園長。

○保育園長（松永政範君）まず、にしはら保育園の太陽光売電代についてお答えしたいと思います。

平成29年度については5万2,152円ということで、これについては保育園内の電気消費がありますので、それを除いた分について売電ということで、5万円ちょっとぐらいしかありませんけれども、平成29年度については5万円台と。ただ、最近の太陽光の売電代を比較しますと、前年の同月、4月から8月までを比較しますと、平成29年4月、8月で2万9,496円、ことしですけれども平成30年4月、8月までで5万160円ということで2万660円伸びております。月によって多少上下はありますけれども平均4,100円の増となっております。

また、110ページの光熱費についてですけれども、この322万9,651円の内訳としましては、電気代としまして267万6,665円ございます。これについても今年の4月から8月までが111万9,774円、ことしの電気代につきましては、——申しわけありません、ちょっと数字を間違えておりました。ちょっと訂正します。平成29年4月から8月までが106万9,958円、ことしの平成30年4月から8月までが87万1,377円と、マイナスの19万8,580円減となっております。ことしの猛暑等もありますので、クーラーも去年と比べればかなり電気料を消費しているのではないかと思いますので、それと比較してもLEDをつけまして消費電力はかなり抑えられているのではないかと考えております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）村上議員、よろございますか。ほかに質疑ございませんか。8番議員、林田直行君。

○8番議員（林田直行君）8番、林田です。

これは税収のことですが、徴収率は本年度はよく徴収されて頑張っておられると思いますが、今後、決算の審査意見書にもありますが、不納欠損がふえておるといふか、そういう何か今後の対策と申しますか、徴収、何か国民が税金払う義務があるといふか、そういうあたりで、いろいろと会社あたりや個人あたりの都合で徴収できないことはわかっておりますが、今後、対策と申しますか、滞納関係から不納欠損となっていくといふことで、どのように対策を考えられているのかといふことと、もう一点いいですか。

○議長（宮田勝則君）1点1点絞ってください。

○8番議員（林田直行君）はい。そういうことでお願いしておきます。

○議長（宮田勝則君）税務課長。

○税務課長（廣瀬龍一君）ご質問の滞納者への取り組みということで、今後の対応ということでございます。これは決算のほうでも不納欠損が昨年に比べれば増となっております。今、取り組みとしましては、平成29年度におきましては、被災者の震災の被害の影響ですとか、税務課職員の罹災業務対応等

でなかなか対応が難しい状況にはありましたけれども、平成29年度から滞納処分とかを再開しておるところでございます。地方税や国税法とか村の規定に基づいて督促、勧告、分納とか、相談に応じて自主納付という形で誘導しているところでございます。今後につきましては、今まで、地震前の例年のように、さらに自主納付されないですとか、そういう方に対して滞納整理をなお一層進めていって、自主納付の村づくりということでの公平性を基点とした滞納整理に努力して収納向上に努めたいと思っております。

具体的にはと申しますと、住民税でいきますと、今、特別徴収というのが、県のほうでも強化をしているところでございます。一応、村内におきまして、今、特別徴収のほうがどれぐらいの割合かと申し上げますと、個人事業者さんを除いた上で、大体、平成29年度では76%ほどの特別徴収という形になっています。また、これをさらに増加していくこと、また口座振替というのが一番効果的であるとも考えております。口座振替のほうで、平成29年度でいきますと、振替率のほうで村税でいきますと約56%強という形で、これは平成29年度の第1期の振替数でちょっと割合を出したところでございますけれども、この辺も新規登録については毎回ふえております。平成29年度で新規登録数は村税で139件ございました。これは、その税目が掛かってなくても振替をお願いしているということもありまして、新規登録がふえていますけれども、口座振替の率としては50%強という形ですので、さらに口座振替のほうを強化して推進していきたいという形では進めているところです。ただ、滞納者に対しては、先ほども申し上げましたように、今後も一層強化して収納向上に努めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）8番、林田君。

○8番議員（林田直行君）一層の徴収努力をお願いしたいと思います。

続きまして、先ほど監査のほうからもありましたように、歳入のほうで村民税で法人税が大分増加したということでございますが、これはプライバシーになるかどうか知らんばってん、できれば何社ぐらいで、どういう伸びを、元気がいいと言うとおかしいが、工業団地内かどこかもわかりませんが、示しているかをちょっと、できますならば述べていただければと思います。

○議長（宮田勝則君）税務課長。

○税務課長（廣瀬龍一君）法人の村民税ですね、これの伸びということで、ちょっと具体的にということでしたので、ちょっと個人的な法人名では申し上げることができませんけれども、平成28年度は震災の影響もありまして、かなり業績が落ち込んでいた業者もあるんですけれども、平成29年度については、その落ち込みも回復ということでもかなり増という形になっております。平成29年度の法人数ですけれども、村内には273法人ございました。平成28年度が266法人ですので7法人の増ということになっております。その273法

人のうち、平成28年度と比較してプラスになった法人というのが75法人ございます。大体、約7,500万円ぐらいの増という形です。それと逆にちょっとマイナスになった法人なんですけれども、平成28年度と比較しましたときに48法人あったということでございます。以上です。

○議長（宮田勝則君）よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

1 番議員、堀田直孝君。

○1 番議員（堀田直孝君）1 番議員、堀田です。

42ページになります。農業費県補助金の中に農業次世代人材投資事業補助金2,824万8,470円。これが歳出の134ページ、農業振興費、節19の負担金補助及び交付金の中で、やはり農業次世代人材投資補助金が同額の2,824万8,470円の支出がしてあります。これは当初予算では計上がなかったかと思えます。ここで入ってきているということで、この補助金の内容、成果を、こういった補助の内容、成果なのか。ひよっとすれば昨年青年就農給付金の入れかわりかなと私は思うんですが、そのあたりはいかがでしょう。

○議長（宮田勝則君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）農業次世代人材投資事業の補助金ということに対するお尋ねでございます。

歳出のほうでは、平成29年度当初では、おっしゃるとおり青年就農給付金という形で上がっておったものというふうに理解しておるところでございます。内容といたしましては、以前からの青年就農給付金と制度的に変わっているところはございません。若干、支払いの仕方といいますか給付の仕方が変わっておりまして、一定の所得が上がった人に対しては、額に応じて率なりで減額されるということでございますので、制度的には個人であれば150万円、夫婦での就農であれば225万円ということになりますので、端数は出てこないはずなんです。先ほど申し上げましたような事情で若干の端数が出てきておると。ちょっと所得が上がってきている青年就農者があるというふうに理解いただければよろしいかなと。対象といたしましては、平成29年度交付対象者は19組、21名でございました。額については先ほど申し上げたとおりでございます。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようでしたら、後ほど歳入歳出を一括して引き受けますので、次に63ページからの歳出について、最終ページまで質疑をお受けいたします。質疑ございませんか。

3 番議員、坂本隆文君。

○3 番議員（坂本隆文君）3 番、坂本です。

178ページ、一番上のほうの報酬で文化財保護委員報酬が14万円ございます。以前、地区から陳情が上がっている寺社仏閣等が震災で壊れていると。

そのような内容をこちらでお話しされるのかなというふうに思っておりますけれども、話し合いの内容、また、村が指定文化財にできるように区からは上がっておりますけれども、その辺の内容はどのぐらいまで進んでいるかをお尋ねいたします。

○議長（宮田勝則君）教育課長。

○教育課長（米口三喜男君）文化財保護委員についての質問かと思えます。6月に文化財保護委員さんに集まってお話をいただきまして、議会のほうでも3つの神社について、村の文化財指定へというような形で陳情もしくは要望等が上がっていたかと思えますので、その分について審議を教育委員会のほうから諮問をお願いしたところでございます。委員会の中でも、委員会だけでは文化財的価値というようなところについては、専門委員の方からも意見をちょっと伺いたいというような話になりましたので、そのあたりを現在、熊大の先生にちょっとご指導いただきながら、文化財の価値というような形で意見書の協力をお願いしている状況であります。以上です。

○議長（宮田勝則君）3番、坂本君。

○3番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

地震により神社等の建物は相当傷んでおまして、また雨や風、台風等がございましたけれども、そこでまた悪化していくのではないかと、二次的にまた壊れていくのではないかという心配もございますので、地区からもどうなるのかが心配されておりますので、できるだけ対応を早くしていただければと思います。

○議長（宮田勝則君）教育課長。

○教育課長（米口三喜男君）地区のほうからもそういった声のほうは聞いております。先般、区長分館長会議を開催したところの中で、関係区長さんあたりにはちょっと集まってお話をいただきまして、一応今後の見通しというような形で、今月末もしくは来月初めには熊大の先生から寺社仏閣についての報告を受けて、その後、文化財保護委員さんたちと協議しながら進めていくというような形で、坂本議員さんが心配されているように早目に対応ができるような形で取り組みを進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

2番議員、村上高志君。

○2番議員（村上高志君）2番、村上です。

勉強不足ではございますが、82ページ、14の使用料及び賃借料です。これの備考欄のところの横文字につきまして、ボックスエンタープライズとか、いろいろ、オプロとかありますが、私が勉強不足ですので、ちょっとどういう使用料なのかを説明していただければと思いますが、よろしく申し上げます。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩いたします。

（午後 2時06分）

（午後 2時18分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

企画商工課長に答弁を行わせませう。

企画商工課長。

○企画商工課長（須藤 博君）お答えいたします。

82ページのほうに幾つかライセンス使用料ということで計上しておりますが、個別に、ちょっと専門的な言葉も使わせていただきますが、説明をさせていただきます。今回のこのライセンスで上げている分につきましては、震災直後に災害支援システムということで、本村が平成28年度導入しておりますシステムに関します幾つかのアプリケーションと申しますか、これを使うことによってこの災害支援システムを活用するというものでございます。

まず、ボックスエンタープライズに関してでございますが、これは震災直後に現場とかに出向きまして、いろいろなデータとか調査した写真を撮ります。それをいろんな世帯の番号とか建物ごとにひもつけた形での管理をするためのアプリケーションでございます。

次に、2段目のオプロでございますが、これは罹災証明などの帳票を迅速に発行するためのシステムのためのアプリケーションでございます。

3番のカスタマーコンパス、これにつきましては、セールスフォースという災害支援システムがございますが、そのデータと、今、市販のグーグル地図がございますが、その連携をして実際地図上にその該当の被災箇所とか被災建物がどこにあるかというのを可視化するためのアプリケーションでございます。

次にアプワートでございますが、これ震災直後、iPadを持ちまして、現場等に持っていきまして、いろんな被災家屋等の建物の傾きであったり、場所、経度緯度というのを記録してきました。それに関しての現地でのそういったデータ等を把握してやるというもののライセンスでございます。

最後にセールスフォースでございます。これにつきましては、この3支援システムのもととなるものでございまして、いろんな被災されました世帯情報を軸に、罹災申請であったり解体等のいろんな個別の情報を一元的に管理するためのシステムのオプションでございます。簡単でございますが内容でございます。

○議長（宮田勝則君）よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

1番議員、堀田直孝君。

○1番議員（堀田直孝君）1番、堀田です。

108ページになります。災害対策費の委託料に地域支え合いセンター設置

運営委託料に2,986万3,667円の支出がされております。これは事業費は県支出金で100%賄われているということでしたが、今後、復興住宅も完成し、今年度にはもう仮設住宅の入居者もかなり減ると思われませんが、この地域支え合いセンターの組織体制、また事業の見直し、運営機関等の方針はどのようにお考えかお尋ねいたします。

○議長（宮田勝則君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（塚元利文君）お答えいたします。

地域支え合いセンターにつきましては、仮設住宅関係に入っておられる方が退去されていて大分規模が小さくなってきています。県のほうでも今のところ、その調査が来年度見込みで一応出ているところでございます。うちとしましては、まだちょっと続けてもらいたいということで県のほうにお願いしていくような形になってくると思います。以上です。

○議長（宮田勝則君）1番議員、堀田直孝君。

○1番議員（堀田直孝君）やはり被災された方におかれましては、この地域支え合いセンターの力って非常に大事だと思います。避難所もやはり最後の最後まで、西原村の場合は1人の退去まで運営しておったとおり、被災者を思った運営をされておりましたので、この地域支え合いセンターにおいても、これ県の支出でございしますが、できるだけ存続するように努力していただきたいと思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

2番議員、村上高志君。

○2番議員（村上高志君）2番、村上です。

70ページ。すみません、予算書のほうで庁舎手すりの設置の工事のほうは補正予算で探し出しましたが、この種馬所造成工事は自分ではちょっと見つけ出せませんでしたので、これはいつの議会のときに項目として上がったのか教えてもらいたいんですけれども。よろしくお願ひします。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩いたします。

（午後 2時25分）

（午後 2時35分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

総務課長に答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（西山春作君）ただいまの村上議員からのご質問ですけれども、手すりにつきましては、先ほどご案内のとおり補正の第5号で行っておりますけれども、このその他のというか、種馬所造成工事については、農協が解体になりまして、今、公営住宅の東側といいますか、あの一体部分が大分陥没といいますか落ちているということで、駐車場としても使いたいということ

もございましたので、急遽、委託料のほうから流用させていただいて工事を行っているというものでございます。以上です。

○議長（宮田勝則君）2番、村上君。

○2番議員（村上高志君）今、流用という言葉が出ましたが、この流用というところに関しましては、何も、ほとんど全部0という回答になっております。今の答弁からいいますと、今の金額というのは上から、委託料から持ってくるならば、ここに計上しなければならないんじゃないかと思いますが、いろんなところを計算いたしますと、そういうのが幾つかあるように見受けました。ほかの課のところも多分、この流用というところは全部0円になっておるはずですが、今、総務課長が言われたように、この260万円というのは多分こっちからの流用だろうと思いますので、これは書くべきだろうと思います。ほかの課の方々ももう一度、再度確認されて、この流用という欄が本当に全部0円なのか、もう一度確認のほうをよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（西山春作君）ただいまの流用の話ですけれども、この歳出による目ですね、財産管理費の中の節目内といいますか、節間といいますか、これがプラスマイナス0ということで、この流用の中には出てこないということでございます。

○議長（宮田勝則君）2番、村上君。

○2番議員（村上高志君）今言われることならば、種馬所工事というのをこの項目的なものに一応上げるならば、予算的なものがあるならば、それをちゃんと説明すべきじゃなかろうかなと思いますけれども、するならばするで専決処分、または補正にかけて持ち出すべきじゃなかったろうかなと思います。以上です。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（西山春作君）自治法の関係で、節間といいますか、目内の部分は流用ができるというふうになっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午後 2時39分）

（午後 2時44分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

総務課長に補足の説明をしていただきます。

総務課長。

○総務課長（西山春作君）流用につきましては、大きい金額については各課から事業の説明なり、こういう委員会あたりで説明をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（宮田勝則君）村上議員、よございますか。ほかに質疑ございませんか。

6番議員、上野正博君。

○6番議員（上野正博君）6番議員、上野です。委員会でちょっと聞き逃しましたので、再度お尋ねをします。

70ページの委託料、村内防犯灯保守点検管理業務委託料外8件とありますが、これ業者への管理委託料は幾らなのか。外8件というのは、これは防犯灯の増設かと思いますが、業者との契約した後、その防犯灯がどれだけふえているのか、ふえているのならば管理料もふえるのではないかと、その辺をちょっとお願いします。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（西山春作君）お答えします。

防犯灯保守点検料、この数字でいう200万円ほどの分は、そのほかにも8件合わせた合計ということでございます。防犯灯の保守につきましては、当初予算のときに翌年度の分について確認を行って、エリアとしてそれぞれの部分の金額、金額といいますか、ふえた分についてもそこは点検はしていただくということですが、今のところ防犯灯は少しずつしかふえておりませんので余り変化はあっておりません。ですから防犯灯については、全体的に見ていただくといいと思います。以上です。

○議長（宮田勝則君）上野議員。

○6番議員（上野正博君）じゃ、業者への管理委託料は今お幾らですか。60万ちょっとぐらいだったかな。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（西山春作君）平成29年度の防犯灯の保守点検委託料としては65万3,400円でございます。以上です。

○議長（宮田勝則君）いいですか、上野君。

○6番議員（上野正博君）はい、結構です。

○議長（宮田勝則君）今の答弁でよろしいですか。

○6番議員（上野正博君）はい、よろしいです。結構です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

1番議員、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）1番、堀田です。

66ページ、総務費の一般管理費、節報酬費、産業医報酬外1件ということで22万9,000円の支出が計上してあります。多分産業医だけは、外1件ということで21万9,000円の計上だと思います。その中で、ことしの3月の定例会においての質問で、この産業医のかかわる労働安全衛生委員会が行われたことがないと、なるべく早く開催すると副村長の回答があったと思いますが、その後何回開催されましたでしょうか。

○議長（宮田勝則君）副村長。

○副村長（内田安弘君）以前の議会の中で委員会を開催するというふうに申し

ておりましたけれども、実はまだ開催しておりません。年度内にはきちんと開催をしたいというふうに思っております。

○議長（宮田勝則君）1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）期待しておりましたが開催されてないということで少し残念ですが、それでは今まで何人かの職員がメンタルで退職していると思いますが、この産業医との面談は行われたかと、続いて主要な施策の成果で、職員の福利厚生関係で、熊本地震後、職員のオーバーワークにより高ストレスになったり、メンタルヘルス不調連鎖が懸念されるため、メンタルヘルスチェックに基づく専門職による面接指導を90名に対して実施することができたと記載してありますが、実施しただけでなく、この結果に基づいての今後の対策を検討されているのかお伺いします。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（西山春作君）今のご質問ですけれども、まず産業医との面談ということですが、産業医の先生とは、うちのほうで何度かこういう精神的なことについてご相談を申し上げましたけれども、直接的にはなかなか、自分の専門分野ではございませんということで、直接の指導というのは難しいので、産業医の先生としては専門の先生あたりを紹介するとか、単なるといえますか、面談という形では受けることができるということでしたので、お話を聞くとか、相談相手になったりするということはできるということでした。それぞれの職員につきましては、やはり今、主治医としてある程度期間が長い期間といえますか、何カ月か受診をされている病院と先生のほうを中心としながらしていくということになるだろうというふうに思います。

それから、メンタルヘルスチェックにつきましては、震災のさなかでございましたけれども、急遽、心のケアセンターを中心に全ての方から、全ての方といえますか、個別の面談によりまして一人一人話を聞きながら、メンタルヘルスの予兆といえますか、状態を確認したりチェックをしていくというようなことをやっていただきました。

今後の対策といたしましては、やはりもう重度といえますか、ある程度勤務に支障を来すという方々は、その主治医になられる先生の、うちのほうとしても先生の意見を聞きながら、休暇をとるのが必要な場合は休暇をとって、復帰に向けて頑張ってくださいというようなことになっていくと思います。ちなみに今のところは、復帰というのは病気関係では皆さん復帰していただいておりますので、一応その辺は報告をさせていただきたいと思います。

○議長（宮田勝則君）1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）やはり産業医というのは、ほかの主治医はかなり遠いところにおられますけれども身近におられますので、できるだけ、せつかくこの22万円報酬を払っていますので、有効活用していただきたいと思います。

思います。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

1 番議員、堀田直孝君。

○1 番議員（堀田直孝君）1 番、堀田です。

74ページ、企画費、施設委託料についてです。消費生活相談業務委託料として94万9,579円の支出があり、これが主要な施策の成果では、平成27年4月より熊本消費者協会から派遣していただき、毎週水曜日に相談員が来庁し相談窓口を開設し、平成29年度は22件の相談が寄せられたとのこと。これが毎週開催すれば1年間に50週あると思います。ということは2週に1回の相談もないということで、非常にもったいない数字だと思います。せっかくの専門員の開設ですので、相談者がふえるような、また相談員を有効に活用すべきかと思いますが、そのあたりの検討はされているのかお伺いします。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（須藤 博君）お答えいたします。

現在、毎週水曜日が本村の相談員の窓口相談ということでやっております。実績につきましては、先ほど議員ご指摘のとおり成果のほうに書いていますとおりでございますが、今、本村と大津町、菊陽町と連携協定を結んでおりまして、毎週いずれかの曜日、本村の方が大津町の相談も行ける、また菊陽町のほうにも行ける、また逆に大津町の方も菊陽町の方も毎週水曜日等はうちのほうに相談に来ていただけるというような体制は今とってございます。ただ、いかんせん広報紙等での周知で今のところ、あとチラシでやったと思うんですけども、周知のほうはそういった形でしかできておりませんので、今後、さらに周知の徹底を図りまして、多くの方が相談に来られるような体制を進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（宮田勝則君）1 番議員、堀田君。

○1 番議員（堀田直孝君）これ私は思いますに、広報も大事なんですけども、この消費者トラブルというのは、例えば税務課における滞納者、この方たちも、多重債務とかいろんな問題を抱えている見えない人がいらっしゃいます。生活保護に陥られている方も、やはりこういう消費生活相談員のアドバイスを受けるべき人がいっぱいいると思う。ですから外に対する広報も大事なんですけども、やはり内部でせっかく雇っている。私も見ますけれども、いつも机に座っておられる。だったら、例えば福祉、それとか税、そのあたりの情報を共有して、そして多重債務者とか、そういう方の救済に生かさせていただくならば、非常に有効的にこの相談員が活用できるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（須藤 博君）お答えいたします。

多重債務者への対応といたしましては、熊本県の消費生活課のほうからも、

多重債務の連絡協議会という形で年1回研修会をやっております。消費生活相談窓口の担当課以外の福祉であったり、税務という部分の担当者呼びかけて、そういった研修会等に参加するという取り組みをされております。ご指摘のとおり事項につきましては今後検討させていただきまして、住民福祉課なり税務課のほうと連携をとりながらやっていきたいと思っております。

○議長（宮田勝則君）1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）私も現役のところ多重債務者の対応をかなりしましたが、やはり役場の窓口では多重債務者は言われません。なぜかという、後で聞くと体裁が悪かったからなかなか言えなかったというようなことでした。やっぱりそういうところを探すには、税務課あたりが検索とかしたときに、そういう支払いのローン関係のカードが出てきたり、そういうところで発見することができますので、やはりこういう、ただ多重債務の相談します、来てくださいと言っても、多重債務者はやっぱり体裁が悪いということでなかなか来ませんので、やはりそういうところの情報、情報を有意義に連絡とって活用していただきたいと思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

8番議員、林田直行君。

○8番議員（林田直行君）8番、林田です。

私は、他の委員会というか、総務関係の説明を受けていませんので勉強不足とは思いますが、できるならば説明という形で答弁をいただくと、何点かありますが、1点1点で言ったほうがいいですね。

○議長（宮田勝則君）1点1点でお願いいたします。

○8番議員（林田直行君）はい。まず初めに、88ページ、これは賦課徴収費のところの23番の償還金利子で、過誤納還付金が前年より大分大きく上回っているのはどういうわけなのかということの説明をいただきたいと思っております。

○議長（宮田勝則君）税務課長。

○税務課長（廣瀬龍一君）今、過誤納還付金の内容を説明ということで、ご回答したいと思います。

過誤納還付金が全体で482万6,050円あります。その内訳としましては、個人村民税が82万8,850円で、法人村民税が208万5,850円、固定資産税のほうで179万6,100円ございます。個人村民税につきましては、罹災判定区分の変更とか確定申告、更正の請求等を税務署のほうにされまして、それを原因とする還付となっております。法人村民税におきましては、法人の確定申告によって予定納付より下回ったことによる還付となっております。固定資産税につきましては、罹災判定区分の変更並びに自主解体による震災減免等、及び新築軽減の遺漏が1件ございました。家屋の滅失遺漏も1件ございました。ということでの還付金という形になっております。以上です。

○議長（宮田勝則君）林田議員、よございますか、今の。

○8番議員（林田直行君）大体わかりました。大変なことだとは思いますが、徴収にはよろしくお願ひしたいというところでございます。

まだいいですか、議長。

○議長（宮田勝則君）はい、どうぞ。

○8番議員（林田直行君）ちょっと続けるんですが。

○議長（宮田勝則君）1点1点を続けてください。

○8番議員（林田直行君）はい、お願いします。

次、100ページですが、これは福祉のほうになります、民生費の老人福祉費のこの中で、昨年度、使用を見ていたのが老人福祉でミニデイサービスが備考のほうにありましたが、ミニデイサービスはやっておられると思いますが、どういうあれで記載されてないのかなと。

○議長（宮田勝則君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（藤吉昌也君）私のほうからお答えさせていただきます。

ミニデイにつきましては、平成29年度より介護保険関係のほうで実施しておりますので、一般会計の予算にはありません。以上です。

○議長（宮田勝則君）よろしいですか。

○8番議員（林田直行君）ミニデイサービスは、今後、老人福祉のためには必要不可欠なものと思っておりますので、よろしくお願ひします。

続きまして、102ページ、ちょっとすみませんが、わからないので説明をお願ひしときます。102ページの20番の扶助費で、540万円という多額なのが不用額に上げておられますが、その不用の要因といいますか、何でこんなに大きくなったのかということでございます。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午後 3時07分）

（午後 3時09分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

住民福祉課長。

○住民福祉課長（塚元利文君）お答えいたします。

扶助費につきましては、金額が予算でも1,900万円ということで大きい部分でございます、年度末が途中で切れるものですから翌年度で精算するよう形になってきます。前年度が180万円ということで還付資金が発生しておりますけれども、今年度が500万円ということで見込み額がちょっと大きかったという形になってきます。以上です。

○議長（宮田勝則君）林田議員、わかりますか。

○8番議員（林田直行君）見込み額が大きかった、それも一理だと思いますが、500万円という大きい金でございますので、村税の活用をスムーズにやるといふか、生かすといふか、そういうところでは、予算執行のときには十分積

算もされるとは思いますが、よろしく願いしておきます。

続きまして、まだいいですかね、議長。

○議長（宮田勝則君）どうぞ。

○8番議員（林田直行君）はい。私、ここがちょっとわからなかったんですが、106ページ、ここで介護保険推進費7の28、繰出金で包括支援センターが減額になつとるなということで、前回というか平成28年度は500万円ぐらいありました。ところが委託繰り出しで190万円ぐらいという、こういう積算、どういう意味合いかをちょっとお伺いします。

○議長（宮田勝則君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（藤吉昌也君）お答えいたします。

包括センター委託費の繰出金190万円ですが、これにつきましては一般会計からの繰り出し分ということで、包括支援センター管理としては、実際は940万円を包括のほうに支払っております。そのうちの一般会計分の繰り出しが190万円ということでお考えいただきたいと思います。あとは介護保険の事業の中で予算措置をしているということでございます。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）林田君。

○8番議員（林田直行君）わかりました。それなら一般会計からでなくて、介護保険から出しているという理解でよろしいね。さっきの何か、あれと一緒にのような感じで。特別会計のほうから出しているということで解釈よろしいですか。

○議長（宮田勝則君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（藤吉昌也君）今、林田議員のご指摘のとおり、一般会計分の徴収分が190万円ということでございます。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）8番、林田君。

○8番議員（林田直行君）それで、昨年、平成28年度は500万円ぐらい見てあったんですが、どういうわけかなということですね。

○議長（宮田勝則君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（藤吉昌也君）一応、地域支援事業の事業割がありまして、その分のやつの上限というのがあります。その分で包括支援センター分の上限が多くなったと。介護保険に割合が。一応そういうことで一般会計の分の持ち出しが少なくなったということでお考えをいただきたいと思います。以上です。

○議長（宮田勝則君）8番、林田君。

○8番議員（林田直行君）はい、わかりました。

それでは、最後1点、よろしいですか。

○議長（宮田勝則君）はい。

○8番議員（林田直行君）これは保育園になりますが、保育園の警備委託料が

29万5,920円ですか。110ページです。13番委託料ですね。児童措置費の中のそれで、前年が6万3,500円ぐらいで少なかったんですが、大幅にちょっと大きくなったので、警備体制を変えられたのか、どうなったのかをちょっとお伺いします。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午後 3時15分）

（午後 3時16分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

答弁を、保育園長。

○保育園長（松永政範君）保育園の警備委託料についてのご質問でございますけれども、昨年5月からキューネットになっていたと思います。それ1カ月分と、あとカメラというか、防犯カメラが取りつけてあるんですけれども、平成29年度についてはフルに、1年分という形ですけれども、前回がその分がちょっとおくれたといえますか、ちょっと設置がおくれた分とか、そんなやつもあったと思いますので最初ちょっと安くなっていたと思います。平成29年度、29万5,920円がもう毎月同額での1年分のお支払いという形になります。以上でよろしいでしょうか。

○議長（宮田勝則君）林田君。

○8番議員（林田直行君）カメラ設置のため高くなったということで解釈でいいですか。キューネットさんをお願いして委託しておるけんということかな。

○保育園長（松永政範君）そうです。キューネットのほうに委託しております。

○議長（宮田勝則君）林田君。

○8番議員（林田直行君）子どもの安全のためには警備も必要だとは思いますが、これが妥当かどうかはわかりませんが、よろしくお願ひしときます。終わります。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑がありませんか。

1番議員、堀田直孝君。

○1番議員（堀田直孝君）1番、堀田です。

30ページの国庫支出金、節障害者福祉国庫負担金及び38ページ、県支出金の節障害者福祉県負担金の細節ですが、障害児通所給付等負担金が、平成28年度と比べますと、国庫支出金が1,179万円が平成29年度1,885万円。県支出金では平成28年度が597万5,000円が平成29年度で965万円と大幅に伸びております。歳出におきましては、102ページ、民生費の扶助費において、障害児通所給付費3,692万3,337円が、平成28年度の2,536万5,043円と比較すると1,155万8,294円の増、145.5%伸びておりますが、増加の原因は何か、また熊本地震によるPTSD、心的外傷後ストレス障害の関係性はあるのか、お尋ねいたします。もし起因が少しでもあるとすれば、村としても村の保健師

がかかわった何らかの支援が必要なのではないかと思えます。

124ページ、衛生費の保健推進事業費の節報酬に心理相談報酬として13万円の支出がありますが、これは関係ないのかあるのか。もしないのであれば内容の説明をお願いしたいと思います。これに関しては主な施策の成果には記載がありませんので、よろしく願いいたします。

○議長（宮田勝則君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（塚元利文君）お答えいたします。

まず児童のデイサービス等につきましては、平成26年が30名、平成27年が43名、平成28年が53名、平成29年が69名ということで、年々ふえているような状況でございます。理由につきましては、平成27年4月にアソビのほうが開設しております。こちらが一応通所で迎えにこられるということで、ある程度便利になってきましたので、これからだんだんふえてきているのではないかと思います。また平成28年には熊本地震に遭っております。平成28年が53名、平成29年度が69名ということでだんだんふえてきておりますけれども、また熊本地震の関連性についてはアンケートとか面接とかは行っておりませんので詳しいことはわかりませんが、主な内容としては、やはり子どもたちのコマリ感のある子がふえてきているんじゃないかと思います。それとあと、アソビ開設により、ある程度の利用者が便利になったということで、保護者さんたちも利用されているんじゃないかと思います。以上です。

○議長（宮田勝則君）1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）先ほどの課長の説明、アソビとか施設が便利によくなったということもありますが、よそで聞くと、やはり1年2年たってもPTSDを持って、そういう悩みを持っている子ども、今でもいきなり夜泣きをしたりとか、そういう子どもがやはり多数いるということですので、そのあたりの調査はまだされてないということですので、そのあたりも少し調べてほしいなと思えます。

あとは保健衛生課になりますね、心理相談報酬13万円が支出されていますがということですが、これはどういった内容か説明をお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（藤吉昌也君）お答えいたします。

心理相談報酬13万円につきましてでございますが、一応心理のほうは専門の方に、1歳6カ月健診、3歳6カ月健診、5歳の健診時に来ていただいて、いろんなお母さん方が困っていることや、また悩み相談を、その健診時に一緒に相談業務をやっている状況でございます。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）自分の思いとちょっと違っておりましたが、できれば、やはりこういう、先ほどの消費生活の相談員も一緒ですけれども、せつ

かく専門医を雇うのであれば、各関係を有意義にというか、関係と連絡を取り合って有意義に活用していただきたいと思います。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（藤吉昌也君）今、ご指摘のとおり、いろんな部分でお子様の悩み、本人の育児関係の悩みと心理的な相談業務ということでございますが、各方面の機関と今後は連絡等を密にして実施したいと思います。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午後 3時25分）

（午後 3時40分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

これより歳入歳出一括して質疑をお受けいたします。質疑ございませんか。
9番議員、桂 悦朗君。

○9番議員（桂 悦朗君）9番、桂です。

72ページ、生活交通維持・活性化総合補助金で1,088万円ということで出ておりますが、これは県のほうからも89万円、村としては1,000万円近くをここに支出しておるわけですが、今、どれぐらいの人がこのバスを利用されているのか、まずちょっとお聞きしたいと思います。年間どれぐらいの人が、大体これを利用しとるのか。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午後 3時41分）

（午後 3時47分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

総務課長に答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（西山春作君）先ほどの年間の輸送人員といいますか、人数ですけれども、昨年度の申請の報告によりますと、平成28年10月1日から平成29年9月末までで、系統が森経由と岩坂経由がありますけれども、森経由で6,964人、下岩坂経由で9,301人ということになっております。以上です。

○議長（宮田勝則君）9番、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）これは乗られる方は西原村の住民の方がこれだけ乗られているのか。そうじゃないでしょう。要するに大津町まで行く間にこれだけ乗っているということですよ。私たちがバスに会うんですが、ほとんど乗っておられないときが多いと思います。だから西原村で今利用されているのは本当に少なくなっているんじゃないかな。どういう人が今利用されて

いるのか。そういうところもやはりちょっと調べて、今後の交通のあり方、そういうものもやっぱり考えていかななくてはならない状況になってきていると思うんですね。今回、空港が民営化されれば、今度は空港を中心にアクセスを考えていかななくてはならない、もうそういう時期に入ってきているのかなと。そうすると、今、高森空港線、これをふやしてもらったほうが、実際に言ったらこの線を使っている人はかなり多くなってきているんじゃないかなと。そうすると熊本市まで行く、今、大津町まで行くにしても、大津町までは駅に行っていますよね。そういうものを利用すれば大津町には行ける。益城町も今、アクセスを、要するに益城町のほうも今度は考えてくると思うんですね、空港を中心に考えて。そしたらそういうものも、やはり西原村のほうも今から先考えていかななくてはならないというふうに思いますけれども、村長、いかがでしょうか。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）これは、例えば木山から大津町まで、益城町も負担しております。西原村も負担します。大津町も負担します。まず我々が言うべき話では今はないだろうと。益城町がだめなら西原町まで来ませんから。だから益城町と大津町の協力があって、この西原村をバスが通っておるということですので、今、それは外部に発信するわけにはいかないだろうというふうに思います。多分1台の乗車率もかなり低いということですが、やはり朝晩の高校生あたり、あとは車をもっておられない方、福祉タクシーでバス停まで行って、それからバスに乗って行かれるとか、そういう方がほとんどだろうというふうに思いますし、私ももうほとんど乗りませんので、中にどなたが乗られておるかわかりませんが、多分そうじゃなかろうかなというふうに思います。

空港を利用すると今おっしゃいましたけれども、高森線はこの熊高線を通って堂園小森線を通って行くばかり。じゃあ河原地区はどうなるかと、鳥子方面はどうなるかとなったときに、やはり今はこの木山と大津町を結んでおりますので、利用すればできるということですので、やはり交通弱者の方がおられますので、それをなくすわけにはいかないだろうというふうに思います。

○議長（宮田勝則君）9番、桂 悦朗君。

○9番議員（桂 悦朗君）なくすわけにはいかんということですが、これは村内のやっぱり交通、それで乗り合いバスのような、要するに、今、南阿蘇村だったですかね、がそういうふうにして自分とこの村内を回ってしていますよね。そういうふうにしてアクセスのところに連れて行ける、送っていける、そういうのも考えられやしないかな。そうすると、バスに乗られるということですから、車の運転をされない方が多いんじゃないかなというふうに思うんです。学生以外ですよ。そういう方については、今、福祉タクシーとか、

そういうのがありますけれども、そういう乗り合いバスのようなのを、今から先、やっぱりいろんな面で考えとかなくってはならないんじゃないかなというふうに思います。空港を中心に考えていくのであれば、益城町あたりもこのバスをふやしてもらえれば、高森線をですね、益城町経由でも行けるようになる、大津町経由でも行けるようになる、それと熊本市内にも行けるようになるということで、そういうものも考えて進めておかないと、今、4カ町村で話し合いをしながらでも、私たちがやはり、西原村もどういう考えを持ってここに出てきているんですかというふうな形になってくると思うんですよ。そしたらやはり西原村でもある程度のそういうアクセス面を考えて、私たちが4カ町村の話し合い、そういうものにも出なくてはならないというふうに思いますので、前向きに、それを、今、バスをなくすとかそういう問題じゃなくて、そういう方面のことも考えながら今後進めていかなくてはならないというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（宮田勝則君） 村長。

○村長（日置和彦君） 当面は産交バスが通っておりますので、そこを村の乗り合いバスをつくって運行することはできません。今、産交が通っておりますので。だからバス停まで回すことはできますけれども、それにはやはり車が必要でございます。例えば10人乗りのワゴン車、1台450万円、2台買えば900万円します。それに運転手が要ります。そして車検、保険、いろんなことを考えますとかなりの金額になりはしないかなと。これは1回始めますと経常的な経費となりますので、その経費をどこから生み出すかということも考えなければならぬ。それに経費を入れてやるのと、バスにもまた1,000万円ほど入れなくてはなりませんので、その利用方法はかなり研究してやらないと、なかなか難しいのではなからうかというふうに思います。

中西議員が質問されましたように、例え話じゃございませんけれども、その例え話が本当の話になるならば、例え話の話はご存じですか。そういった車があればというような話もありますけれども、そうなったときにはそういった利用方法もできるんじゃないかな。あるいは河原小学校の複式学級解消に山西校から朝晩送り迎えするとなれば、あっちに行かれる子どもさんもおられるんじゃないかなというふうな思いもしておりました。ただ、その車の話は例えばの話でございますので、きょうの一般質問では答えることができませんでしたが、そういったこともいろんな方面から考えていきたいなというふうに思います。当面は、いましばらく待っていただきたい。考えていくことはいきたいなと思っております。

○議長（宮田勝則君） 9番、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君） 今、答弁されたように、考えていくということは、もう要するに金が要るわけじゃありませんので。でも、そういう面を、大体どれぐらい金がかかるかが、これを運行できるとか、そういうものもやはり

みんなで考えて進めなくてはできない問題じゃなかろうかなというふうに思いますので、今後はその方針で何かいい提案をしてもらえればというふうに思っております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

4番議員、中西義信君。

○4番議員（中西義信君）4番、中西です。少しだけお願いします。

82ページの五木源住宅の今後の使い道と、あそこに展示場ができて、実際要望というか、あれはあったのかなど。発注といたしますか。どちらになりますか。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）五木源住宅、五木村から提供していただいているものがございます。この予算に通るのは浄化槽とかいろんな外構関係の予算でありまして、建物自体は五木村から建てて展示をしていただいております。まだまだそれをどうこうするのか。五木村に対しても、あれを展示して、ああいったものをつくっていただきたいという思いがありますので、あそこに展示していただいているものでありまして、これは後では何かに利用したいということはありませんけれども、いつ、どのように、どのような形ですということはまだ控えさせていただきたいというふうに思います。あとは、どれだけあれを見に来て申し込みがあったとか、あるいは建てた人がおられるかどうか知りませんが、おらっさんでしょう。おられんけれども、そちらは総務課長が答弁いたします。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（西山春作君）五木源住宅のモデル住宅として、2月の落成から8月までですけれども、合計で236組の方がご来場になつていて。人数としては420名ほどの方が来られているようですけれども、実際に家を建てられたかというご質問ですけれども、実際に建てられた方は聞いておりませんが、高遊のほうで一人検討をしていらっしゃるというお話は聞いております。以上です。

○議長（宮田勝則君）中西君、よございますか。

中西君。

○4番議員（中西義信君）続きまして、大切畑ダムの浄化装置ですね。前つくったと思います。今現在はそのまま置いてあるのか、どこかにもう直してあるのか。それと水質検査はやっているんですか。ページはないんですが、あの元つけた装置は、今はまだあの中に入っているのかどうかと、今現在たまに水質の検査とかをやっているのかと、それだけです。

○議長（宮田勝則君）建設課長。

○建設課長（吉田光範君）中西議員のただいまの質問ですけれども、大切畑ダムの浄化装置につきましては、震災後、今、一番下のほうにまだつかったま

までございます。上げようかどうしようかということで小森土地改良区あたりと検討しましたが、まだちょっとはっきりした結論には至っていませんが、かなりの費用がかかるということで、できればダム復興のときに費用がかからないような状態で、一旦撤去して設置をするならということで思っております。

水質の検査につきましては、見てのとおり、今、水位的には一番下でございます。水質をとることそのものがないような状況にありますので、今はしていないということで思っております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

認定第1号、平成29年度西原村一般会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、認定第1号は原案どおり認定されました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、次の会議は12日午前10時より行います。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 4時03分 散 会

第 3 号 (9 月 1 2 日)

平成30年第3回西原村議会定例会会議録

平成30年9月12日、平成30年第3回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

平成30年9月12日（水曜日） 議事日程第3号

- | | | |
|-------|--------|-------------------------------------|
| 日程第 1 | 認定第 2号 | 平成29年度西原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 2 | 認定第 3号 | 平成29年度西原村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 3 | 認定第 4号 | 平成29年度西原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 4 | 認定第 5号 | 平成29年度西原村中央簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 5 | 認定第 6号 | 平成29年度西原村工業用水道事業会計決算の認定について |
| 日程第 6 | 報告第 3号 | 平成29年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について |
| 日程第 7 | 議案第58号 | 嘱託員及び地区連絡員設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第59号 | 西原村防災行政無線施設設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第60号 | 西原村職員定数条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第61号 | 団体営土地改良事業計画の変更について
(日向・葉山・医王寺地区) |
| 日程第11 | 議案第62号 | 字の区域の変更について |
| 日程第12 | 議案第63号 | 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について |

1、応招議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	坂 園 まゆみ 君
議会事務局書記	松 永 誠 司 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	日置和彦君
副村長	内田安弘君
教育長	竹下良一君
総務課長	西山春作君
企画商工課長	須藤博君
教育課長	米口三喜男君
会計管理者	中村義光君
税務課長	廣瀬龍一君
産業課長	南利孝文君
建設課長	吉田光範君
震災復興推進課長	高本孝嗣君
住民福祉課長	塚元利文君
保健衛生課長	藤吉昌也君
保育園長	松永政範君

午前10時00分 開議

○議長（宮田勝則君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第3号のとおり行います。

日程第1、認定第2号、平成29年度西原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

内容の説明を会計管理者に求めます。

（会計管理者 中村義光君 登壇 説明）

○会計管理者（中村義光君）おはようございます。

認定第2号についてご説明いたします。

認定第2号、平成29年度西原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算書3ページをお開きください。

歳入合計を朗読いたします。

一番下の最終行でございます。

歳入合計、予算現額12億1,832万円、調定額12億6,975万7,236円、収入済額12億3,265万4,666円、不納欠損額201万122円、収入未済額3,509万2,448円。

7ページをお開きください。

歳出合計を朗読いたします。最終行でございます。

歳出合計、予算現額12億1,832万円、支出済額11億2,779万9,736円、翌年度繰越額0円、不用額9,052万264円。

あけてください。

歳入12億3,265万4,666円、歳出11億2,779万9,736円、歳入歳出差引残額1億485万4,930円、うち基金繰入額0円、翌年度繰越額1億485万4,930円。

平成30年9月6日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

あと実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書並びに財産に関する調書を添付しております。

議員各位のご質問により、それぞれ担当課長より答弁させていただきます。

以上でございます。認定方よろしく願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

認定第2号、平成29年度西原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、認定第2号は原案どおり認定されました。

日程第2、認定第3号、平成29年度西原村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

内容の説明を会計管理者に求めます。

(会計管理者 中村義光君 登壇 説明)

○会計管理者(中村義光君) 認定第3号についてご説明いたします。

認定第3号、平成29年度西原村介護保険特別会計歳入歳出決算書3ページをお開きください。

歳入合計を朗読いたします。最終行でございます。

歳入合計、予算現額7億9,945万5,000円、調定額8億309万813円、収入済額8億33万6,113円、不納欠損額49万1,500円、収入未済額226万3,200円。7ページをお開きください。

歳出合計を朗読いたします。最終行でございます。

歳出合計、予算現額7億9,945万5,000円、支出済額7億4,378万8,174円、翌年度繰越額0円、不用額5,566万6,826円。

あけてください。

歳入8億33万6,113円、歳出7億4,378万8,174円、歳入歳出差引残額5,654万7,939円、うち基金繰入額0円、翌年度繰越額5,654万7,939円。

平成30年9月6日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

あと実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書を添付しております。

議員各位のご質問により、担当課長より答弁させていただきます。

以上でございます。認定方よろしく願いいたします。

○議長(宮田勝則君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

1番議員、堀田直孝君。

○1番議員(堀田直孝君) はい。1番議員、堀田です。

まず、収入の部で質問いたします。ページ12ページです。

その中で、過年度保険料の中に不納欠損が49万1,500円、8名の方がされたということです。収入未済額が153万8,400円ございます。

この不納欠損のこういった理由、関係条例15条の何を適用したか、ちょっと教えていただけませんか。

○議長(宮田勝則君) 保健衛生課長。

○保健衛生課長（藤吉昌也君）お答えいたします。

委員会のほうでも、不納欠損8名ということでお答えをさせていただきました。その中で、今回、介護保険法第200条第1項による時効消滅による不納欠損をさせていただきました。本来ならば時効中断とか、いろんな分もやらなければいけなかったんですけども、事務的にそこまでできなかったというのがありまして、実際その責任は課長である私にとらなければいけないというふうには思っております。

税の公平から見ても、不納欠損をする場合は十分な調査をやりなさいということがされております。今回、十分な調査ができなかったということで時効を迎えてしまったというわけでございますので、今後は、なお一層徴収には努力のほうをさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）残念なことに、時効ということで不納欠損されたということでございますが、昨年、私は言ったと思っております。正直言って、税務課、健康保険、これは担当が一応おります。それなりの勉強もして対処するわけでございますが、この料というのは時効が税に比べて2年ということで、本当に油断しているとすぐに時効が来ます。

ということで、昨年、自分は税務課あたりと連携して税務課が差し押さえしている分については交付要求というのをする時効の中断措置というのがあるかということで、横の連携を持ってしてくださいということを言っておりましたが、正直言うて、熊本地震ということでなかなかできないというのは仕方がないとしても、この介護保険関係、また後に出てくる後期高齢者については、本当に担当が一人で給付もして徴収ということが非常に大変だと思いますので、やはりここの横の連携というのを十分密にして時効を迎えないようにしていただきたいと思います。

○保健衛生課長（藤吉昌也君）お答えいたします。ご指摘ありがとうございます。

今回の時効を踏まえまして、担当者のほうにはやはり徴収につきましては税務課の担当者と連携を密にするよということで指導はしております。今堀田議員が言われましたとおり、時効が2年ということであつという間に来てしまうということに関しましては私も感じております。今後は、そのあたりをさらなる強化をやらせていただき、時効にならないように今後とも進めさせていただきます。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）はい。続きまして、歳出でお尋ねいたします。

ページ数24ページ、介護予防生活支援サービス事業費の中の負担金補助及び交付金の中に通所サービス事業費が338万4,960円支出されております。多分、この通所サービスというのは通所サービスAというところで、すみれの

会ということだと思いますが、国のほうもこの介護保険の運営というところで非常にお金がかかるというところで、もう人件費を削減するという傾向があって、このすみれの会においてもボランティアの導入をなささいという方針が出ていたかと思いますが、本村において、この辺、私もボランティア、なかなかお願いしてもできないのかなとは思いますが、本村においてボランティアの活用というところで協力体制、またはこういった職種の人が、もうボランティアがあるのであれば、こういった方がボランティアに参加してくれているのかというところをちょっと質問いたします。

○議長（宮田勝則君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（藤吉昌也君）お答えいたします。

確かに、今堀田議員が言われますとおり、ボランティア活動も大変重要なことだろうと思っております。なかなかボランティアという分に難しいと思っておりますので、今年度より介護予防サポーターという形で育成講座のほうを6月にやらせていただきました。今回の受講者が48名、認定者が40名ということで、まずその方を中心にいろんな地域のサロン等のボランティアの活動という形でお願いをしようと思っております。実際に8月からスーパーサロンをするということで6か所のほうで活動をしていただいております。やはり地域活動ということで地域の方が役割を担っていただくというか、やはり今後の高齢者社会には対応できると思っております。

補正予算でも組ませていただいておりますが、ボランティアのサポーターというか、介護予防サポーター講座をまた10月にも開催しようと思っております。そういうことで、介護に対する意識改革といいますか、皆さん方地域の方をお願いして、まずはその方をボランティアとして位置づけをしましていろんな活動をお願いしたいなというふうに考えております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）1番議員、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）はい。一応ボランティア講座をしてボランティアをふやすという努力をされているということで、やはり今後、地域の密着型というか、そういうところで必要かと思っております。

続きまして、26ページになります。

認知症総合支援事業の中に、委託料の中に認知症地域支援推進員等設置促進事業、認知症初期集中支援事業ということで、認知症に対する項目が出ております。現在、認知症というのは、以前は、ぼけとか、そういうふうにならばよかったところがあつたかと思っておりますが、現在、認知症というのは1つの病気ということで、認知症も、アルツハイマー型とか、いろんな型はありますが、今後5人に1人が認知症になるというところで非常に注目されている。

その中で、一応認知症サポーターとかいう研修がなされているとは思いま

すが、そのあたりで、うちの職員も見ると胸にオレンジのリング、要は認知症サポーター研修を受けたよという人が何人か見受けられます。ほかの市町村では、職員の方ほとんどが認知症サポーターのを持っておられますが、本村としまして、よそでは小学生とか中学生に認知症サポーター、そして見守る、そうすることによって徘徊の認知症の方を早く発見できるという実績が上がっておりますが、本村においてはそのあたりはどういった方向で取り組まれているか質問いたします。

○議長（宮田勝則君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（藤吉昌也君）お答えいたします。

まず、認知症サポーター研修ということで昨年やらせていただきました。構造改善センターのほうで約90名ぐらいの方がお集まりいただいているいろんな部分で研修をさせていただきました。議員さんの中にも参加いただいた方もいらっしゃいます。地震前は中学校に行ったり小学校に行ったりいろんな話をしておりますが、今後はやはりまた中学校でお話をしたり小学校でお話をしたりしながら認知症に対する意識の改革といいますか、そういうことをやらせていただきたいというふうには思っております。

今回、いろんな部分で認知症ということで下のほうに集中支援チームということで9月から益城病院さんのほうにご依頼いたしまして、いろんな部分でこの方は病院受診とかにつなげたほうがいいとか、そういう方につきましてはもう専門医のほうにご依頼をいたしまして、初期集中で認知症対策のほうもやらせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）1番議員、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）はい。ということで、今、小学校、中学校ということで出ましたが、教育長、そのあたりはどうお考えでしょうか。

○議長（宮田勝則君）教育長。

○教育長（竹下良一君）堀田議員にお答えします。

これまで県のほうの指導もあります。確かに少しずつ広まってきておりますけれども、私の認識不足で、今西原村の中学生あるいは小学生がどれぐらい研修、講習を受けたのかというのがちょっとわかっておりません。意義は認めますので、今後とも進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（宮田勝則君）1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）やはりもう本当に認知症は5人に1人とされていますが、今後4人に1人、3人に1人というふうに進んでいくのではないかと思いますので、今後そういうところをぜひ認知症サポーターの育成というところで努力していくというところでいていただきたいと思います。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

認定第3号、平成29年度西原村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、認定第3号は原案どおり認定されました。

日程第3、認定第4号、平成29年度西原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

内容の説明を会計管理者に求めます。

(会計管理者 中村義光君 登壇 説明)

○会計管理者(中村義光君) 認定第4号についてご説明いたします。

認定第4号、平成29年度西原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書1ページをお開きください。

歳入合計を朗読いたします。一番下の最終行でございます。

歳入合計、予算現額1億6,067万3,000円、調定額1億6,097万5,344円、収入済額1億6,095万8,744円、不納欠損額0円、収入未済額1万6,600円。

あけてください。

歳出合計を朗読いたします。一番下の最終行でございます。

歳出合計、予算現額1億6,067万3,000円、支出済額1億5,752万6,169円、翌年度繰越額0円、不用額314万6,831円。

あけてください。

歳入1億6,095万8,744円、歳出1億5,752万6,169円、歳入歳出差引残額343万2,575円、うち基金繰入額0円、翌年度繰越額343万2,575円。

平成30年9月6日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

あと実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書を添付しております。

議員各位のご質問により、担当課長より答弁させていただきます。

以上でございます。認定方よろしく願います。

○議長(宮田勝則君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

認定第4号、平成29年度西原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、認定第4号は原案どおり認定されました。

日程第4、認定第5号、平成29年度西原村中央簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

内容の説明を会計管理者に求めます。

(会計管理者 中村義光君 登壇 説明)

○会計管理者(中村義光君) 認定第5号についてご説明いたします。

認定第5号、平成29年度西原村中央簡易水道事業特別会計歳入歳出決算書1ページをお開きください。

歳入合計を朗読いたします。一番下の最終行でございます。

歳入合計、予算現額3億2,827万6,000円、調定額3億331万2,308円、収入済額3億326万2,927円、不納欠損額0円、収入未済額4万9,381円。

あけてください。

歳出合計を朗読いたします。最終行でございます。

歳出合計、予算現額3億2,827万6,000円、支出済額2億7,513万8,120円、翌年度繰越額0円、不用額5,313万7,880円。

あけてください。

歳入3億326万2,927円、歳出2億7,513万8,120円、歳入歳出差引残額2,812万4,807円、うち基金繰入額0円、翌年度繰越額2,812万4,807円。平成30年9月6日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

あと実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書並びに財産に関する調書を添付しております。

議員各位のご質問により、担当課長より答弁させていただきます。

以上でございます。認定方よろしく願いいたします。

○議長(宮田勝則君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○議長(宮田勝則君) 6番議員、上野正博君。

○6番議員(上野正博君) はい。6番議員、上野です。

工事請負費についてちょっとお尋ねします。

秋田原水源川の震災によって機能不能となりまして、秋田原水源だけで県道沿いの送水管布設工事を入れまして約2億円ぐらいかかっているかと思いますが、その間、布田、星田の一部は大峯水源のバイパス配管を利用してお

りますが、秋田原水源の工事は終わったのか。終わったならば、いつごろもとに切りかえるのか。その辺のところをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（宮田勝則君）建設課長。

○建設課長（吉田光範君）ただいまのご質問についてお答えいたします。

秋田原水源につきましては、一応震災に絡む工事につきましては全面的に終わっております。給水区域につきましては、下布田地区が復興推進課の事業の関係でまだ配管ができていない状況でございます。一応秋田原水源のほうは今秋田原農道を本管を通しまして布田の県道をずっと来まして、一応下布田までは完全な形になっております。

今後、また集落再生のほうの事業が終わり次第切りかえざるを得ないかなと思っております。大峯水源のほうも若干、今みどりの館の前で減圧弁を据えて給水区域を変えておりますので、その辺の対応もさせていただいています。今後、事業の推進について見守りながら進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

4番議員、中西義信君。

○4番議員（中西義信君）4番、中西です。

意見書のほうで、去年とおととしはもう地震の関係で聞くあれではないと思っていたんですけども、供給量とメーター、俗に言う漏水、もとで出している量と実際各メーターで上がっている量とのずれというのが今までは出ていると思っておりますけれども、去年とおととしは地震の関係もあったり工事の関係もあったり、あちこちで漏水等、多々あったと思いますので言えるあれではなかったと思いますが、ぼちぼち落ちついてきているのでと思ったら、今回はそういうのが書いていなかったの、どうなのかなと。もしもわかるならと思ひまして。

○議長（宮田勝則君）建設課長。

○建設課長（吉田光範君）ただいまの中西議員の質問につきましてお答えさせていただきます。

主要な施策の資料の中に、ページ数が117ページでございます。ここに中央簡易水道事業特別会計主要な施策の成果ということで一応上げさせていただいております。平成28年度との、冒頭に書いていますが年間総配水量は65万5,018^m、年間総有収水量は50万6,760^mとなっております。総配水量は前年より5万1,280^m増加し、有収率は77.4%と前年より22.8%増加しているということで書かせていただいております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）4番、中西君。

○4番議員（中西義信君）どうも失礼しました。つい二、三カ月前ですか、高遊の星ヶ丘のところ、ずっと約2年近く漏れていたのを改修とかしてもらったのを覚えておりますので、改修率がどれぐらい進んでいるかというところで

ちょっと質問しました。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

認定第5号、平成29年度西原村中央簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、認定第5号は原案どおり認定されました。

日程第5、認定第6号、平成29年度西原村工業用水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

内容の説明を建設課長に求めます。

（建設課長 吉田光範君 登壇 説明）

○建設課長（吉田光範君）おはようございます。

認定第6号につきましてご説明いたします。

認定第6号、平成29年度西原村工業用水道事業決算報告書（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）西原村。

あけていただきまして、2ページをお願いいたします。

平成29年度西原村工業用水道事業決算報告書。

1、収益的収入及び支出。収入、左から区分、予算額合計、決算額の順で読み上げます。

第1款水道事業収益1,626万3,000円、1,846万8,290円、第1項営業収益963万6,000円、1,112万1,177円、第2項営業外収益662万6,000円、734万7,113円、第3項特別利益1,000円、0。

下の段、支出でございます。

第1款水道事業費1,626万3,000円、981万9,053円、第1項営業費用1,152万8,000円、944万253円、第2項営業外費用45万円、37万8,800円、第3項特別損失1,000円、0、第4項予備費428万4,000円、0。

平成30年3月31日、西原村工業用水道事業管理者、熊本県阿蘇郡西原村長。主な内容につきましてご説明いたします。

次のページの3ページでございます。

3ページのキャッシュ・フロー計算書は、現金の収入と支出の動き、資金として必要な現金の出し入れをあらわした表でございます。

次ページ以降、4ページに損益計算書、5ページに剰余金計算書、7ペー

ジ、8ページに貸借対照表、9ページに事業報告書を添付しております。

11ページをお願いいたします。

本年度の年間給水量は18万4,940m³で、前年比6万2,679m³の増となっております。

次に、(2)事業収益に関する事項でございます。

営業収益につきまして、本年度1,029万7,395円、前年比162万2,565円の増額となっております。営業外収益につきまして、本年度763万2,753円、前年比80万9,184円の増額となっております。主なものとしましては、13ページに収入の明細を記載しておりますが、料金の収入の増及び企業負担金の増が主な要因でございます。

戻っていただきまして、12ページをお願いいたします。

3、事業費用に関する事項でございます。営業費用につきましては、本年度928万911円、前年比130万6,222円の減額となっております。主なものとしましては、14ページをお願いいたします。

固定資産、減価償却の減によるものが主な要因でございます。

申しわけありませんが、6ページに戻っていただいでよろしいでしょうか。

6ページに平成29年度西原村工業用水道事業剰余金処分計算書(案)がございます。当年度の未処分利益剰余金につきましては、1,424万5,733円でございます。建設改良積立金に500万円を積み立てることといたしております。内容としましては以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長(宮田勝則君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。質疑ございませんね。

(「質疑なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

認定第6号、平成29年度西原村工業用水道事業会計決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、認定第6号は原案どおり認定されました。

日程第6、報告第3号、平成29年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 西山春作君 登壇 説明)

○総務課長(西山春作君) それでは、報告第3号についてご説明いたします。

報告第3号、平成29年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率について。平成29年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき報告いたします。

平成30年9月6日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて算定いたしました平成29年度の決算に係ります健全化判断比率及び資金不足比率について、同法第3条第1項及び第22条第1項の規定によりましてご報告を申し上げます。

次のページをお願いいたします。

健全化判断比率でございますが、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率があり、表の右側に記載してあります早期健全化基準に対しまして、中ほど中央に平成29年度の比率を記載して、各比率が右側の基準を下回っておれば健全な状態であるということになります。

まず、赤字比率、実質赤字比率は、一般会計の実質収支額について分析するもので、7億426万円の黒字になりましたことから、実質赤字比率として数値にあらわすことができないということでございます。

また、連結実質赤字比率は、今申し上げました一般会計に国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、工業用水道事業会計及び中央簡易水道事業特別会計を加えた実質収支額で、全ての会計において黒字でありまして、合計で10億7,319万円の黒字になりましたことから連結実質赤字比率としての数値にあらわすことができないということでございます。

次に、実質公債費比率は、公債費充当の一般財源、公営企業債充当の繰出金、一部事務組合等債充当の負担金等、公債費に準ずる債務負担行為の合計を分子といたしまして、基準財政規模を分母として割った比率の3カ年平均で早期健全化基準25%に対して3.2%という結果になりました。

次に、将来負担比率ですけれども、地方債残高、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債等繰り入れ見込み額、一部事務組合等負担等見込み額、退職手当負担見込み額等の将来負担額から充当可能基金及び基準財政需要額算入見込み額を差し引いた額を分子といたしまして、分母といたしましては基準財政規模から基準財政需要額算入公債費等の額を差し引いたものを分母といたしまして割った比率でございます。分子がマイナスとなり、将来負担比率として数値にあらわすことができないということでございます。

以上、全ての比率が早期健全化基準の範囲でありますことから、西原村の財政状況は健全段階にあるということになります。

次に、下のほうになりますけれども、資金不足比率でございますが、公営企業法適用企業として、工業用水道事業会計の資金不足比率でございます。決算におきまして、差引額が1億7,598万7,000円の黒字でありますことから、

資金不足比率として数値にあらわすことができないということでございます。

また、公営企業法非適用企業として中央簡易水道事業特別会計の決算でございますが、歳入から歳出を差し引いた実質収支額が2,812万5,000円の黒字でありますことから、資金不足比率として数値にあらわすことができないということでございます。

したがいまして、両会計とも経営状況は安定しているということでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（宮田勝則君）ただいま報告第3号の説明が終わりましたが、質疑に入ります前に、代表監査委員の河上勝彦君に平成29年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の審査報告を求めます。

（代表監査委員 河上勝彦君 登壇 説明）

○代表監査委員（河上勝彦君）それでは、ただいまの説明がありました審査意見書につきまして報告をさせていただきます。

本意見書につきましては、平成30年8月9日付で西原村長に報告をさせていただきました。

平成29年度西原村健全化判断比率審査意見書。

1、審査の概要、この健全化判断比率審査は、村長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係職員から説明を聴取し、適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

2、審査の結果、総合意見、審査に付された下記健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認めました。

（2）個別意見としましては、ここに①から④の4項目について記載をいたしておりますけれども、全てについて特に問題はないものと認めました。

是正改善を要する事項としましては、特に指摘すべき事項はありません。

次に、平成29年度西原村資金不足比率審査意見書。

1、審査の概要、この資金不足比率審査は、村長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係職員から説明を聴取し、適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

2、審査の結果、1、総合意見、審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

2、個別意見、平成29年度の資金不足比率は資金不足額がないため特に問題はないものと認めました。

是正改善を要する事項については、特に指摘すべき事項はありません。

以上でございます。

○議長（宮田勝則君）以上で、平成29年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の審査報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑なしと認めます。

これで報告第3号、平成29年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終わります。

暫時休憩します。

（午前10時57分）

（午前11時10分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第7、議案第58号、嘱託員及び地区連絡員設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 西山春作君 登壇 説明）

○総務課長（西山春作君）それでは、議案第58号についてご説明いたします。

議案第58号、嘱託員及び地区連絡員設置条例の一部を改正する条例の制定について。

嘱託員及び地区連絡員設置条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成30年9月6日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由といたしまして、山西地区に災害公営住宅が整備されたことに伴いまして、新たに自治会として発足するため、条例を改正する必要がございます。これがこの議案を提出する理由でございます。

ここから皆様にお配りをしております別紙嘱託員及び地区連絡員設置条例の一部を改正する条例案の概要についてご説明をしたいと思います。

概要のほうをごらんください。

まず、条例改正の趣旨でございますけれども、山西地区に災害公営住宅が整備されたことに伴いまして、新たに自治会が発足するための条例改正でございます。

主な内容でございますが、この条例中に地区の名称を山西団地を加えるものでございます。条例第2条第1項の表に山西団地を小森西の区域に追加するというものでございます。

施行期日は平成30年10月1日でございます。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

9番議員、桂悦朗君。

○9番議員（桂 悦朗君）はい。9番議員、桂です。総務課長にちょっとお尋ねしますが、この前の私たち委員会での説明では小森東の区長、総区長にはお話しされたということです。この件について、万徳、小森の西のほうの区長と、総区長、それと東の総区長、それとここは字鳥子になりますので、鳥子の総区長さんにはどのようにお話しされているのか。そこをちょっとお伺いしたい。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（西山春作君）今回、追加で山西団地をする、小森西への囑託区長の山本区長のほうにもお話しさせていただいております。それと、山田区長は山西地区代表区長としてお話をしているようなところもございます。鳥子の囑託区長には、もうちょっとエリア的に離れていることもございますので、そちらのほうにはお話というのは私のほうからは直接はしておりません。以上です。

○議長（宮田勝則君）9番、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）これを見たら、小森西地区というのはかなり広がります。それと、いろんな行事、この前ちょっとお話を聞いていた中で、行事とかそういうものもしている中でかなりの人数になると思いますし、ましてやこの団地、将来的にはどういうふうになるんだというのもやはりお話をしたの要するに囑託に入れるということも考えていかななくてはならないというふうに思います。

実際の鳥子地区、小森東地区については子どもたちも少なくなってきた状況でもございます。若い人たちもかなり少なくなってきたんですね。そういうところに将来的にはこの団地の中に公営住宅として運営されるのであればそういう若い人たちも入ってくるのではないのかなということも、何かそういうところもお話をされているのかされていないのか。

ただ単にここ万徳地区の中にあるから、じゃ小森西にということで決められたのか、そこらあたりちょっと、もしお聞きになっておられればお伺いしたいと思います。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（西山春作君）今のところは、この現状、入られる方々とか。将来20年後とかに入れかわりで新しく公営住宅のほうに入られるというところまでは私のほうからは説明は特にしておりません。以上です。

○議長（宮田勝則君）9番、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）将来的なことですから、今どうのこうのということをお話されてもちょっとわからない点があるとは思いますが、囑託となると万徳のほうからすると自分ところも別に山西団地ということですから、大きくなったからそういうふうに言われたんですね。

大きくして小森東、鳥子地区というのを考えたら、やはりこういうことを決められるときにはそういう地区にもやはり声をきちんとかけてお話をし、そして今回のこれに本来であれば出さなければならなかったのかなというふうに私も感じましたので今回質問させていただきました。以上でございます。

○議長（宮田勝則君） よございますか。ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君） 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第58号、嘱託員及び地区連絡員設置条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君） 全員起立であります。

よって、議案第58号は原案どおり可決されました。

日程第8、議案第59号、西原村防災行政無線施設設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 西山春作君 登壇 説明）

○総務課長（西山春作君） それでは、議案第59号についてご説明いたします。

議案第59号、西原村防災行政無線施設設置条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村防災行政無線施設設置条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成30年9月6日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございますけれども、防災行政無線施設がデジタル化されたことに伴いまして、西原村防災行政無線施設設置条例を改正する必要があるというのが、この議案を提出する理由でございます。

ここから皆様にお配りをしております別紙により説明をいたします。

西原村防災行政無線施設設置条例の一部を改正する条例（案）の概要をごらんください。

まず、条例化しての趣旨でございますが、先ほど申し上げましたように以前のアナログ防災行政無線の整備時の条例でありましたこの条例をデジタル防災行政無線を設置したことにより更新整備したということで、無線施設の名称、位置等に変更があったために条例を改正するというものでございます。

主な内容でございますが、この条例中ですけれども、デジタル防災行政無線整備にあわせて名称、位置を記載してある第2条の表を、上の表が現行の

条例でございますので、それを矢印下の表に改めるということでございます。

また、現状にあわせて一部第3条ただし書等を削るというものでございます。それから、第4条を「一般局」を「MCA無線」に改めるということでございます。

施行期日は公布の日としております。MCA無線につきましては、今、消防、それから消防積載車とか携帯無線で現在使用している移動系通信無線ということでございます。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

1番議員、堀田直孝君。

○1番議員（堀田直孝君）アナログからデジタルに変わったということでございますが、この概要の中にMCA無線800MHz帯のデジタル業務ということで、これはデジタル業務を使っている一般の無線周波数帯でございますが、これがほかの業務を扱っている局との混線、こういうのはあるのかないのか、お伺いします。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（西山春作君）今現状、何年か使っておりますけれども、混線についてはございません。以上です。

○議長（宮田勝則君）1番議員、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）わかりました。それでは、同報系の各部落にある子局ですけれども、これ以前アナログの時代は同報系の中に下のほうにボックスがありまして、いざ集落で緊急な場合はそこをあけて、あけるとサイレン、チャイム、またマイクが入っていてそこで緊急の放送ができておりました。今回地震でも私はそれを知っておりましたので河原地区においてはかなりの情報、河原だけ情報を周知した経緯がございます。

今回、デジタル化に伴って、それがあかないかというのを前回の委員会でちょっと——あるということだったかな、ないかな、といった場合に、もしあるのであれば、その同報無線のかぎ、消防団に委託するのか区長さんに預けてあるのか、その辺をある程度周知していただいていたほうがいざ使うときに使いやすいのではないかと思います。そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（西山春作君）今、子局といいますか、下の分の個別でできるかという部分については、下のほうに従来と同じような形でありますので使用することができます。ただ、今ありましたかぎについては、まだ全ての区長、消防団あたりには配布といいますか、それはしていないということだそうです。以上です。

○議長（宮田勝則君） 1 番議員、堀田君。

○1 番議員（堀田直孝君） はい。私たちは大地震を経験したわけではありますが、これが予定であるわけではございません。あすまた日奈久断層が揺れてそれなりの地震、災害があるかも知れません。ですので、できるだけ早くこのあたりを各集落に渡していただいて、いざ何かがあったとき、深夜の場合は私は消防団現役のときは消防団にここからあけてサイレンだけ鳴らせと。サイレンだけ鳴らすと地域の住民はもう起きると。ただごとじゃないと。それから冷静な判断に入るということになるので、できるだけ早い、せつかくの防災無線ということでもうまく活用しなければならぬかと思えます。

また、前回の総務福祉委員会の中で、各区長さんは携帯電話でもできるということでしたが、なかなかその使い勝手が難しいということでもございましたが、そのあたりの周知徹底はどうなるかということ、どう考えられているかということをお願いします。

○議長（宮田勝則君） 総務課長。

○総務課長（西山春作君） ただいま戸別受信機への各地区からの各関係集落への放送の分だと思いますけれども、この説明につきましては区長会議でまず説明をいたしまして、それではなかなかわからないと、使い方がわからないというところについては、うちの消防防災担当のほうから直接区長さんのところに赴いて説明をさせていただいたりしている状況でございますので、今後またそういうことで要望があればしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（宮田勝則君） よございますか。ほかに質疑ございませんか。

8 番議員、林田直行君。

○8 番議員（林田直行君） 8 番、林田です。

大体、先ほど、区長会には無線の使い方といいますか、そういうのは説明をしているという状況、お話を聞きましたが、先ほど堀田議員もおっしゃるようになかなか使い勝手がわからないというか、そういうお話をちょっとお聞きしております。ただ、今若い人たちは案外利用はあって、仮設におられる人たちもわざわざ行かなくても今個別、例えば私が地区の区長とするならば仮設においておられる方も自分たちのをすれば連絡がとれていいなという報告も受けております。ところが、高齢者の方になるとなかなか、役場に連絡をとるという話も聞いておりますが、何かそこが、そこは地区のやり方にもよるかとは思いますが、もう少し何か簡素化、携帯を使っている人は簡単でもいいかも知れませんが、そういうところもちょっと考えていただくならと思いたしたのでちょっと。先に答えられましたので、どうにか対策を練っていただくならということと。

一応、中継局は送信子局、そういうところがどこにあるのかなというのちょっと私たちはわかりませんので、できますならば地図あたりに落とし込

んでもらうかしていただくならと思います。ちなみに、中継局と送信子局ですか、番地は書いてありますがどこかなというような感じでございますので、よろしければお知らせ願います。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（西山春作君）林田議員のご質問ですけれども、1つは、地図についてはまた議員さん方に配付させていただきたいと思います。

それから、場所的なものですが、まず同報系の無線、簡易中継局ですけれども、簡易中継局は灰床集落に入る入り口付近にございます。それから、同報系の再送信子局については下古閑の日向の公民館の川向かいといえますか、そこに1つと宮山公民館の付近といえますか横ぐらいにございます。以上です。

○議長（宮田勝則君）1つしか答えていないですけれども、いいですか。

○8番議員（林田直行君）堀田議員の話に重複しますが、携帯を使い切れない人たちの対策というか、何か、そこまで考えておられたかどうかはちょっとわかりませんが、お願いします。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（西山春作君）地区によっては、先ほど区長さんに説明申し上げましたけれども、地区によってはもう役員さん方を集めていただいて、その中で次使われそうな方々を集まってそういう中で説明したりもしておりますので、要望があればまた出向いてそういう説明をすることはできますので、よろしくお願ひしたいと思います。その旨、議員さん方からも区長さん方にもお知らせもいただければというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（宮田勝則君）林田君、よございますか。ほかに質疑ございませぬか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませぬか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第59号、西原村防災行政無線施設設置条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第59号は原案どおり可決されました。

日程第9、議案第60号、西原村職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 西山春作君 登壇 説明)

- 総務課長(西山春作君) それでは、議案第60号についてご説明いたします。
議案第60号、西原村職員定数条例の一部を改正する条例の制定について。
西原村職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成30年9月6日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございますけれども、職員の定数を見直す必要がございますため、地方自治法により条例を改正する必要がございます。これが議案提出の理由でございます。

ここからまた皆様にお配りをしております別紙により説明をさせていただきますと思います。

職員定数条例の一部を改正する条例(案)の概要をごらんください。

まず、条例改正の趣旨でございますけれども、熊本地震に伴いましてその復旧・復興、被災地集落の宅地の造成、創造的再生及び生活再建支援のために現在膨大な事務が発生しております。今後も、この震災からの復旧・復興を迅速に行う必要がありますけれども、職員が不足している状況でございます。また、行政課題や住民のニーズに即応した総合的で機動的な展開をするためにも人員を必要とするものでございます。このため、職員の増員を可能とするために職員定数を見直す必要があるというものでございます。

内容でございますけれども、国、それから関係省令により条例を改正するということです。

(2)の一部改正する条例ということですが、西原村の職員定数条例ですけれども、職員の定数のところで、村長の事務部局の職員を78名、それから5人増員をいたしまして83人、合計で90人のところを5人増員しまして95人という合計になります。施行期日は平成31年4月1日としております。

以上でございます。ご審議方よろしく願いいたします。

- 議長(宮田勝則君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

1番議員、堀田直孝君。

- 1番議員(堀田直孝君) はい。1番、堀田です。

現在、震災復興ということで、職員不足はもうすごく重大な問題と思われまます。その中で定数がふえるのは当然でございますが、ただ先月8月末の熊日新聞に障害者雇用の水増しで地方の問題が出ておりました。その中で、やっぱり自治体の多くは制度を十分に理解していなかったという点と、不適切算入ということで手帳の確認をしていなかったということがございました。本村においては、9月6日の新聞ではうちの雇用率は1.18倍ということで今現在1人。その不適切算入はないということで多分障害者手帳の確認はされておると思います。

その中で、現在1人不足しておるといふことですが、今後、西原村としてこの障害者雇用、やっぱりこれは法律に障害者法でありますので採用していかなければならないものと思いますが、今後、西原村としてはどういふふうな採用計画があるかちょっとお尋ねいたします。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（西山春作君）今、堀田議員のほうからお話がありましたとおり、今現在、職員、障害者雇用をする必要がある人数としては1名が不足しているといふことですが、ことし4月に法律が改正になりまして法定雇用率が2.3%から2.5%に上昇しております。その関係もございまして1名が不足しているといふところでございます。

当然、法律にあるものでございますので、非常勤職員とかの採用、それから職員等でできればそちらのほうでも採用していかなければならないといふふうに思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）新聞でもやはり職員採用の受け付けをしても障害者の方がなかなかいないといふところもあるといふことで非常に難しいといふことで書いてあります。といふことで、うちも多分臨時職員さんの雇用といふことでありますけれども、非常に難しい問題かとは思いますが、いろんな方策があると思っておりますので今後検討していただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）はい、村長。

○村長（日置和彦君）はい。率が変わったといふことで、去年まではその1人でよろしゅうございました。そしてまた率が変わったといふことと定員がふえたといふことで、1名不足という形になります。障害者枠で採用といふことも考えられますし、実はことしの採用受験者の中にそういった方が1人おられますので、ぜひとも1次を頑張っていただければクリアするんじゃないかなと。2次もありますけれども、まずは1次をクリアしなければなりませんけれども、頑張っていただくなれば、あと1名採用できるところまで来ているんじゃないかなといふふうに思います。その方が無理であれば、また来年はその障害者枠という形で法定内の人数は確保したいなといふふうに思っております。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第60号、西原村職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第60号は原案どおり可決されました。

日程第10、議案第61号、団体営土地改良事業計画の変更について(日向・葉山・医王寺地区)を議題といたします。

内容の説明を建設課長に求めます。

(建設課長 吉田光範君 登壇 説明)

○建設課長(吉田光範君) 議案第61号についてご説明いたします。

議案第61号、団体営土地改良事業計画の変更について(日向・葉山・医王寺地区)。

団体営土地改良事業計画を次のとおり変更する。

平成30年9月6日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由。団体営土地改良事業(日向・葉山・医王寺地区)において事業内容に変更が生じたので、土地改良法第96条の3第1項の規定により、議会の議決を得る必要があります。それでこの議案を提出した次第でございます。

1枚めくっていただきまして、変更計画概要書でございます。

1、計画変更の内容です。地域につきましては、変更前変更後、変わりございません。地積につきましては、変更前20.6haにつきまして、変更後20.5ha、増減マイナス0.1haでございます。

主要工事につきましては、増減だけを申させていただきます。整地工につきましては、マイナス1.0ha、道路工につきましては43m、用水路工につきましてはマイナス60m、排水路工につきましては254mでございます。

工事着手及び完了予定期日につきましては、変更前平成26年から平成30年まで、変更後も平成26年から平成30年までということで変更ございません。

2、計画変更を必要とする理由ということで、1、受益面積の変更、区画変更に伴う農地面積の減ということで除外1.0haでございます。

2、主要工事の変更でございます。先ほど申しましたとおり、道路につきましては記載のとおり43m増でございます。農業用用水路につきましては、マイナス60m、農業用の排水路につきましてはマイナス254mでございます。

1枚めくっていただきまして、A3版の圃場整備の計画図でございます。

計画図の中の詳細を次のページのA4版に記載しております。緑で着色しております713番の1という地番で、これにつきましては、当初計画しておりました部分が除外された部分でございます。

続きまして、めくっていただきまして、2843-1ということで地番を振っております。これにつきましても、当初区域内に入れておりました地区でございますが、今回最終的な整備によりまして除外した部分でございます。

また、めくっていただきまして、一番最後のページでございます。

緑色の着色部分で43-2から48-6までの部分も当初計画に入れておりました部分でございます。この部分も計画から今回変更させていただく部分でございます。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第61号、団体営土地改良事業計画の変更について（日向・葉山・医王寺地区）を原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第61号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

（午前11時50分）

（午前11時51分）

○議長（宮田勝則君）それでは、休憩前に引き続き会議を再開したいと思います。

日程第11、議案第62号、字の区域の変更についてを議題とします。

内容の説明を建設課長に求めます。

（建設課長 吉田光範君 登壇 説明）

○建設課長（吉田光範君）議案第62号についてご説明いたします。

議案第62号、字の区域の変更について。

西原村の字の区域を地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次のとおり変更する。

平成30年9月6日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

表の中をちょっと説明させていただきます。

できますならば、表の上から一枠ごとに番号1、2、3、4、5、6、7というふうに振っていただいでよろしいでしょうか。

1番につきましては、変更前が大字宮山、字日向でございます。それを今回、変更で大字河原、字古閑に変更したいと思っております。

続きまして、

2番でございます。大字河原、字門出を大字河原、字古閑ということで変更したいと思っております。

3番でございます。大字河原、字平から大字河原から字門出に変更したいと思っております。

4番目でございます。大字河原、字古閑を大字河原、字門出。

5番でございます。大字河原、字古閑を大字宮山、字日向。

6番でございます。大字河原、字古閑を大字河原、字医王寺。

7番を大字河原、字医王寺、から大字河原、字古閑ということで変更をお願いしたく思っております。

提案の理由でございます。村の区域の字を変更するには、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を得る必要があります。これが提案した理由でございます。

1ページめくっていただいでよろしいでしょうか。

A3版の広用紙で平面図、これは圃場整備をする前の今の字図でございます。場所につきましては、東側に1カ所、それと北側に1カ所、それと医王寺と日向の中心部ぐらいに1カ所ということで計3カ所でございます。それを字が込み合っている関係上、7カ所が出てきております。

詳細につきましては、次ページにA4サイズで示させていただいております。

一応、最初のA4の1枚紙でございますが、これにつきましては、対象が先ほど申しました1番と5番の変更部分でございます。

続きまして、2枚目のA4でございます。

これにつきましては、先ほど説明させていただきました2番、3番、4番の3つの変更部分でございます。ちなみに黒で丸を2つおとしておりますが、これが当初の字界でございます。赤の部分が今度変更しようとしているところでございます。

続きまして、一番最後のページでございます。

これにつきましては、一応先ほど説明させていただきました6番と7番の変更部分でございます。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第62号、字の区域の変更について原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第62号は原案どおり可決されました。

日程第12、議案第63号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

(保健衛生課長 藤吉昌也君 登壇 説明)

○保健衛生課長(藤吉昌也君) それでは、議案第63号についてご説明いたします。

議案第63号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第1項の規定により、熊本県後期高齢者医療広域連合規約(平成19年熊本県指令市町村第23号)の一部を次のとおり変更する。

平成30年9月6日提出、西原村長。

熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約。

熊本県後期高齢者医療広域連合規約(平成19年熊本県指令市町村第23号)の一部を次のように変更する。

第7条第1項中「32人」を「45人」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 広域連合議員は、構成市町村の長または議会の議員により組織する。

第8条を次のように改める。

(広域連合議員の選挙の方法)

第8条 広域連合議員は、構成市町村の長及び議会の議員のうちから、各構成市町村の議会において1人を選挙する。

2 前項の規定による選挙については、地方自治法第118条の例による。

第9条第1項中「2年とする」を「当該構成市町村の長または議会の議員としての任期による」に改め、同条第2項中「または議員」を「または議会の議員」に改め、同条第4項及び第5項を削る。

附則

(施行期日)

1 この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第1項の規定による熊本県知事の許可のあった日から施行する。

(経過措置)

2 この規約の施行の日(以下「施行日」という。)から平成31年2月13日までの間における広域連合議員の定数は、この規約による変更後の熊本県後期高齢者医療広域連合規約(以下「変更後の規約」という。)第7条及び

第8条第1項の規定にかかわらず、32人とする。

3 この規約の施行の際限に在職する広域連合議員及び次項の規定による選挙により当選した広域連合議員の任期は、変更後の規約第9条第1項の規定にかかわらず、平成31年2月13日までとする。

4 施行日から平成31年2月13日までの間に広域連合議員に欠員が生じた場合は、この規約による変更前の第9条第3項から第5項までの例により選挙を行うものとする。

提出の理由としまして、広域連合の規約を変更しようとするときは、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を経る必要があります。これがこの議案を提出する理由でございます。参考資料としまして、新旧対照表を添付しております。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第63号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第63号は原案どおり可決されました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

これをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、次の会議は13日午前10時より行います。本日はこれをもって散会いたします。

午後 0時06分 散会

第 4 号 (9 月 1 3 日)

平成30年第3回西原村議会定例会会議録

平成30年9月13日、平成30年第3回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

平成30年9月13日（木曜日） 議事日程第4号

- 日程第 1 議案第64号 平成30年度西原村一般会計補正予算（第3号）
について
- 日程第 2 議案第65号 平成30年度西原村国民健康保険特別会計補正
予算（第1号）について
- 日程第 3 議案第66号 平成30年度西原村介護保険特別会計補正予算
（第1号）について
- 日程第 4 議案第67号 平成30年度西原村後期高齢者医療特別会計補
正予算（第1号）について
- 日程第 5 議案第68号 平成30年度西原村中央簡易水道事業特別会計
補正予算（第1号）について
- 日程第 6 議案第69号 工事請負契約の締結について
- 日程第 7 同意第 3号 西原村固定資産評価審査委員会委員の選任につ
き同意を求めることについて
- 日程第 8 発議第 3号 西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣
について
- 日程第 9 委員会の閉会中の継続審査申出
- 日程第10 委員会の閉会中の継続調査申出

1、応招議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	坂 園 まゆみ 君
議会事務局書記	松 永 誠 司 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	日置和彦君
副村長	内田安弘君
教育長	竹下良一君
総務課長	西山春作君
企画商工課長	須藤博君
教育課長	米口三喜男君
会計管理者	中村義光君
税務課長	廣瀬龍一君
産業課長	南利孝文君
建設課長	吉田光範君
震災復興推進課長	高本孝嗣君
住民福祉課長	塚元利文君
保健衛生課長	藤吉昌也君
保育園長	松永政範君

○議長（宮田勝則君）おはようございます。

本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第4号のとおり行います。

日程第1、議案第64号、平成30年度西原村一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 西山春作君 登壇 説明）

○総務課長（西山春作君）おはようございます。

それでは、議案第64号についてご説明いたします。

議案第64号、平成30年度西原村一般会計補正予算（第3号）。

平成30年度西原村の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億4,023万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億5,389万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成30年9月6日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

5ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正でございます。

1、追加。

起債の目的、12、公共土木施設災害復旧事業債、限度額3,700万円。起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

2、変更。

起債の目的、7、農林水産業施設災害復旧事業債、11、その他公共施設・公用施設災害復旧事業債。

補正前、左側でございますけれども、限度額1,290万円、150万円。起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

その右になりますけれども、補正後、限度額2,520万円、370万円。起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、補正予算の主なものについてご説明いたします。

8ページをお願いいたします。8ページ、歳入でございます。

上から2つ目からですが、款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税2億8,734万6,000円の減額補正でございます。普通交付税の額確定による普通交付税の減額補正などがございます。

下のほうの段になりますが、款15県支出金、項2県補助金、目4災害復旧費県補助金1,363万8,000円の増額補正でございます。農地等災害復旧費県補助金の増額です。

その下になりますが、目5総務費県補助金1,050万7,000円の増額補正でございます。熊本地震復興基金交付金分となっております。

9ページをお願いいたします。

中ほどから下になりますが、款12繰越金、項1繰越金、目1繰越金6億2,425万4,000円の増額補正でございます。前年度剰余金確定によるものです。

その下になりますが、款21村債、項1村債、目1臨時財政対策債1,890万円の増額補正でございます。

その下になります。目6災害復旧事業債、5,150万円の増額補正。公共土木施設災害復旧事業債等の増額でございます。

次に、11ページをお願いいたします。歳出でございます。

上のほうになりますけれども、上の中段ぐらいになりますが、款2総務費、項1総務管理費、目7基金費3億5,309万9,000円の増額補正でございます。決算に伴い財政調整基金への積み立て分等でございます。

13ページをお願いいたします。

上のほうになりますけれども、款7土木費、項2道路橋梁費、目1道路維持費6,022万7,000円の増額補正でございます。村道維持管理補修工事等の増額でございます。

14ページをお願いいたします。

上のほうになります。上段ですが、款9教育費、項4社会教育費、目3文化財調査費2,943万7,000円の増額補正です。下小森埋蔵文化財発掘調査委託料等の増額補正でございます。

中ほどになります。款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1農地等災害復旧費3,556万6,000円の増額補正です。農地等災害復旧工事請負費の増額補正などがございます。

その下になります。項2公共土木施設災害復旧費、目1道路橋りょう災害復旧費3,700万円の増額補正でございます。

15ページをお願いいたします。

中ほどになりますが、款11公債費、項1公債費、目1元金2億7,736万1,000円の減額補正。財政融資資金元金の減額補正等がございます。

そして、款13予備費に1億7,453万1,000円の増額補正を行っております。以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

7番議員、山下一義君。

○7番議員（山下一義君）7番議員、山下です。

ページはまず12ページの目4応急仮設住宅管理費であります。

その中の委託費、木造住宅の防腐等、シロアリの予防だと思えますけれども、これが430万円ほどあります。これが、私たちにすれば、個人的には非常に高いというイメージがありますけれども、どういうふうな内容でこの430万円が出ているのか教えてもらいたいと思います。

それともう一点、14ページ、目3文化財調査費であります。今総務課長のほうから説明ありましたように、下小森の埋蔵文化財の委託料、これが2,900万円、この場所と、それからこの下小森において年代がいつごろのやつか、あるいは貴重度がどれぐらいあるのか、それについて説明が県あるいは国のほうからあっておれば、私たちにもそういう内容を教えてもらいたいと思います。

この2点でお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）1点目、木造仮設。

総務課長。

○総務課長（西山春作君）木造仮設住宅の委託料につきましては、今回、木造仮設住宅の50戸につきまして、土台等の処理を行うというところで、現在、経費として計上させていただいているものは、熊本県がモデル的に積算をしているところでございます。実際には、委託するときには入札見積もりなりで決定していくということになりますが、これは県が全体的に、これは西原村としてこれぐらいということ積算をさせていただいておりますので、それを参考として計上させていただいているということでございます。

設計費として、この50戸のそれぞれの施工面積に対しまして、1戸当たりの金額を出していただいておりますので、それで計算して430万円ほどということになっております。以上です。

○議長（宮田勝則君）7番議員、山下君。

○7番議員（山下一義君）それでは、坪当たりの単価、あるいは県からの補助率等がありますか。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（西山春作君）設計では、坪といいますか、うちのところでは1戸当たり平均で2,150円、平米当たりです、1戸当たりを戸数の面積を全て足したところで1,400平方メートル程度でございますので、それに2,150円ということでございます。

財源につきましては、これは熊本県の復興基金から2分の1いただくといえますか、補助がございますので、それを使わせていただくという予定にし

ております。以上です。

○議長（宮田勝則君）仮設住宅についてはよろこびますか。もう一点。

教育課長。

○教育課長（米口三喜男君）文化財調査費ということでご質問があったかと思
います。

場所的には、下小森旧公民館の北側の田んぼになります。

造成面積としては約7,000平米を計画しておりまして、今回の調査として
は1,000平米を対象とした調査をする予定にしております。

それから、出土品についてということで、内容的には縄文時代及び弥生時
代の土器類及び石器類が出土したというようなことで報告を聞いているとこ
ろです。以上です。

○議長（宮田勝則君）7番、山下君。

○7番議員（山下一義君）それでは、大体いつごろからいつごろまでの期間か、
まだ未定でしょうか。

○議長（宮田勝則君）教育課長。

○教育課長（米口三喜男君）予定としては、今回の補正でとおりましたら、早
い時期に入札を行いまして、大体期間的が3カ月ぐらいというような形で思
っておりますので、年内もしくは年明けて早々には報告ができるというよう
なことで一応考えております。以上です。

○議長（宮田勝則君）よろこびますか。ほかに質疑ございませんか。

3番議員、坂本隆文君。

○3番議員（坂本隆文君）3番、坂本です。

ページは13ページ、一番下の教育費の目、学校管理費で幾つか質問したい
と思います。

一つは山西小学校プールの排水管修理工事、これが380万円ほど上がって
おりますけれども、これが震災によって水が少なくなってきたというふうに、
漏れているというふうにお聞きしておりました。その修理のために、排水
管が悪かったのかという質問と、一つはこれがまた一般財源のほうでされて
おりますけれども、この辺の工事内容と理由。

また、その下の河原小学校の空洞ブロックの件ですけれども、こちらが大
阪地震により子どもがブロックが倒れて亡くなられたと、その関係による撤
去工事なのかという質問と、もう一つは、撤去はありますけれども、その撤
去した後には何か金網等がされるのかがちょっとこれには載っていなかった
のかなと思ひまして、その点をお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）教育課長。

○教育課長（米口三喜男君）学校管理費の山西小学校のプールの件についてお
答えします。

漏水関係については、限定的にはちょっとはっきり言えないところもあり

まして、老朽化というところが1点あるかなど。そういった形で、躯体自体の亀裂等がかなりありまして、それからモルタルあたりの剥離もあったというような状況だったので、今回はとりあえず漏水しているという原因を究明するというような意味合いで、プールの排水管部分とバルブ関係を調査し、もし漏水関係がそこにあるならその分を取りかえるというような工事をさせていただきますたいというところであります。

それから、河原小学校のブロック塀については、先ほど坂本議員が言われたような形でブロック塀の調査がありまして、河原小学校の南側の滝川の横のところに、ぱっと見では見づらいところなんですけど、そこに以前からブロックがありましたので、その分を撤去するというような形で工事をさせていただきますたいと思っております。

その後の門扉とか塀とかは、とりあえず今のところは考えておりません。その分は計上しておりませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（宮田勝則君）補足説明。

教育長。

○教育長（竹下良一君）補足いたします。

この河原小学校の空洞ブロックの撤去が大阪でありました地震の影響かということですが、そのとおりでございます。文科省の指導等もありまして、急遽、村内の学校関係のブロック等を見て回りました。河原小学校の、先ほど課長が申し上げましたが、グラウンドのほうに、南北の方向に走っております7.2メートル、高さ1メートル弱の空洞ブロックがありましたので、そこを急遽撤去させていただきますたいというふうなことで申請しているというわけでございます。以上です。

○議長（宮田勝則君）3番、坂本君。

○3番議員（坂本隆文君）プールの件ですけれども、これは排水管を直してもまだ水漏れがあるかもしれないということも考えられて、まずはこの辺を修理していくということですが、プール自体も、私の小学校のときには現在のプールがありまして、結構な年数はたっておりますけれども、学校関係は、村長が以前から言われておりますようにいろいろなお金がかかりますので、大事に使っていただきたいと思ひますけれども、やはり子どもたちも夏は暑くて、プールのほうは、ことはプールはされたんですか、子どもたちは、はい。

子どもたちもプールが一番の楽しみにもしておりますので、こちらの水漏れのほうもなるべく修理でできるものであれば長く使って、また補助等があるときには大々的にかえなければならないと思ひますけれども、その辺の漏れの箇所とかの修理とかはどういうふうな形になっておりますでしょうか。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）前も山西小学校のプールが水漏れがするということであ

りましたので、まず底板に4cmぐらいの防水モルタルを塗らせていただきました。下がざらざらしておるといことで、子どもたちが足にさわってもざらざらするというこことで防水モルタルを打たせていただきましたけれども、まだ漏るというこことであつて、教育委員会のほうに、プールに水をためてどのぐらい減っていくのかというこことを調べてくれというここと言いましたところ、61cmためておつて、4日間で0になりました。

0ということは一歩下から水漏よるといことだろうと判断して、だったら排水管のこら辺から漏ておるのではなからうかというこことで、まず排水管を修理しよう。ひよつとするとそれでとまるかもしれない。横の壁だったら0にはならないはずだろうというこことを判断して、まず管の修理を、どこかわかりませんよ、管もいろいろチーズがあつたり、排水の出口かもしれないし、そこら辺を見て、修理をして、まずそれで判断しようというこことで、それでも漏るというこことになればまた考えなくてはいけませんけれども、まずは当面は、0になつたというこことであれば、一歩下から漏れるというこことで、今回予算計上させていただいたところす。以上す。

○議長（宮田勝則君）3番、坂本君。

○3番議員（坂本隆文君）60cmぐらいの水が0になるというこことは、やっぱり漏れているのは、これが今、村営水道のプールになつていますよね。となると、今まではうちの近くから水のほうが流れておりましたけれども、村営水道になるとそれ相当の金額にもなると思ひますので、ぜひその辺は徹底的にやつていただきたいと思ひます。以上す。

○議長（宮田勝則君）よございますか。ほかに質疑ございせんか。

5番議員、西口義充君。

○5番議員（西口義充君）西口すけれども、関連すけれども、ちよつと質問させていただけます。教育委員会のほうに質問をしたいと思ひます。

プールの補修をするときに、山西小学校なんすけれども、トイレが壊れておりました。その目隠しに以前ブロックしてあつたんすけれども、また今度は大きなブロックを積んであります。下から1,800ぐらいの、頭から。

こんなにブロック事故が多いのに、何でこんなブロックでまた補修するの。1,800といひますと、大体1,200でバツレスというのを敷かなくちやいけないうすけれども、距離が短いからいいというよな担当の話でしたけれども、多分大きな地震の場合には、あの重量だったら人を殺します。基礎をしっかりとつてと言ひましたけれども、私の見た目では、多分あれはもちません。

ああいうのを何でやつたのか不思議でなりませんけれども、これは危ないぞと、鉄筋の部分も今雨漏りして腐れておりますので、そんなに長くもつわけはないので、あれは外してフェンスにするかアルミの目隠しにしないと大変なこことなるなというのを、自分はその道の仕事をやつておりますので、

つくづく感じております。あれは早くどうにかしていただかないと、事故が起きたときは村がやられますので、今度は運動会がありますので、多分見られると思いますので、そこら辺は全員で確認しとってください。

○議長（宮田勝則君）教育長、先ほどの答弁の内容と重複しますけれども、落ちておったということで、再確認をしていただきたいと思いますけれども、答弁を求めますけれども、よろしいですか。

教育長。

○教育長（竹下良一君）西口議員にお答えいたします。

ご忠告ありがとうございます。早速こちらのほうで運動会前に、本日も行ってから、ご指摘のあったところを再確認させていただきたいと思います。どうもご忠告ありがとうございました。

○議長（宮田勝則君）5番議員、西口君。

○5番議員（西口義充君）早急に視察に行ってもらえるということで、早く判断をしていただきたいと思います。人の命がかかっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

6番議員、上野正博君。

○6番議員（上野正博君）6番議員、上野です。

ページは13ページ、同じ教育関係ですけれども、事務局費、委託料、山西小学校用地所有権移転登記委託料とありますが、これはまだ未登記だったということですよ。これはたしか山西小学校の北側か西側か、あの辺じゃなかったかと思いますが、これは1件で済んでおるわけですか、それともまだほかにも未登記があるわけですか。この委託料というのはもう1件済みの委託料ですか。

○議長（宮田勝則君）教育課長。

○教育課長（米口三喜男君）事務局費ということで、委託料の質問かと思えます。

これについては該当者が2名いらっしゃいます。筆数でいくと10筆と1筆というような形で、現在この方々に今交渉中でございますので、その分がまだ個人の旧所有者の名義になっているというような状況なので、その関連に、もし話が順調に進めば登記を委託したいということで上げさせていただいております。以上です。

○議長（宮田勝則君）6番議員、上野君。

○6番議員（上野正博君）まだ登記が終了していないということですね。

もう年数がかなりたちますから、地権者、小学校ができた当時の買収の件だろうと思いますので、もう相手方もなかなか、本人はもうおられんと思えますけれども、頑張って登記をお願いしたいというふうに思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

9番議員、桂悦朗君。

○9番議員（桂悦朗君）9番議員、桂です。

この補正予算にはちょっと入っていませんけれども、復興課長がずっと答弁されていませんので、ちょっと復興課長のほうにお聞きしたいというふうに思います。

今回、地震によりかなりの被害を受けて、今事業が5つの事業を進めておられます。この90億円以上かかる事業を、進捗状況というのはこの前村長も言われているように、25か27%ということなんですが、実質今どれぐらい進んでいるのかな。

というのは、業者さんもかなり抱えておられます。そこで、ちょっとお聞きしたいんですが、どれぐらい進んでおりますか。

○議長（宮田勝則君）復興課長。

○震災復興推進課長（高本孝嗣君）復興課といたしましては、事業ベース、契約ベースといたしますか、そちらのほうと支払いのベースとそれぞれございませけれども、現時点で契約ベースで申し上げますと、大体皆さん方にも全協でお配りしました資料をもとにご説明いたしますと、総事業費が約92億円ほどございます。そのうちの委託料を、我々が試算をして計算しているところが約15億円ほどのベースで委託料というところで考えてはおります。工事費がその残りということで、大体14億5,000万円を委託料、77億円ぐらいを工事費というベースで一応試算をしながら今、事業を展開しているところでございますけれども、8月末現在で大体委託料につきましては、契約ベースで12億3,900万円ほどしております。今後はまたそこ、2億円から3億円ぐらいの委託料が出るだろうという想定をしております。

工事費ベースにつきましては、現時点で18億1,500万円ほど契約をしております。残りにつきましては、約60億円足らずでございますけれども、これについては年度内には工事の発注ができるように今努めているところでございますけれども、近々では10月ぐらい、年度内にまたほかのやつを終わっていきたいというふうに考えております。

工事契約につきましては、残りの60億円弱でございますけれども、実質的には契約額といたしましては50億円近くになるんじゃないかなというふうに思っています。というのは、変更契約あたりも想定したところで予算を組んでございまして、ことしの3月に組みました分につきましても、やはり工事の設計からほとんどの工事の箇所によりまして伸びている部分もございます。減っている部分もございます。というのは、工事自体が、普通宅地の石垣、宅地の安定化を図るんですけれども、家が建っているところにはパイル工事、要はくいを打ち込んで、やはり普通の擁壁からすると数倍、四、五倍ぐらいの値段がかかります。

もともと宅地を撤去されて、その後に石積みということになりますと、その石積みのブロックで工事を行うわけですけれども、これがいつの間にか倉庫が建ったり建物が建ちますとその工事が行えません。そういったやつにつきましては、また工事の変更をせざるを得なくなりまして、パイル打ちを打ったりくいを打ったりして四、五倍の事業費になったりすることもございます。

これは、工事費が、今は積算しておりますけれども、個人の宅地の変更によって、仕様の変更によって変わることもございますので、これが今幾らというベースにはなかなか難しいところもございます。現時点でも、拡充関係の宅地耐震化の申し込みあたりも近々にまた申し込みがあったりしております。この分につきましても、今年度中には受け入れをいたしますけれども、工事につきましては来年度を設計、その次になる可能性もございます。

我々としてはできるだけ、今申し込まれている分については平成31年度で終わりたいんですけれども、今申し込みがっている件数が数件ほどございます。これについてはどうしても間に合えば平成31年度に終わりたいというふうに思っておりますけれども、あとは予算の関係もございまして、新年度で組まざるを得ないというような状況になるかもしれませんけれども、そういった状況の中で今進捗しております。

大体平成29年度分の受け付け分については、平成31年度までに工事は終わりたいというふうな状況の中で今進んでおります。

契約金額は、先ほども言いましたように、全体的に、事業費ベースでいきますと、92億円からいきますと約33%ほどが委託と工事費の契約ベースでございます。

そういった状況の中で今進んでおりまして、年度内にはやはり工事の箇所についてはほとんど発注を終わりたいというふうに考えております。特に集落再生につきましては多額の金額になりますので、その辺もあわせて年度内の発注ということで、来年の2月にはある程度額を確定いたしたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（宮田勝則君） 9番、桂悦朗君。

○9番議員（桂悦朗君） 今説明がありましたけれども、一番心配するのは、平成32年3月いっぱい終わるといふ、村長はそのようにずっと言ってきておられます。心配するのは、業者さんがずっと持っておって、本当にそこまで終われるのかなと、それを一番心配しているんです。

だから、そこらあたりをやはりきちんとやってもらわないと、そして、ましてや業者さんを考えて、余りにも持っておられたらそれがずっと伸びてしまっていると思うんです。やはりよそからでも来てもらってでもやってもらうということをやらないと、それまでに終わらないんじゃないかなというふうに思っておりますけれども、どのように考えておられますか。

○議長（宮田勝則君）復興推進課長。

○震災復興推進課長（高本孝嗣君）我々といたしましては、できるだけ順次追って工事が発注できるように、また工事が終わるようにということで、設計の詳細設計あたりができましたら、順次入札をしながら行っているところでございます。

工事のほうも、西原村内の業者さんあたりにもお願いしながら、やっぱり発注と工事の受注、相伴って我々としては発注していきたいなど。ある程度工事の終わりを見ながら、ある程度設計のベースとしてたまった分を出しているような状態で、業者さんに対しましては、何といたしますか、お願いをしながら、できるだけ急いでいただかんと、よその町村がありますので、いろんなところがございますので、できるだけ村内の業者にさせていただくような働きかけをしながら、一生懸命相伴って頑張っているところでございます。

特に村内で、今度は個人個人の擁壁あたりがありますので、できるだけ村内の業者さんをお願いしながら発注していきたいというふうには考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）9番、桂悦朗君。

○9番議員（桂悦朗君）村内の業者さんをお願いするというのは、それはもうそのとおりだというふうに思います。

しかし、工事を進めていくためには、どうしてもやはりよそからでも入ってもらわないと進まないんじゃないかなと、そういう心配も今しているんです。一生懸命皆さん方しておられるんですが、なかなか進まないところもあると思うんです。今、工法によってはちょっとまたおくれるような工法をしていかなくちゃならないというふうになっておりますので、そこらあたりを十分考えて、村長のほうに考えをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）住民の方々がうちはまだだろうか、まだだろうかというようにお話をよく聞きます。できるだけ早く発注して、発注すれば少しは安心されるということでもありますけれども、先ほど課長のほうが追加工事もあるというような話もございました。その追加は何なのかというと、擁壁関係を先に発注して、中に道路を拡張するとか、それは後で追加して、擁壁関係の設計ができたならば発注したいなというふうに思っております。

今とっている予算は、平成32年3月までには終わらなくちゃなりませんので、課長が終わりますと言うて思っておったら、まだ言いませんでしたけれども、今から先の予算立てをするのはそれまでには終わらないかもしれないけれども、今とっている予算は平成32年3月までには終わらせます。終わらないといけませんので、せっかく補正予算債というのがついておりますので、それを無駄にするわけにはいきませんので、それはしていきたいというふうに思います。

何分にも事業費も多うございます。西原村の業者には限度がございます。西原村の業者ばかりではできませんので、あるいは菊池郡市、阿蘇郡市、菊池郡市でいうと菊池市、合志市まで入るかもしれないけれども、そういったところにも発注することになるというふうに思っております。

村内業者の方々、Aクラスは5社しかおりません。5社しかおられませんので、その方々が1億円の工事をするのには数カ月、結構かかりますので、できるだけ西原村の業者が早く終わって、終わればまた発注することができますけれども、大変厳しいだろうと。これは絶対的に足りないということは重々承知しておりますので、村外の業者にも呼びかけて入札に参加していただいて、落札をしていただくなればというふうに思います。

何分にも、我々は、工事は終わる終わると申しますけれども、施工業者の方々がそれだけ落札してもらえない限りは終わりませんので、そこら辺は範囲を広げて業者を選定しながら進めていくなればというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（宮田勝則君） よございますか。ほかに質疑ございませんか。

8番議員、林田直行君。

○8番議員（林田直行君） 8番、林田でございます。

私も一般会計のほうではないんですが、今の集落再生の進捗状況の話聞いていましたら、産業課のほうから聞いておりますのが、経営体育成支援事業で、集落再生のほうのところができん限りは、あと10幾つかだったか、ちょっと説明を受けておりましたが、事業ができない、倉庫あたりですね。もうそうなれば、支援体の事業は期限が切れるということですので、どうしたふうに村長はその対応といいますか、対策は考えられておるかなということで、まず産業課からよございますか。

○議長（宮田勝則君） 産業課長。

○産業課長（南利孝文君） 経営体事業と宅地復旧の関連ということでございますが、まず予算上のお話を申し上げますと、村の予算では平成28年度、平成29年度それぞれ計上させていただきましたので、現時点、平成30年度時点で明許繰越、それから平成28年度分が事故繰越というような取り扱いで行っておるところでございますが、国の制度上は平成28年度事業でございますので、既にいずれも事故繰越というような取り扱いになってございます。

ということでございますので、事業自体は事務上はどうしても平成31年3月までには完了しなければならないというようなことになっておるところでございます。

現時点で、宅地復旧後にしか建設できないと思われるものが17件ほどございます。これについては、他町村の状況も聞きましたところ、実は南阿蘇村、大津町いずれもないということでございます。

内情を聞きましたところ、とにかく建てなさいということで指導している

と。宅地の復旧ができないのであれば、できる範囲で規模を縮小してでも建てなさいということで指導したということで伺っておるところでございます。

ですので、県のほうからは、西原村のこの17件というのは特異な例だということで言われておるところでございますが、知事が常々おっしゃっております創造的復興というものには反する考え方ではなかろうかなというふうに原課では考えておるところでございます。

その趣旨で、県の農地担い手振興課とも協議を重ねてきまして、県のほうでは十分理解いただいております。他町村でも平成30年度内に終わらないものがあるということで上がっておりますが、その中で西原村のこの宅地復旧が終わらなければできないという理由がもっとも正当性があるということで、県のほうからも強く国のほうには要望していただいております。

これまでも二度、三度県のほうから直接おいでいただき、お話も聞いていただきましたし、現場のほうも何度か見ていただいております。

先ほども申しましたとおり、制度上は事故繰越でございますので、今後どのような対応になるのか、対応策があるのかということについては、事務方としては不明でございますが、引き続き県を通じ国に強く要望していきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（宮田勝則君）8番、林田君。

○8番議員（林田直行君）今産業課長より、事務方としては、あとは県・国にすごく要望するというところで終わりましたので、村長のほうから、国に要望といいますか、そういうところでどういうふうに考えられておりますか。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）先ほど来の質問と同じで、宅地の再生、これを早くやらずにやらないと。そこにももちろん母屋、自宅も建てなくてはならない、倉庫も建てなくてはならないと。狭いところであれば別なところに建てられる方もおられます。しかしながら、そこがいいという方が先ほどお話がありましたように17件あるということでありますので、もちろんこれは、県が国にお願いすることではなかろうかなと。そういった自治体もございますので、大津市とか南阿蘇村はないというような話でありますけれども、よその自治体でもあるということであれば、県のほうが国のほうにこういった事情ということで、予算的にどうなるかわかりませんが、新たにまた、終わらないならば予算をまたつくって、平成32年度あたりにできるならばというような思いもしております。

内容は同じで、事故繰が終わりますので、事故繰が終わったならば予算も新たに組み直すのか、それは今後県のほうと話をしながら、そして、どうし

ても国に行けと言われることであれば、国にもお話をしに行きたいなど。ただ、うちだけの問題じゃございませんので、これは県が動いてくれるんだろうというふうに思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）8番、林田君。

○8番議員（林田直行君）できますならば、いろいろと村長も頑張っておられますので、農家の方もどうかやっただくならとは思っています。

それといいますのも、私たちも基盤整備のときも、事業が終わって予算どりを別にして完了しているという、全部完了はしておりませんが、そういう状況でございますので、どうか農家の人たちの経営に役立つようなことをお願いしたいと思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

3番議員、坂本隆文君。

○3番議員（坂本隆文君）3番、坂本です。

ページは14ページになります。一番下の災害復旧費、目の社会体育施設災害復旧費の質問です。

減額で54万2,000円、村民グラウンド災害復旧工事がございますけれども、これは何をしなくて減額になったのかというのが一つと、54万2,000円の上と下の消耗品費と整備ローラー等がございますけれども、この金額を合わせれば真ん中の減額された金額にはなっております。

消耗品費が何なのかというのと、まず一つはこの項目に、災害復旧費の中にグラウンド用のローラーと消耗品や設備用の物置等を入れられた理由、また、これは入れてよいのかというのを思ったんですけれども、この辺の質問、お答えをお願いします。

○議長（宮田勝則君）教育課長。

○教育課長（米口三喜男君）文教施設災害復旧関係の質問かと思っております。

今、坂本議員のほうから質問がありましたように、予算内で需用費、備品をそれぞれ追加予算させていただいて、若干工事費の残額分について、その分を減額させていただいたというような内容になります。

それから、需用費の消耗品についてなんですが、グラウンドのほうは産業廃棄物の仮置き場というような形で整備前に活用していた状況でありまして、前にありましたこの消耗品については、グラウンド整備用のレーキあるいはブラシを購入というような形で考えておりますので、その分の購入費ということで上げております。

備品用のグラウンドローラーについても、震災前にはあったわけなんですけど、震災後仮置き場というような形で置いておりましたけれども、そのほうもちょっと復旧関係で現状に戻したいというところもありまして、購入したいというところで予算計上しているところです。以上です。

○議長（宮田勝則君）3番議員、坂本隆文君。

○3番議員（坂本隆文君）自分が思っているのは、まずこれは災害復旧費でございますので、こちらのほうは減額された分はお金を返さなければならないというふうに思っていました、それを消耗品費に充てることがまずもってそれで大丈夫なのかということです。グラウンド整備ローラー、この辺になれば施設費とか備品関係になるのではないかと思いますので、その辺が大丈夫と言い切れるのかをお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）教育課長。

○教育課長（米口三喜男君）教育委員会で管轄している分は、一応補助対象外の部分でというような形での部分になってくるかと思っておりますので、一応一般財源の中での運用というような形で、工事費を減額して需用費、備品のほうに宛てがっているところであります。以上です。

○議長（宮田勝則君）3番、坂本君。

○3番議員（坂本隆文君）災害復旧工事というのは、そもそもグラウンドを修理、今まで災害の場所で使っていてそれを復旧するというふうに自分は考えておまして、その中で安くなったりとか取りやめたのでこれぐらい金額が下がったのかなという補助対象のやつと自分は思っていたんですけども、そちらとは違うわけですか。

○議長（宮田勝則君）教育課長。

○教育課長（米口三喜男君）補助対象になっている分については、保健衛生課のほうでやっておりますそちらの分が補助対象分というような形になってきているところであります。以上です。

○議長（宮田勝則君）3番議員、坂本君、わかりますか、今ので。
暫時休憩します。

（午前10時55分）

（午前11時19分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

答弁を教育課長に求めます。

○教育課長（米口三喜男君）先ほどの質問なんですが、社会体育施設災害復旧費というような形で、全体事業に対する今回基金の活用ということでありまして。今回の基金活用については創意工夫分、それから村の基金を充当しておりますので、この分についての予算の財源としては、充当は可能ということになりますので、今回予算に上げております。

それから、需用費の増、備品の増、それから工事請負費の減については、今回同額というような形で計上させていただいておりますので、よろしく願いしたいと思います。

以上です。

○議長（宮田勝則君）3番、坂本君。

○3番議員（坂本隆文君）詳しい内容、ご説明ありがとうございました。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

9番議員、桂悦朗君。

○9番議員（桂悦朗君）9番議員、桂です。

ページは14ページの災害復旧費、農林水産施設災害復旧費ということで、15番の工事請負費3,450万円ほどありますけれども、これの説明をちょっとお願いしたいと思います。

○議長（宮田勝則君）建設課長。

○建設課長（吉田光範君）桂議員のご質問でございますが、農地等災害復旧費の3,400万円の内訳でございますが、説明に書いてあります現年度の災害復旧につきまして、1,549万9,000円上げておりますが、これにつきましては、今年度の豪雨災害によりまして農地が3件、施設が3件の災害の申請が上がっております。それにつきましての工事請負費でございます。

それと、下の1,900万円、過年度単災につきましては、風当の集落の下井手部分でございますが、その部分が震災によりまして被災しておりまして、復旧のめどがつきません。それに伴って、県道の歩道部分にあります側溝を使いまして、工事をしまして、下井手のほうを改修するならということになっていまして、その分の計上をさせていただいております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）9番、桂君。

○9番議員（桂悦朗君）この件については、以前から地域の道路を広げるといことで、村長とも相談してどうだろうかということでお尋ねしておったところ、県道だものですからなかなかそこは進まないだろうということ、私たちもう諦めかけておったんですが、一応今回こういうふうにして県道の今の排水、それを使って、そして残りの部分としては水路を広げてつくるということになると思いますけれども、こういうふうにしてやってもらえれば、地域としてはかなり道路も広がりますし、いい方向にいくというふうに思っております。これは本当にありがたいことだなど、県のほうもよく受けてもらえたなということ、私たちも喜んでおります。

それで、東のほうと西のほう、今の水路から直角に今度は県道に入りますので、その部分、それと西のほうに、また今の水路と今度新しくされる水路、そのちょうど交差点、その部分を、風当のほうが火事の際に、今までは水路を使って消火していた。ところが、今度は中のほうがありませんので、そこを防火水槽とまでいかないにしても、そこを塞いで防火用水とも、できればそういうふうには計画を考えてもらいたいんですが、そこらあたりいかがでしょうか。

○議長（宮田勝則君）建設課長。

○建設課長（吉田光範君）ただいまのご質問ですが、言われるとおり、接合部分には上流も下流も取水ますを設けます。防火水槽の意味をどれぐらいまで達せるかというのはちょっと不明な点がございしますが、できる限り反映をさせたいと思っておりますので、地元区長さんあたりとの相談をしながら、盛り込める部分につきましては盛り込んでいきたいと思っております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）9番議員、桂悦朗君。

○9番議員（桂悦朗君）ありがとうございます。

水路をうまく利用できればいいのではないかなというふうに、以前からそういうふうに考えておったんですが、なかなか難しいのは、直角に今度は水が入っていきますので、そこらあたりも考えておかなくちゃならないのかなということで、水の勢いがすごくついて出てきますので、今度そこに枠をしてそこにためるにしても、なかなか難しいところも出てくるかもしれません。

少し余裕を持って水路をうまく使ってもらえれば、そこらあたりも緩和できるのではないかなというふうにも思っておりますので、よろしく願いしたいというふうに思います。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

4番議員、中西義信君。

○4番議員（中西義信君）4番、中西です。

先ほど復興課の話で、1つだけお願いします。

河原復興団地、山西復興団地、本当に安心して住まれているのではないかと思います。ことしは、来年といいますか、いい正月を迎えられるのかなと思っておりますけれども、今現在木造仮設に住まれて、今後も希望が木造仮設、空き部屋も少しは出てきたと思っておりますけれども、いまだかつて狭いところに2人とか狭いところで住まれる方もおられますが、その方々の木造仮設内の移動等はいつごろにはできるとか何かできないのかなど。待っておられる方が何人かおられますから、そういった説明は、決め事とかあるならばちょっとお願いしたいのですが。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午前11時27分）

（午前11時28分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

答弁は村長より行います。

村長。

○村長（日置和彦君）今の木造の仮設住宅のことだろうと思っておりますけれども、今、災害公営住宅ということで希望をとっております。そこに35世帯ぐらいだったと思っておりますけれども、希望があっております。

何であそこがいいのか。狭いからいいという話もございます。自分が1人だから4畳半でもいいとか、2間あればまだいいけれどもといういろんな話がございます。ましてや、あそこは家賃が安いということで、やはりお年寄りの方々、所得がない方は希望されているんじゃないかなというふうに思います。

あそこもそういったことで申し込みがあっておりますので、改修を少ししなくてはなりません。先ほどのシロアリ駆除も全く同じで、災害公営住宅に使うならということでシロアリ駆除を、あれは今年度限りの復興基金からの補助でありますので、それならばしておこうかということでシロアリもしますけれども、あれをいつ改修するかということが問題になると思います。なぜならば、一方のほうの災害公営住宅、山西団地、河原団地がありますけれども、あちらに行った方はもう家賃が発生します。こちらのほうに申し込んで家賃が発生しておりません。そこで差がつく。そして、ましてや木造の仮設住宅とプレハブの仮設住宅。そこでも、こちらのほうは家賃がやがて発生します、木造は。プレハブは発生しません。その差もございます。

いろんな問題があると思いますので、まずはあそこを今回シロアリ予防しますけれども、例えば外壁を塗って少し見ばえもよくするとか、玄関口に、外に洗濯機があるので中に洗濯機を入れられるようなスペースをつくるとかいろんなことをして、その時点で初めてあそこに住む方の家賃が発生するような形で持っていくなればというふうに思っております。

だから、今あそこがあいておるから入れるということは、今のところは厳しゅうございます。その工事をしなくちゃなりませんので、今入居されているところも工事はしなくちゃなりません。ただ、それには差し支えない程度でしなくちゃなりませんので、今当分はあのままの状態ですぐに、やがて来年はそこに入ってくださいますので、その改修をした時点で入居をしていただくならばと。そして、そのときが初めて木造の仮設住宅も家賃が発生するというような形で持っていきたいなど。

これは、あそこに入居された方々の意見も聞かなくちゃなりませんけれども、村としてはそういった形で、その時点で家賃が発生するような形ですならばと。先ほど言いましたように、山西と河原の公営住宅に入っている人は家賃が発生しておりますので、こちらのほうは、あそこに申し込んでもまだ家賃が発生せんと、ちょっと差があるじゃないかと。木造に入っていれば今度家賃が発生しますので、そこら辺もいろいろあのままじゃいかないだろうと。だから、少しは改修してするならばということで進めていきますので、よろしく願いいたします。

○議長（宮田勝則君）よございますか。4番、中西君。

○4番議員（中西義信君）わかりました。

思っておられる方々は時系列といいますか、こうやってスケジュールがあ

って、こうやっていつごろにこうなるというのを大体言っただくと安心感があるという話のところ、我慢が嫌とかではなくて、期限とか期間とかが明確にわかることを待っておられますので、そこのところをよろしく願います。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）そこら辺は今から話はしながら、ここは木造に入っている方もやがて退去しなくちゃなりません。公営住宅に入らない限りは退去しなくちゃなりませんので、そこら辺は入っている方と相談しながら、いつごろになったらこの木造仮設住宅に、災害公営住宅と入居する人、しない人、おられますので、そこら辺の話をしながら進めていきたいというふうに思います。

○議長（宮田勝則君）よございますか。ほかに質疑ございませんか。

9番議員、桂悦朗君。

○9番議員（桂悦朗君）9番、桂です。

これは基金についてちょっとお聞きしたいんですが、今ここにも基金で、財政基金積立金がありますけれども、ことしに入ってからかなり災害が起きております。3カ月で4件ほど災害がありましたね。本村からはそれに見舞金とかそういうものを今考えてしておりますが、この基金を今後考えていかなくはならなくなってきたおるのではないかと。今もう毎年見舞金を出していくような状況にもなってきたおると思います。基金を考えて、それから出せる状況をつくれなかなというふうに思いますが、村長、どうでしょうか。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（西山春作君）今、桂議員からご質問があった、新しい災害等のための特定の基金のようなことだろうと思っておりますけれども、特に今そういう特例的な基金というのは、私のほうでは考えておりませんが、当然そういう見舞金等が発生した場合は、うちの予算上から随時、議会のほうにもお諮りもすることもあると思っておりますけれども、そういう会計のほうからというふうに思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）9番、桂悦朗君。

○9番議員（桂悦朗君）予算をそういうふうにして今出しておりますが、出すときには臨時議会をしたりするじゃないですか。その臨時議会をしなくても、基金から出して、その後そういうことをできないか、そういうこともちょっと思いついたものですから、何らかの形で、今から先は多分次から次に何かまた出てくるんじゃないかなというふうに、そういう心配をしとつとです。やはり、県もどこどこにしてください、今度も北海道では、東北の県にはどここの地域にはどここの県はしてくださいということで出しております。そういうふうにして私たちも支援してもらっておりますので、必ずそういうところには私たちも支援をしていかなくちゃならないのかなと、そのありが

たみというのは物すごくわかっておりますので、そういうところで、金はどこから出るのも一緒であるかもしれませんが、そういう基金を積み立て基金というような形でできないものかなというふうに思っておりますけれども、村長、いかがでしょうか。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）私も、例えば500万円、1,000万円と、そういったことで基金に入れておって、それから災害があったときには出していけないかということを経務課長に話しましたが、そういったことはちょっと厳しいということでありました。

ということでありますので、そういった予算を計上するときには議会の議決をいただいてしなくちゃならないということでございます。

ただ、例えば今回、北海道地震がありました。台風21号がありました。西日本豪雨がありました。なら、こことここにしようかというときに、例えば50万円のときに、そのとき100万円予算立てはしておけば、あっちとあっちにはできるだろうということにもなりますが、今回も議員さんあたりも何か北海道に行かれるか行かれないかという話も聞いておりますので、またそのときは、議員の皆様の方の議決をいただきながら進めていきたいと。

ちょっと厳しいというような話がありましたので、そこら辺はご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

7番議員、山下一義君。

○7番議員（山下一義君）7番議員、山下です。

起債について質問いたします。今回も補正予算で3,700万円の起債があります。その前にも、きのう村長のほうから101億円というふうな起債が発表されました。この起債について、これからやっぱりまだ震災対応につきまして起債がふえると思います。

この101億円以上の起債を抱えながら、今後どういうふうな返還があるのか、そしてこの返還についてどのような行政としての考えをお持ちなのか、大体この起債がどれぐらいまでには終わって、どのような返還方法があるのか、考えがあれば教えていただきたい。そうしませんと、私たちも起債がどんどんふえております。大変心配をするところでありますので、よろしくお願いします。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（西山春作君）今、山下議員からお尋ねの、地方債残高に伴う今後の返還のことだろうと思っておりますけれども、ただいま山下議員のほうからご指摘のとおり、ことしの平成30年度の今まで、予算上のことですが、詳細の残高としては101億円ほどが見込まれているということです。

ただし、これが事業によって翌年度に繰り越しとか、金額を丸々借りない

場合もございますので、その点はご了承いただきたいと思いますが、単純に101億円ということで、その後起債を、臨時財政対策債は当然交付税に直結して有利な起債ということで今後も必要と、約1億円をということで考えてみても、その後、起債を来年度以降借りないとかいうことを前提としたとしても、今101億円を普通の場合は10年償還というふうに考えておりますので、単純には10億円ほどの毎年の元金償還が発生してくるということになりますので、単純に今の試算でいきますと37年で37億円ほどの地方債残高になる見込みではございますけれども、これはあくまで今現時点で、ほかに今後起債をしないということ、発行しないという場合がそういうことになるということでございますので、一応ご報告をさせていただきたいと思いません。以上です。

○議長（宮田勝則君） よございますか、今の答弁だけで。

ほかに質疑ございませんか。

4番議員、中西義信君。

○4番議員（中西義信君） ページ14の文化財調査費、8番の報償費ですか。多分これ、大学のきのうかおとと言われた方々の何名か知りません。だと思いませんけれども、結果的にこの答申が出て、文化財委員会を開いたとしていつごろ確定になるのかな。まずこの方々に答申をお願いした（「神社仏閣」の声）神社仏閣と違ったかな。（「いや、だから神社仏閣と言うとるわけ」の声）ああ。でも、14の8の報償費だ。関係だと思いません。

これが終わった後、最終的には文化財の、大体いつごろに判断といえますか、スケジュールというのはどうなるのかを聞きたかっただけです。

○議長（宮田勝則君） 教育課長。

○教育課長（米口三喜男君） 今のところ、熊大の先生からの報告あたりを9月もしくは10月初めぐらいに回答いただいて、その後、文化財保護委員さんたちと協議するような形にしておりますので、あと保護委員さんたちの意見がどう取りまとめがという思いをしております。早く取りまとめができれば年内にはいかがかなというような思いを今のところはしております。ここは断定はできませんので、そういった形で思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君） 4番、中西君。

○4番議員（中西義信君） わかりました。早急をお願いしたいというのがまず一番で、やっぱりみんなつかえていますから。

その公表というのはどういう形になるのかな。決まった結果の公表というのは、広報か何かになるのでしょうか。

○議長（宮田勝則君） 教育課長。

○教育課長（米口三喜男君） 最終的には、あと各地区の意見を確認するような形になりますので、仮に文化財として認定されても、あとは最終的に各地区の同意を得て文化財として認定するような形になりますので、行政から文化

財ですとすぐにぱっと回答するわけではありませんので、あと地元のご意見を確認する形になります。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第64号、平成30年度西原村一般会計補正予算（第3号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第64号は原案どおり可決されました。

日程第2、議案第65号、平成30年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 藤吉昌也君 登壇 説明）

○保健衛生課長（藤吉昌也君）議案第65号につきましてご説明いたします。

議案第65号、平成30年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。平成30年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,512万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億62万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年9月6日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

内容につきましてご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款4 県支出金、項1 県補助金、目1 保険給付費等交付金27万円の増額補正でございます。歳出で補正しておりますシステム改修委託料分の支出に対しまして、県より交付されます。

款7 繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金8,485万4,000円の増額補正でございます。平成29年度決算に伴います増額補正でございます。

次に、歳出の主な内容につきましてご説明させていただきます。

7ページをお願いいたします。

款 9 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金、目 5 償還金2,866万9,000円の増額補正でございます。平成29年度療養給付費等負担金の確定によります返還金の増額補正でございます。

予備費に5,618万5,000円の増額補正をさせていただいております。以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第65号、平成30年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第65号は原案どおり可決されました。

日程第3、議案第66号、平成30年度西原村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 藤吉昌也君 登壇 説明）

○保健衛生課長（藤吉昌也君）議案第66号につきましてご説明いたします。

議案第66号、平成30年度西原村介護保険特別会計補正予算（第1号）。

平成30年度西原村介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,654万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億1,254万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年9月6日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

歳入につきましてご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

款 8 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金5,654万6,000円の増額補正でございます。平成29年度決算に伴います増額補正でございます。

続きまして、歳出の主なものについてご説明いたします。

7ページをお願いいたします。

款 3 地域支援事業費、項 1 介護予防・生活支援サービス事業費、目 1 介護予防・生活支援サービス事業費214万8,000円の増額補正でございます。事業費の増加に伴います増額補正でございます。

8 ページをお願いいたします。

款 4 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金、目 1 償還金3,872万7,000円の増額補正でございます。平成29年度介護給付費及び地域支援事業費の額の確定によります返還金の増額補正でございます。

款 4 諸支出金、項 2 繰出金、目 1 繰出金230万9,000円の増額補正でございます。平成29年度の実績に伴います一般会計の繰り入れ分の返還に伴います増額補正でございます。

予備費に1,268万4,000円の増額補正をさせていただいております。以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第66号、平成30年度西原村介護保険特別会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第66号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

（午前 11 時 56 分）

（午後 1 時 00 分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第4、議案第67号、平成30年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 藤吉昌也君 登壇 説明）

○保健衛生課長（藤吉昌也君）議案第67号につきましてご説明いたします。

議案第67号、平成30年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

平成30年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定

めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ343万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,250万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年9月6日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

歳入についてご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

款4繰越金、項1繰越金、目1繰越金343万1,000円の増額補正でございます。平成29年度決算に伴います増額補正でございます。

7ページの歳出予算をお願いいたします。

款4諸支出金、項2繰出金、目1他会計繰出金10万7,000円の増額補正でございます。平成29年度実績に伴います一般会計からの繰り入れ分の返還による増額補正でございます。

予備費に332万4,000円の増額補正をさせていただいております。以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第67号、平成30年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第67号は原案どおり可決されました。

日程第5、議案第68号、平成30年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

内容の説明を建設課長に求めます。

（建設課長 吉田光範君 登壇 説明）

○建設課長（吉田光範君）議案第68号についてご説明いたします。

議案第68号、平成30年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）。

平成30年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に

定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,812万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億604万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年9月6日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

6ページをお願いいたします。

歳入につきましては、平成29年度決算認定にて確定しました実質収支額2,812万4,807円に伴う繰越金1,812万4,000円を増額補正いたしております。

次に、7ページの歳出の主なものは、目1業務費の需用費の修繕費に250万円、工事請負費に200万円の増額補正でございます。

次に、目3積立金の財政基金積立金として1,000万円の増額補正、目1予備費の352万4,000円を増額補正いたしております。以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第68号、平成30年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第68号は原案どおり可決されました。

日程第6、議案第69号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

内容の説明を震災復興推進課長に求めます。

（震災復興推進課長 高本孝嗣君 登壇 説明）

○震災復興推進課長（高本孝嗣君）議案第69号について説明いたします。

議案第69号、工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

平成30年9月6日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

- 1、契約の目的、西大滑第2号 美晴台地区大規模盛土滑動崩落対策工事。
- 2、契約金額、1億6,092万円（税抜き額1億4,900万円）。
- 3、契約の相手方、所在地、阿蘇郡西原村大字布田1291番地1、会社名、株式会社下村組、代表者、下村一恵。

工期については、平成31年3月11日までとなっております。

工事は、熊本地震により被災した見晴台地区の耐震化事業につきまして、指名競争入札により契約の相手方が決定いたしましたので、議会の議決を求めるものでございます。

次ページの参考資料をお願いいたします。

現地は大切畑集落の東側の裏山に当たり、平成6年ごろから地盤勾配約16度の山を切り盛り土し、現在20戸分の約1万3,500㎡の宅地分譲がされております。今回は主体的盛り土部分9,562㎡の崩落を防ぐため、大切畑地区滑動崩落対策工事と同様の工事手法を行います。

次ページを見ていただきたいと思います。

分譲地北側に458本、西側に192本、合計650本のスラリー攪拌工法、固結工による直径1m、長さ5mから10mを打設します。また、西側村道部分においては、さらにブロック積み延長約108m、もたれ式擁壁約20mを築き、もたれ式擁壁の裏には網状鉄筋挿入工を用い、直径38.9mm、長さ7.5mから8mの芯材77本を打ち込み、擁壁の補強、安定を図ります。

今回の工事を行うことにより、見晴台団地は耐震化宅地となり、また、大切畑集落の方々も安心されるものと思います。議員各位におかれましてはご審議の上よろしくをお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第69号、工事請負契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第69号は原案どおり可決されました。

日程第7、同意第3号、西原村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 西山春作君 登壇 説明)

○総務課長(西山春作君) それでは、同意第3号についてご説明いたします。
同意第3号、西原村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

次の者を西原村固定資産評価審査委員会委員に選任したいので地方税法(昭和25年法律第226号)第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

平成30年9月6日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

氏名、森永和紀。

生年月日、昭和25年11月9日。

住所、西原村大字鳥子650番地2。

提案理由といたしまして、西原村固定資産評価審査委員会委員の森永和紀氏が平成30年12月22日に任期満了に伴いまして再任をお願いいたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を得る必要があるためでございます。よろしくお願いいたします。

○議長(宮田勝則君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

同意第3号、西原村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、同意第3号は原案どおり同意されました。

日程第8、発議第3号、西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配付しておりますとおりに派遣することにししたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 異議なしと認め、よって、発議第3号、西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣については、お手元に配付しましたとおりに派遣することに決定いたしました。

日程第9、委員会の閉会中の継続審査申し出についてでございます。

お手元に配付の常任委員会の申し出に従いまして、産業教育常任委員会委員長、林田直行君から申し出がっております。

事件、理由等については記載のとおりです。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査にすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査にすることに決定いたします。

日程第10、委員会の閉会中の継続調査申し出についてでございます。

お手元に配付の各常任委員会の申し出に従いまして、議会運営委員会委員長、上野正博君、総務福祉常任委員会委員長、桂悦朗君、産業教育常任委員会委員長、林田直行君、以上の方から申し出がっております。

事件、期限等については記載のとおりです。

お諮りします。

各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、本日の議事日程及び会期日程は全部終了しました。

これをもって閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 異議なしと認め、これをもって平成30年第3回西原村議会定例会を閉会します。

午後 1時23分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

熊本県阿蘇郡西原村議会議長 宮 田 勝 則

1 番議員 堀 田 直 孝

2 番議員 村 上 高 志